

1 総括

◆(1) 現状と課題①

- 厳しい府民生活を向上させることが急務。そのためには、経済・雇用の改善とともに、住民に最も身近な基礎自治体が、安心・安全を守る役割を今まで以上に果たすことが必要。
- 基礎自治体が十分な行政サービスを提供できるよう、行財政基盤を充実すると同時に、住民が自らの自治体のサービスや施策を自ら決定できるよう、住民自治機能を飛躍的に向上させていくことが不可欠。
- 大阪の場合、住民には近いが行財政基盤が脆弱な小さな基礎自治体から、規模が大きく住民から遠い基礎自治体まで様々。
(人口規模では、6千人の村から266万人の政令市まで)





- 基礎自治体優先の原則のもと、基礎自治体が、住民に身近な存在として「自己決定」「自己責任」が実現できる体制を構築すべきではないか。
- 特に、人口266万の大阪市は、高次の都市機能を支えるため広域機能と基礎機能の両面を担ってきたが、今日の大阪の状況（都市集積、人々の暮らし等）を踏まえ、住民の厳しい生活を支える役割など、改めて、その担うべき役割について精査すべきではないか。
- こうした観点から、行政区のあるべき姿、役割を検討すべきではないか。
- 併せて、府内市町村（政令市を除く）のあるべき方向についても検討していく必要があるのではないか。

◆参考:政令市(行政区)と特別区、市町村の比較(概要)①

	政令市		特別区	市町村
	行政区			
性格	基礎自治体		基礎自治体	基礎自治体
	政令市の内部組織			
人口規模	<p>【全国】</p> <p>300万以上 1:横浜 200万以上 2:大阪、名古屋 100万以上 8 100万未満 8:堺ほか</p> <p>横浜369万～岡山市71万</p>	<p>【大阪市】</p> <p>20万以上 1:平野 15万以上 4 10万以上 8 10万未満 11</p> <p>平野20万～浪速6万</p>	<p>【東京23区】</p> <p>50万以上 7 30万以上 6 20万以上 7 10万以上 2:台東、中央 5万以上 0 5万未満 1:千代田</p> <p>世田谷88万～千代田5万</p>	<p>【大阪府(政令市除く)】</p> <p>50万以上 1:東大阪 30万以上 4 20万以上 3 10万以上 12 5万以上 11 5万未満 10</p> <p>東大阪51万～千早赤阪村6千</p>
事務権限	市町村事務に加えて、府県事務のうち、国道や府県道の管理、児童相談所の設置などの事務を担う	出先機関の一つとして、政令市が決めた方針のもと、住民登録や国民健康保険、保健福祉などの事務を担う(窓口業務がメイン)	福祉、まちづくり、教育など基礎自治体業務全般の事務を担う (特例市並み権限+保健所) ※一部の都市計画、上下水道、消防等は東京都が担う	福祉、まちづくり、教育など基礎自治体業務全般の事務を担う
予算編成	議会の議決を経て予算編成	独自の予算編成なし (市内部の区長裁量予算のみ)	議会の議決を経て予算編成	議会の議決を経て予算編成

◆参考:政令市(行政区)と特別区、市町村の比較(概要)②

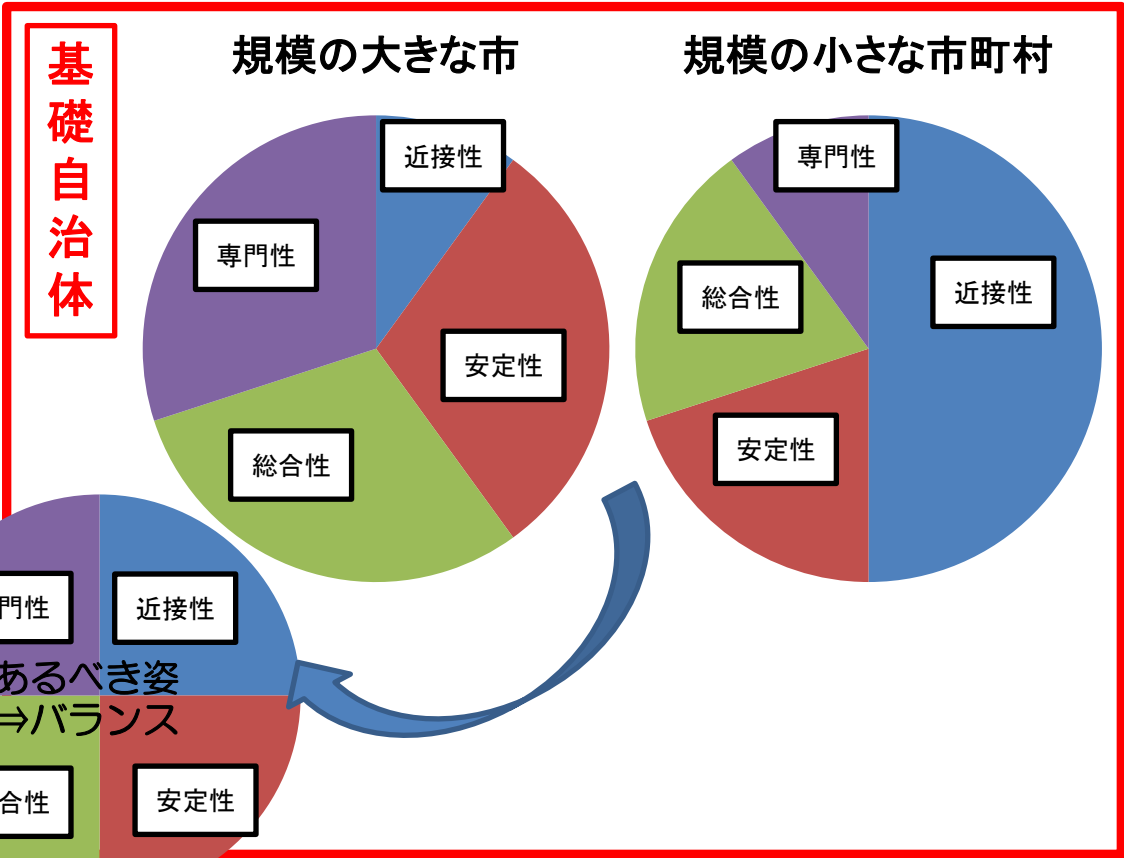
	政令市	行政区	特別区	市町村
	人事	市長に人事権	区長には、出先機関の長としての内部人事権	区長に人事権
政策立案	自ら政策を企画立案し、施策実施	所管事務について一部企画立案するが、基本的には本庁の政策決定に従い施策実施	自ら政策を企画立案し、施策実施	自ら政策を企画立案し、施策実施
首長	市長を直接公選	区長は「出先機関である区の事務所の長」「市長の補助機関」	区長を直接公選	市町村長を直接公選
議会	公選議員による市議会	—	公選議員による区議会	公選議員による市町村議会
直接請求	直接請求制度による市長や市議会に対する住民チェック機能あり	区民による直接請求権なし 区長解職請求などはできない	直接請求制度による区長や区議会に対する住民チェック機能あり	直接請求制度による市町村長や市町村議会に対する住民チェック機能あり

◆(1) 現状と課題②～基礎自治体の要件から見る～

- 自立した基礎自治体には、近接性、安定性、総合性、専門性といった機能が必要
- 特に、地域主権時代においては、「住民からの近さ」と「安定性・総合性」のバランスをいかに確保していくのかが問われる

要件	内容
近接性	住民に身近な存在
安定性	行財政基盤の充実
総合性	総合的な行政サービス
専門性	専門的な職種を有する

住 民



◆参考:基礎自治体の要件

第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」(平成15年11月13日)より

今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となる必要があるとあり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある。

大阪府自治制度研究会「最終とりまとめ」(平成23年1月27日)より

- 分権時代の基礎自治体には、住民の生活や安心を支える担い手として安定した行財政基盤が求められるとともに、住民に最も近い自治体として住民が自らのサービスを決定しその責任を持つという自治の基本を確実に実現できる体制を構築していくことが求められる。
- 基礎自治体としてふさわしい体制は、
 - ・ 安定した行財政基盤実現のため規模の大きさだけを追求することや、
 - ・ 直接行政の実施主体の有無にあるのではなく、
- 例えば、
 - ・ 行政組織が巨大な官僚制となるのではなく、住民に身近で顔の見える応答的な職員で構成され、住民参加のもと地域課題の解決が図られること、
 - ・ 身近に首長・議会を選挙できる間接民主主義が機能すること、
 - ・ 住民の直接請求など直接民主主義的手法が実現できることなど、住民がコントロールできる規模、体制をいかに実現するか、という広域自治体では実現することが困難なメリットの観点からあるべき姿を考えることが必要ではないか。
- 規模の大きさや直接行政の実施に偏って基礎自治体のあり方を考えると、広域自治体に対する基礎自治体の優先性が薄れてしまうのではないか。

◆参考:政令市の行政区長と市町村長・特別区長との違い(イメージ)

	政令市の行政区長	市町村長・特別区長
政策のスタンス	政令市長(各局)の指揮命令のもと、限られた施策を実施 (出先事務所の長)	住民目線を常に意識しながら、住民のための政策を自ら考え実施 (基礎自治体の長)
住民との関係(イメージ)		
備考	巨大な政令市長と住民との距離は遠い	市町村長・特別区長は、住民の顔が見える距離

◆(2)①-1 問題意識の整理～政令市と行政区～①

(財政面は第4回で検討)

項目	分析概要	問題意識	分析編ページ
権限	<ul style="list-style-type: none"> ● 政令市は、福祉保健や道路管理など一部府県の権限も含め他都市よりも多くの権限を有し、総合的な行政を実施 ● 行政区の権限は、戸籍・住民登録、福祉等の窓口業務などに限られている ● 大阪市、堺市の行政区の権限は、土木部門や税務部門を併せ持つ他の政令市の行政区と比べ、より限定的 	<p>◆ 住民登録、福祉などの権限に限られており、住民自治の向上のための役割を担っていると言えるのか</p>	P39～
行政サービス	<p>総評</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 政令市として、総合的で専門的な行政サービスを展開 ● 広域機能にも及ぶ広い管理スパン ● 区により実情は様々（人口や事業所数等について小規模市程度の区から中核市程度の区まで様々） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各区の実情に応じた行政サービスを目指すべきではないか ◆ 広域機能と基礎機能を分けた方が、よりきめ細かな行政サービスの展開が可能ではないか 	—
	<p>教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 政令市が受け持つ学校の種類は多い（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、支援学校） ● 大阪市の公立学校数は全国一多い（府の3倍、高槻市の6.4倍、東京都の2倍） ● 大阪市の教育委員一人当たりの学校数・児童生徒数多い（中核市や一般市の5倍～1.3倍） 	<p>◆ 学校の管理スパンは大阪府や東京都を抜いており、きめ細かな教育行政が行いにくくなっているのではないかと</p>	P47～
	<p>道路管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 政令市が受け持つ道路の種類は多く、管理延長は長い <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市：11,865路線、3,849km（府内の20%） ・堺市：9,854路線、2,038km（府内の11%） 	<p>◆ 限られた財源の中、生活道路（基礎機能）と幹線道路（広域機能）をバランスよく整備していくことが難しくなっているのではないかと</p>	P51～


◆(2)①-1 問題意識の整理～政令市と行政区～②

項目	分析概要	問題意識	分析編ページ
行政サービス	福祉 <ul style="list-style-type: none"> ● 政令市は、府県の権限も含め他都市よりも多くの権限を有し、総合的な施策を展開 ● 大阪市の高齢者福祉施策の水準は他の大都市に匹敵 ● 高齢化の状況は各区まちまちである中、市域一律の施策（東京都特別区では、各区で施策が異なる） ● 大阪市は待機児童の解消を積極的に図り、かなり改善 ● 保育所入所率は区により76%～124%と様々 ● 市全体として待機児童数を上回る定員割れの状況 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各区の実情に応じた、きめ細かなサービスが求められるのではないか 	高齢 P55～ 保育 P59～
	防災・危機管理 <ul style="list-style-type: none"> ● 政令市（特に大阪市）は、全国的にも優れた消防機能を持つなど、防災・危機管理の体制を確保 ● 行政区は、住民に近い現場にあるにも関わらず役割が限定的 ● 併せて、大規模災害に際しても、時として府と市の考え方にズレ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民に最も身近な行政区の防災・危機管理機能を向上すべきではないか ◆ きめ細かく安心・安全を守るための機能を果たせるよう行政区に権限と責任を持たせるべきではないか ◆ 大規模災害における広域自治体と基礎自治体との役割分担を確立すべきではないか 	P63～
住民との距離	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治体である政令市には、市長公選、市議会、直接請求といった住民コントロールの仕組みがある ● 行政区では、区長は公選ではなく、区議会はない ● 行政区に関することであっても、直接請求の単位は市全体となり成立が非常に難しい ● 大阪市では、身近な区役所がワンストップで住民の声を受付けるが、本庁から、一体性・総合性を確保した上で回答 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民に身近な行政区において、住民コントロールを高めていくべきではないか ◆ 住民の声を施策に反映するためには、身近な区役所が責任をもって回答すべきではないか ◆ 果たして行政区は住民コントロールが効いた組織と言えるのか（市長の事務を分掌する出先機関） 	P75～

◆(2)①-1 問題意識の整理～政令市と行政区～③

項目	分析概要	問題意識	分析編ページ
体制・人員	<ul style="list-style-type: none"> ●政令市（特に大阪市）の組織は、総合的な行政サービスが提供可能な体制を確保 ●特に大阪市は、基礎機能と広域機能の両面を確保 ●人員については、大阪市は、他の政令市（横浜市、川崎市、名古屋市）に比べ、人口当たり職員数が多い（特に、公営企業、土木、衛生（清掃）部門、技能労務職等） ●また、府内市町村との比較分析も行った。他の市町村とは権限の範囲が異なるため、同じ事務権限における職員配置数を比較したところ、大阪市の方が、 <ul style="list-style-type: none"> ・中核市（高槻市）より21.6人（36.5%）多い ・一般市（守口市）より12.4人（21.0%）多い 結果となった ●また、昼間人口の多寡に関わる事務について昼間人口を考慮した人口当たりの職員数で比較したところ、大阪市の方が、 <ul style="list-style-type: none"> ・中核市（高槻市）より7.4人（15.1%）多い ・一般市（守口市）より3.1人（6.3%）多い 結果となった ●行政区の事務について、他の市町村（守口市等4市）における同様の事務に従事している人員と比較したところ、ほぼ同程度又は大阪市の方が多く結果となった 	<p>◆最適な組織・人員体制となっているのか</p>	<p>P81 ～</p>
行政コスト	<ul style="list-style-type: none"> ●政令市は、一部府県の権限も含め他都市よりも多くの権限を有しており、人口当たり歳出規模も大きい ●大阪市と他政令市（横浜市、川崎市、名古屋市）との人口当たり歳出総額を比較すると、大阪市が最大（横浜市の1.6倍）で、人件費・扶助費・補助費等・公債費が多い ●府内中核市（高槻市、東大阪市）・一般市（守口市等4市）との間で、権限の違いを考慮した2種類の方法（①大都市権限相当分を除く方法、②大阪府+市町村での比較）により比較しても、大阪市の方が人口当たり歳出は大きい結果となった ●また、同じ府内市町村及び横浜市、名古屋市との間で、全国共通の尺度である交付税算定額と決算額との比較を3費目（生活保護、戸籍住民基本台帳、徴税）で行ったところ、すべての費目で決算額の方が上回っているのが、大阪市と名古屋市 ●3費目の給与部分すべてで決算額の方が上回っているのは大阪市のみという結果となった 	<p>◆最適なコストパフォーマンスになっているのか</p>	<p>P107 ～</p>

- ◇政令市制度のもとで、都市内分権により住民自治機能を向上させていくのか
- ◇現行制度を見直し、新たな体制・枠組みのもとで、行政区が住民に身近な存在として基礎機能の充実を目指すのか

- 
- ①基礎自治体への再編（分割）
 - (A) 市町村に分割
 - (B) 特別区に分割
 - ②政令市を存置
 - (C) 区長公選、区の権限強化
 - (D) 都市内分権（区長公選以外）

◆(2)①-3 今後のあり方(検討パターン) ～政令市における基礎機能の充実～

	再編(分割)		政令市存置	
	市町村	特別区(都区制度を活用)	区長公選	都市内分権
概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法人格ある市 ➢ 公選市長 ➢ 市議会設置 ➢ 完全な基礎自治体の権限 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法人格ある特別区 ➢ 公選区長 ➢ 区議会設置 ➢ 一部基礎自治体の権限が府(都)に留保 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 行政区のまま ⇒法人格の付与を検討 ➢ 公選区長 ➢ 議会機能のあり方検討要 ➢ 市長権限の大幅移譲 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 行政区のまま 法人格なし ➢ 市長任命の区長(※) (市の内部機関の長) ➢ 区議会なし ➢ 市長権限の一部 現在の権限を基本に 上乗せ
効果	<p>□住民に近い基礎自治体としての機能が充実できるのではないか (住民応答性、直接自治、間接自治の向上)</p>	<p>□住民に近い基礎自治体としての機能が充実できるのではないかと ただし、一部基礎機能を広域で担うため、基礎自治体への再編に比べ限定的</p>	<p>□区長公選とあわせて、権限と財源を抜本的に移譲することで、基礎自治体としての機能が向上</p> <p>□住民に身近な地域ニーズにあった行政が展開できるのではないかと</p>	<p>□住民参加の促進や区の権限の上乗せにより、行政区の基礎自治体機能は一定程度向上するのではないかと ただし、区長公選に比べ限定的なもの</p>
課題	<p>□都市としての一体性、スケールメリットを損なうのではないかと ⇒都市の一体性、パワーをどう考えるのか</p>	<p>□都市としての一体性、スケールメリットを損なうのではないかと ただし、一部基礎機能を広域で担うことで、基礎自治体への再編よりは一体性を確保</p>	<p>□市長と区長の役割分担の整理が必要ではないかと 市長と区長を限りなく対等の関係とするのか、大きな市長権限のもと限られた権限をもつ関係とするのか</p>	<p>□住民に身近な基礎自治機能を担う存在となるのか</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(※) 準公選(住民投票)/区選出市議から任用/政治的任用/現状どおり など</p> </div>

※財政関係は第4回協議会

◆(2)②-1 問題意識の整理～府内市町村～①

項目	分析概要	問題意識	分析編ページ
人口等 基本構造	<ul style="list-style-type: none"> ● 府内市町村は、人口266万人の大阪市、84万人の堺市、51万人の東大阪市から人口6千人の千早赤阪村まで様々 ● 人口に加えて、面積、少子高齢化の進行具合、産業の集積状況なども多様 <ul style="list-style-type: none"> ・面積：大阪市222.47km²、堺市149.99km²、河内長野市109.61km²から忠岡町4.03km²まで ・65才以上人口：岬町26.0%から摂津市14.9%まで ・昼夜間人口比率：大阪市138.0%、田尻町120.4%から豊能町63.9%まで ・事業所数：大阪市209,636所、堺市31,953所、東大阪市29,064所から千早赤阪村241所まで 	<p>◆それぞれの市町村が住民に身近な行政を地域の実情に応じて展開していくことが必要であり、そのためには、行財政基盤の強化が不可欠ではないか</p>	P119～
行財政面	<ul style="list-style-type: none"> ● 府内市町村は、行財政面から見ても、税金、職員数、財政規模等の極めて大きな大阪市、堺市、東大阪市から小規模な千早赤阪村まで様々 <ul style="list-style-type: none"> ・税金：大阪市623,613百万円、堺市127,339百万円、東大阪市76,073百万円から千早赤坂村613百万円まで ・職員数：大阪市38,979人、堺市6,409人、東大阪市3,649人から千早赤阪村80人まで ・標準財政規模：大阪市741,491百万円、堺市176,277百万円、東大阪市103,571百万円から千早赤阪村1,937百万円まで ● 財政基盤の安定の面でも財政力指数が1を超える田尻町、摂津市、吹田市、箕面市、0.9台の茨木市、泉佐野市、豊中市、大阪市、高石市から0.5を割る能勢町、千早赤阪村まで大きな差 		P124～

◆(2)②-1 問題意識の整理～府内市町村～②

項目	分析概要	問題意識	分析編ページ
適正規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 府内市町村の人口一人当たりの行政経費から見ると、人口規模が20～30万人程度が最も低い ● 人口規模が大きい団体ほど専任の組織を設置し、専門性が高くなっている。専門職員の配置状況を見ても、人口規模の大きい団体ほど比較的配置人数が多い ● 一般市の事務内容を基本に、特例市（20万以上）中核市（30万以上）政令市（50万以上）とそれぞれ権能が加わり、行政サービスの範囲が拡大 ● 中核市以上では保健所が設置され、住民の健康、安心・安全の面からも、責任ある行政サービスが展開できる 	<p>◆ 政令市のあり方とあわせて府内市町村を中核市程度の規模（30万）に再編していくべきではないか</p>	<p>P135～</p>

◇総合的、安定的な行財政基盤を強化するため、府内市町村の合併を進めるのか

◇基礎自治体どうしの水平連携を活用して、実質的な体制整備を図っていくのか

①再編する

②再編しない

(ア) 水平連携

(イ) 政令市中心に連携

◆(2)②-3 今後のあり方(検討パターン) ～府内市町村における基礎機能の充実～

	府内市町村の再編 市町村合併の推進	水平連携の強化	
		府内市町村間での連携	政令市を核とした連携
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村合併を進めることで、府内市町村を中核市程度の規模に再編 	<ul style="list-style-type: none"> ●広域連合や事務の委託など、府内市町村間の水平連携を進めることで、実質的に中核市程度の行財政体制を確立 	<ul style="list-style-type: none"> ●政令市を核に府内市町村との水平連携を進めることで、府内市町村においても、実質的に中核市程度の行財政体制を確立
効果	<input type="checkbox"/> 市町村の行財政基盤の強化が図られ、行政の効率化、さらに、専門組織・職員の確保により高度な行政サービスが可能になるのではないか	<input type="checkbox"/> 市町村合併によらず、個々の行政分野毎の必要性に応じた現実的な対応ができるのではないか	<input type="checkbox"/> 市町村合併によらず、個々の行政分野毎の必要性に応じた現実的な対応ができるのではないか <input type="checkbox"/> 政令市の高い行財政能力を活用できるのではないか
課題	<input type="checkbox"/> 合併は市町村の自主的な取り組みであり、市町村間での合意が必要。実現するには、住民コンセンサスなどハードルは極めて高いのではないか	<input type="checkbox"/> 「WIN・WIN」の関係では成立するが、市町村間で利害が対立する場合や一方が補完、他方が受益だけの関係では難しいのではないか <input type="checkbox"/> 責任の所在が不明確になりやすいのではないか	<input type="checkbox"/> 政令市といえども「WIN・WIN」の関係は不可欠であり、一方的な補完の関係では成立が難しいのではないかと <input type="checkbox"/> 実際に行われている政令市を核とした水平連携は限られており、実現性はあるのか

參考資料

◆参考1:都市内分権(地域協働)の事例①

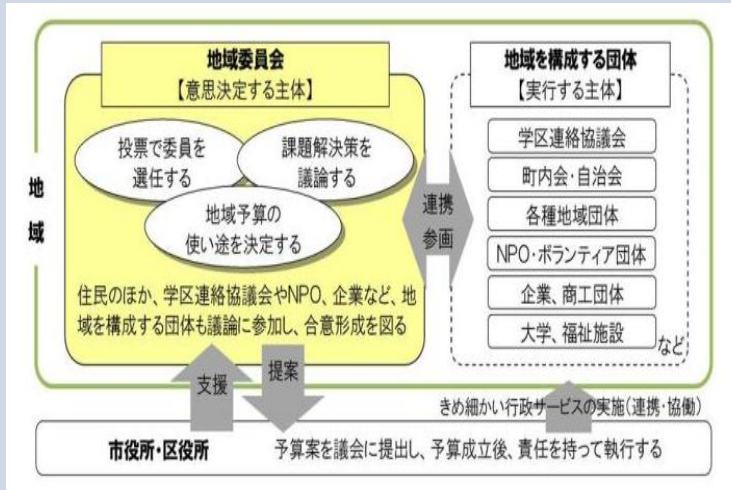
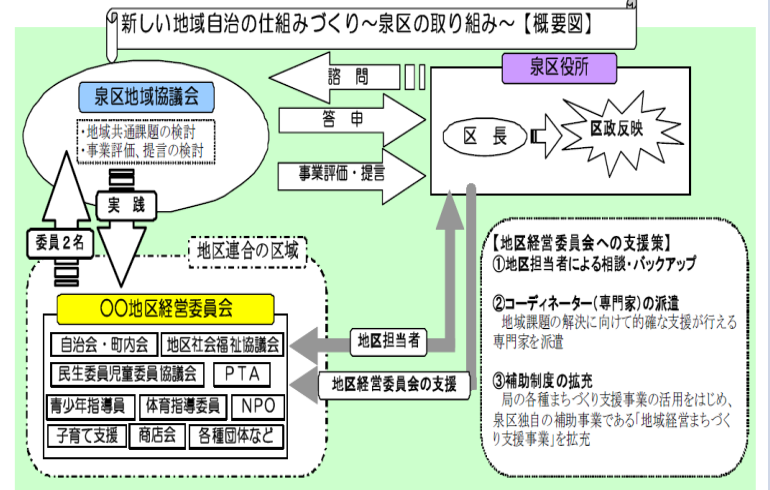
- 「区政会議」や「地域委員会」など都市内分権（地域協働）の取組が各市で進んでいる
- 主な趣旨は、市政・区政について住民が意見を述べ、評価を行うこと
- 予算の一部の用途を住民が決定できるところもある（名古屋市、池田市）
- 委員の選出を住民投票により行うところもある（名古屋市）
- 大阪市においても、今年度から「区政会議」の設置や「地域活動協議会」を立ち上げる地域への支援をはじめると、住民の声を地域施策に反映させようという取組みを進めている
- 一方で、現行の取組では、区長公選制や区議会がなく、住民自治の具体化の面で限界があるのではないか、区役所への権限移譲等とあわせて住民自治を抜本的に強化すべきではないか、との議論

	大阪市		名古屋市	横浜市泉区	川崎市	大阪府池田市
名称	区政会議	地域活動協議会	地域委員会	地域協議会	区民会議	地域コミュニティ推進協議会
概要	区の運営方針や予算・決算等への意見、区政の評価	地域団体等が地域活動や課題解決に協働して取り組む	地域課題解決のため市予算の一部の用途を決定	区政運営についての意見、区長の諮問を受け、審議・答申	区の課題解決のための方策を調査・審議	地域団体がまちづくりのための予算を市へ提案し活用
予算決定権	×	×	○	×	×	○
投票による委員選出	×	×	○	×	×	×

◆参考1:都市内分権(地域協働)の事例②

		大 阪 市	
		(区政会議)	(地域活動協議会)
目的等	区民との協働による区政運営の実現に向けて、区民が区政をチェックする仕組みを設ける。		地域住民が「地域のことは地域で決める」という意識のもと、地域課題を共有し、これらに向けて連携・協力してく仕組みをつくる。
内容	区の運営方針や予算・決算、区域で実施される事務事業について意見を述べ、区政を評価する。		地域団体・企業等や多様な人材が集まり、地域の将来像を共有しながら、地域活動や課題解決に協働して取り組む。
委員	区民(住民及び通勤・通学する者)、学識経験者等のうち、 <u>区長が適当と認める者</u>		連合町会や地域福祉協議会を軸として構成。
選任	区長が委嘱		地域で自主的に編成。
備考			地域に1つのみ設置できる。

◆参考1:都市内分権(地域協働)の事例③

	<h2 style="text-align: center;">名古屋市 (地域委員会)</h2>	<h2 style="text-align: center;">横浜市泉区 (地域協議会)</h2>
		
目的等	地域の意見及び要望の行政へのきめ細かな反映、地域内分権による住民の行政への参加並びに地域コミュニティのさらなる活性化を目指す。	地域の課題には地域自らが取り組む“地域の課題解決力”を基本に、それを行政が支援するという「地域による課題解決型」を原点とする新しい仕組み。
内容	地域課題を解決するために、投票で選ばれた委員を中心に話し合い、 <u>市予算の一部の使い途を決定。</u>	・区政運営や区の事務について意見交換、地域に関わる区の施策について区長の諮問を受け、審議し、答申。など
委員	立候補による「公募委員」と地域団体の推薦による「推薦委員」で構成	地域団体の推薦
選任	「 <u>公募委員</u> 」は住民投票、「 <u>推薦委員</u> 」は信任投票を実施し、市長が選任	地区経営委員会(町内会のほか各種団体(地区社協、体育指導委員協議会、NPO団体、商店会など)で構成)の推薦により区長が委嘱
備考	8地区でモデル実施	

◆参考1:都市内分権(地域協働)の事例④

	<h2 style="text-align: center;">川崎市 (区民会議)</h2>	<h2 style="text-align: center;">池田市 (地域コミュニティ推進協議会)</h2>
	<p>■ 区民会議を通じた課題把握から解決までのイメージ</p>	
<p>目的等</p>	<p>区民の参加と協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、暮らしやすい地域社会をつくる。</p>	<p>「自分たちのまちは自分たちでつくろう」を合言葉に、市との協働でまちづくりを進める</p>
<p>内容</p>	<p>区における地域社会の課題を把握し、参加と協働により、その解決を図るための方針及び方策について調査・審議。</p>	<p>個人住民税の一定額を地域のために活用できるように、市に対する予算提案権を付与。※当面は市全体で個人市民税の1%</p>
<p>委員</p>	<p>区民(区内に住所を有する者のほか、区内に勤務または通学、区内で次行活動を行う者など)</p>	<p>住民(通勤・通学する者、法人・その他の団体を含む。)</p>
<p>選任</p>	<p>地域団体からの推薦、公募及び区長の推薦により、市長が委嘱</p>	<p>不明</p>
<p>備考</p>		<p>1校区に1協議会</p>

◆参考2: 諸外国における自治制度の例①

●多くの諸外国では、区長公選や区議会設置など住民参政の仕組みを採り入れ、身近な行政に住民意思を反映

	大阪	東京	ドイツ ベルリン	韓国 ソウル	イギリス ロンドン	アメリカ ニューヨーク	フランス パリ
住民参政の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 区長は市長が任命 区議会なし 	<ul style="list-style-type: none"> 区長公選 区議会あり 	<ul style="list-style-type: none"> 区長は区議会から選任 区議会あり 	<ul style="list-style-type: none"> 区長公選 区議会あり 	<ul style="list-style-type: none"> 区長は議員内閣制又は公選 議会あり 	<ul style="list-style-type: none"> 区長公選 区議会なし 	<ul style="list-style-type: none"> 区長は区議会から選任 区議会あり
イメージ図	<p>府</p> <p>政令市</p> <p>市一町一般村の</p> <p>法令や条例による一部事務移譲</p>	<p>都</p> <p>特別区</p> <p>市一町一般村の</p> <p>都が一体的に行うことが必要な事務</p>	<p>広域州</p> <p>都市州</p> <p>クライス</p> <p>ゲマインデ</p> <p>郡独立市</p>	<p>ソウル特別市</p> <p>広域市</p> <p>道</p> <p>自治区</p> <p>自治区</p> <p>郡</p> <p>市</p> <p>特別都市</p>	<p>GLA</p> <p>4つの実務機関</p> <p>ロンドン区(32)</p> <p>シティ・オブ・ロンドン</p>	<p>州</p> <p>ワシントン D.C.</p> <p>カウンティ</p> <p>市町村</p> <p>ニューヨーク シティ</p>	<p>レジオン</p> <p>デパルタマン</p> <p>パリ</p> <p>コミューン</p> <p>マルセイユ</p> <p>リヨン</p>
			<p>※連邦制のため各州に主権</p> <p>※都市州は、ベルリン州のほかハンブルクとブレーメン</p>		<p>※国全体では、一層制と二層制が混在</p> <p>※4つの実務機関は、交通局、経済開発公社、首都警察局、消防・緊急時計画局</p>	<p>※連邦制のため各州に主権</p>	

◆参考2:諸外国における自治制度の例②

	大阪	東京	中国 上海	インドネシア ジャカルタ	タイ バンコク	シンガポール	韓国 プサン
住民 参政の 仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・区長は市長が任命 ・区議会なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・区長公選 ・区議会あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は市の人民代表大会で選出 	<ul style="list-style-type: none"> ・首長公選 ・県・市議会あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・区長は都知事が任命 ・区議会あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・長は国会議員から任命 ・議会なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・区長公選 ・区議会あり
イメージ 図				<p>※ジャカルタはジャカルタ首都特別州であり、6市1県で構成されている</p>		<p>※地方公共団体は無いが、5つの社会開発協議会を設置。</p>	

2 分析編 I

～ 大阪市・堺市の行政区と
中核市・特別区等との比較～

(1) 大阪市・堺市各区の現状

(1) 大阪市・堺市各区の現状

● 行政区ごとに実情は様々

基礎自治体優先を実現していくためには、住民参画のもと、人口・人口構成、事業所数、昼夜間人口もそれぞれに特色もある中で、各区の実情に応じた行政サービスを提供していく必要があるのではないか

※堺市よりも大阪市の方が区間の差が顕著

大 阪 市			堺 市	
・浪速区(6万人)～平野区(20万人)	約3.2倍	人 口	・美原区(4万人)～北区(15万人) ※7区中5区は12～15万人と近似	約4.0倍
・浪速区(6.4%)～鶴見区(16.7%)	約2.6倍	15歳未満 人口割合	・堺区(12.3%)～中区(15.4%) ※差はそれほど大きくない	約1.3倍
・西区(14.5%)～西成区(29.1%)	約2.0倍	65歳以上 人口割合	・中区(19.5%)～東区(24.3%) ※差はそれほど大きくない	約1.2倍
・浪速区(4km ²)～住之江区(20km ²) ※全体的に狭い。住之江区で政令指定都市を除く 府内41市町村の中で28番目に相当	約4.8倍	面 積	・東区(10km ²)～南区(40km ²) ※全体的に狭い。南区で政令指定都市を除く 府内41市町村の中で14番目に相当	約3.9倍
・此花区(3千所)～中央区(3万4千所) ・旭区(3万人)～中央区(57万人) ※小規模市から東大阪市程度まで	約10.8倍 約18.7倍	事業所数・ 従業者数	・美原区(2千所)～北区(9千所) ・東区(1万7千人)～堺区(10万3千人) ※小規模市から特例市程度まで	約5.0倍 約5.9倍
・大正区(109億円)～中央区(1,150億円)	約10.5倍	税 収	・美原区(61億円)～堺区(333億円)	約5.5倍
・福島区(12.1%)～西成区(211.7%)	約17.5倍	生活保護率	・美原区(8.3%)～堺区(44.2%)	約5.3倍
・鶴見区(86.8%)～中央区(761.8%)	約8.8倍	昼夜間人口 比率	・市域全体として、93.5% (行政区ごとのデータなし)	

◆参考:大阪市各区の現状①

※()書きは参考都市比較。政令指定都市については、行政区平均又は市全体

順位	国勢調査人口(人) H22.10.1	
1	平野区	200,080 (横浜204,978)
2	東淀川区	176,629
3	淀川区	172,040
4	城東区	165,914
5	住吉区	155,660 (守口146,554)
6	生野区	134,059 (名古屋141,494)
7	東住吉区	130,711
8	住之江区	127,331 (松原124,400)
9	西成区	122,020 (堺120,305)
10	鶴見区	111,223 (大阪111,099)
11	北区	110,405
12	阿倍野区	106,570
13	都島区	102,619
14	西淀川区	97,537
15	旭区	92,538
16	港区	84,935
17	西区	83,106
18	東成区	80,234
19	中央区	78,790 (泉大津77,564)
20	天王寺区	69,830
21	大正区	69,521
22	福島区	67,285
23	此花区	65,581
24	浪速区	61,753 (大阪狭山58,238)
	市全体	2,666,371
	平均	111,099

順位	面積(km2) H22.10.1	
1	住之江区	20.77 (横浜24.17) (堺21.43)
2	此花区	16.41 (名古屋20.40)
3	平野区	15.30 (松原16.66)
4	西淀川区	14.23
5	東淀川区	13.25 (泉大津12.92)
6	淀川区	12.64 (守口12.73)
7	北区	10.33 (大阪狭山11.86)
8	東住吉区	9.75
9	大正区	9.43
10	住吉区	9.34 (大阪9.27)
11	中央区	8.88
12	城東区	8.42
13	生野区	8.38
14	鶴見区	8.16
15	港区	7.90
16	西成区	7.35
17	旭区	6.30
18	都島区	6.05
19	阿倍野区	5.99
20	西区	5.20
21	天王寺区	4.80
22	福島区	4.67
23	東成区	4.55
24	浪速区	4.37
	市全体	222.47
	平均	9.27

順位	人口密度(人/km2) H22.10.1	
1	城東区	19,705
2	阿倍野区	17,791
3	東成区	17,634
4	都島区	16,962
5	住吉区	16,666
6	西成区	16,601
7	生野区	15,997
8	西区	15,982
9	旭区	14,689
10	天王寺区	14,548
11	福島区	14,408
12	浪速区	14,131
13	鶴見区	13,630
14	淀川区	13,611
15	東住吉区	13,406
16	東淀川区	13,330
17	平野区	13,077 (大阪11,985)
18	港区	10,751 (守口11,512)
19	北区	10,688 (横浜8,482)
20	中央区	8,873 (松原7,467)
21	大正区	7,372 (名古屋6,935)
22	西淀川区	6,854 (泉大津5,849)
23	住之江区	6,131 (堺5,615)
24	此花区	3,996 (大阪狭山4,910)
	市全体	11,985

◆参考:大阪市各区の現状②

※()書きは参考都市比較。政令指定都市については、行政区平均又は市全体

順位	15歳未満人口割合(%) H17.10.1	
1	鶴見区	16.7 (泉大津17.0) (松原14.6)
2	平野区	15.3 (大阪狭山14.6)
3	西淀川区	13.9 (堺14.1)
4	住之江区	13.2 (横浜13.5)
5	住吉区	13.0 (守口13.2)
6	城東区	13.0 (名古屋13.2)
7	此花区	12.8
8	天王寺区	12.7
9	東住吉区	12.6
10	大正区	12.5
11	阿倍野区	12.4
12	港区	12.4
13	東淀川区	12.0 (大阪12.0)
14	東成区	11.8
15	都島区	11.7
16	旭区	11.4
17	生野区	11.4
18	福島区	11.3
19	淀川区	10.9
20	西区	9.2
21	北区	8.7
22	中央区	7.6
23	西成区	7.5
24	浪速区	6.4
	市全体	12.0

順位	15～64歳人口割合(%) H17.10.1	
1	中央区	74.1
2	淀川区	70.9
3	北区	70.5
4	東淀川区	70.4
5	都島区	70.2
6	天王寺区	69.3
7	福島区	68.8 (横浜68.7)
8	浪速区	68.5 (大阪狭山68.2)
9	住之江区	67.9 (名古屋67.4)
10	城東区	66.9 (大阪66.6)
11	港区	66.8 (堺66.6)
12	大正区	66.5 (泉大津66.5)
13	西淀川区	66.5 (松原66.2)
14	鶴見区	65.9
15	此花区	65.4
16	東成区	65.2
17	住吉区	64.9
18	旭区	64.9
19	平野区	64.4
20	阿倍野区	64.4 (守口64.3)
21	東住吉区	63.8
22	生野区	62.1
23	西区	61.9
24	西成区	61.6
	市全体	66.6

順位	65歳以上人口割合(%) H17.10.1	
1	西成区	29.1
2	旭区	23.5
3	生野区	23.4
4	東住吉区	23.0
5	阿倍野区	22.6
6	住吉区	21.5
7	此花区	21.3
8	東成区	21.2
9	大正区	20.9
10	港区	20.7
11	平野区	20.1 (大阪20.1)
12	浪速区	19.8 (守口19.9)
13	城東区	19.4 (松原19.1)
14	西淀川区	18.8
15	福島区	18.7 (堺18.6)
16	住之江区	18.7 (名古屋18.4)
17	中央区	18.2
18	都島区	18.0
19	天王寺区	17.8
20	北区	17.6
21	淀川区	17.3 (大阪狭山17.2)
22	東淀川区	17.1 (横浜16.9)
23	鶴見区	16.9 (泉大津16.4)
24	西区	14.5
	市全体	20.1

◆参考:大阪市各区の現状③

※()書きは参考都市比較。政令指定都市については、行政区平均又は市全体

順位	人口増減率(%) H17.10.1⇒H22.10.1	
1	中央区	17.92
2	西区	14.49
3	浪速区	13.99
4	福島区	10.38
5	北区	9.98
6	天王寺区	8.88
7	鶴見区	3.54
8	城東区	3.10(横浜3.07)
9	都島区	2.79
10	此花区	2.78
11	港区	2.10(名古屋2.21)
12	西淀川区	1.96(大阪1.43)
13	淀川区	1.67(堺1.34)
14	東成区	1.65(大阪狭山0.05)
15	平野区	-0.30(泉大津-0.14)
16	阿倍野区	-0.73(守口-0.62)
17	東淀川区	-0.96
18	住吉区	-2.10
19	住之江区	-2.52(松原-2.26)
20	旭区	-2.80
21	東住吉区	-3.19
22	生野区	-3.25
23	大正区	-5.04
24	西成区	-8.09
	市全体	1.43

順位	昼夜間人口比率(%) H17.10.1	
1	中央区	761.8
2	北区	430.4
3	西区	273.3
4	天王寺区	188.6
5	浪速区	183.4
6	福島区	143.9(大阪138.0)
7	淀川区	131.4
8	此花区	119.6(名古屋114.7)
9	阿倍野区	108.5
10	住之江区	107.8
11	港区	107.2
12	西淀川区	104.9
13	東成区	102.5(守口102.4)
14	大正区	101.1
15	都島区	100.3
16	西成区	100.2
17	生野区	96.1
18	平野区	92.6(堺93.5)
19	東淀川区	92.3(泉大津90.9)
20	旭区	90.6(松原90.8)
21	城東区	89.4(横浜90.4)
22	住吉区	88.5
23	東住吉区	88.2
24	鶴見区	86.8(大阪狭山84.6)
	市全体	138.0

順位	生活保護率(%) H22.3		※堺市はH22.3、他府内市はH23.3、他県指定都市はH22.9
1	西成区	211.7	
2	浪速区	103.3	
3	平野区	67.8	
4	生野区	64.1	
5	住吉区	58.1	
6	東住吉区	57.4	
7	東淀川区	55.2(大阪52.9)	
8	大正区	47.8	
9	住之江区	47.2	
10	旭区	45.6	
11	港区	45.4	
12	東成区	41.8	
13	此花区	40.6	
14	西淀川区	36.4(守口36.9)	
15	都島区	34.4	
16	淀川区	32.8	
17	城東区	29.8	
18	阿倍野区	28.7	
19	中央区	26.1(堺27.0)	
20	北区	24.4(松原23.1)	
21	天王寺区	23.0(泉大津20.5)	
22	鶴見区	22.9(名古屋18.8)	
23	西区	16.8(横浜17.2)	
24	福島区	12.1(大阪狭山13.3)	
	市全体	52.9	

◆参考:大阪市各区の現状④

※()書きは参考都市比較。政令指定都市については、行政区平均又は市全体

順位	事業所数 H21.7.1(経済センサス)	
1	中央区	33,914
2	北区	28,430
3	淀川区	13,300
4	西区	12,974
5	生野区	9,840(大阪8,735)
6	平野区	8,756(名古屋8,262)
7	城東区	7,213(守口7,627)
8	天王寺区	6,901
9	東住吉区	6,819(横浜6,849)
10	西成区	6,628
11	住吉区	6,420
12	東淀川区	6,355
13	浪速区	6,268
14	住之江区	6,148
15	東成区	6,108
16	都島区	6,032
17	阿倍野区	5,994
18	福島区	5,706(松原5,360)
19	港区	4,940
20	西淀川区	4,769
21	鶴見区	4,628(堺4,565)
22	旭区	4,300
23	大正区	4,054(泉大津3,682)
24	此花区	3,139(大阪狭山2,009)
	市全体	209,636
	平均	8,735

順位	従業者数(人) H21.7.1(経済センサス)	
1	中央区	574,156
2	北区	446,897
3	西区	173,730
4	淀川区	160,767
5	住之江区	79,039(名古屋95,873)
6	浪速区	76,039(横浜86,271)
7	天王寺区	71,149(守口72,976)
8	平野区	70,846
9	福島区	65,262
10	城東区	60,790
11	東淀川区	60,495
12	生野区	58,216
13	阿倍野区	57,002
14	都島区	53,953
15	西淀川区	51,395
16	東住吉区	50,338
17	港区	48,888(堺48,014)
18	住吉区	47,816
19	西成区	46,714
20	東成区	46,481
21	此花区	44,634(松原44,982)
22	鶴見区	42,690
23	大正区	36,726(泉大津32,547)
24	旭区	30,623(大阪狭山21,410)
	市全体	2,454,646
	平均	102,277

順位	税収(百万円) H21決算	
1	中央区	115,072
2	北区	94,870
3	淀川区	38,948(横浜39,664)
4	西区	34,393(名古屋30,862)
5	住之江区	27,690
6	平野区	24,316(大阪25,984)
7	東淀川区	22,725(守口22,432)
8	城東区	22,129
9	阿倍野区	20,100
10	住吉区	18,921(堺18,191)
11	東住吉区	17,390
12	西淀川区	17,339
13	天王寺区	16,810
13	都島区	15,873
15	浪速区	15,551
16	福島区	15,501
16	生野区	15,496
18	此花区	15,310
19	鶴見区	15,140
20	港区	13,374(松原14,219)
21	東成区	12,743
22	西成区	11,727
23	旭区	11,243(泉大津11,290)
24	大正区	10,953(大阪狭山7,732)
	市全体	623,613
	平均	25,984

※端数調整の関係で合計は合わない

◆参考:大阪市各区の現状⑤ / 参考:堺市各区の現状①

※政令指定都市移行(H18.4.1)以前の統計については行政区ごとのデータが存在しない。

順位	区役所職員数 H23.5.1	
1	西成区	448
2	平野区	349
3	東淀川区	292
4	生野区	280
5	住吉区	276
6	東住吉区	255
7	淀川区	246
8	城東区	232
9	住之江区	219
10	浪速区	186
11	旭区	181
12	阿倍野区	177
13	港区	171
13	西淀川区	171
15	北区	169
16	都島区	166
16	東成区	166
18	鶴見区	164
19	中央区	160
20	大正区	157
21	此花区	142
22	西区	141
23	天王寺区	135
24	福島区	128
	市全体	5,011
	平均	209

*横浜市は大阪市より所管事務が多いためその分を控除した数
(*横浜234)
(大阪209)
(名古屋204)
(堺129)

順位	国勢調査人口(人) H22.10.1	
1	北区	156,608
2	南区	154,815
3	堺区	148,737
4	西区	133,750
5	中区	123,512
6	東区	85,467
7	美原区	39,245
	市全体	842,134
	平均	120,305

順位	15歳未満人口割合(%) H22.3.31	
1	中区	15.4
2	西区	15.3
3	北区	15.1
4	美原区	14.8
5	南区	13.7
6	東区	13.1
7	堺区	12.3
	市全体	14.2

※17年国勢調査 14.1%

順位	面積(km2) H22.10.1	
1	南区	40.44
2	西区	28.62
3	堺区	23.69
4	中区	17.94
5	北区	15.58
6	美原区	13.24
7	東区	10.48
	市全体	149.99
	平均	21.43

順位	15~64歳人口割合(%) H22.3.31	
1	中区	65.1
2	北区	64.3
3	堺区	64.3
4	南区	63.7
5	美原区	63.6
6	西区	63.4
7	東区	62.6
	市全体	64.0

※17年国勢調査 66.6%

順位	人口密度(人/km2) H22.10.1	
1	北区	10,052
2	東区	8,155
3	中区	6,885
4	堺区	6,278
5	西区	4,673
6	南区	3,828
7	美原区	2,964
	市全体	5,615

順位	65歳以上人口割合(%) H22.3.31	
1	東区	24.3
2	堺区	23.4
3	南区	22.6
4	美原区	21.6
5	西区	21.3
6	北区	20.5
7	中区	19.5
	市全体	21.8

※17年国勢調査 18.6%

◆参考:堺市各区の現状②

※政令指定都市移行(H18.4.1)以前の統計については行政区ごとのデータが存在しない。

順位	人口増減率(%) H17.10.1⇒H22.10.1	
1	北 区	3.79
2	中 区	3.07
3	西 区	2.08
4	東 区	0.68
5	堺 区	0.43
6	美原区	0.28
7	南 区	-1.45
	市全体	1.34

順位	昼夜間人口比率(%) H17.10.1	
1		
2		
3	行政区ごとの データなし	
4		
5		
6		
7		
	市全体	93.5

順位	生活保護率(‰) H22.3	
1	堺 区	44.2
2	南 区	30.8
3	北 区	25.0
4	中 区	23.0
5	西 区	21.9
6	東 区	16.6
7	美原区	8.3
	市全体	27.0

順位	区役所職員数 H22.4.1	
1	堺 区	201
2	南 区	150
3	北 区	140
4	西 区	126
5	中 区	113
6	東 区	92
7	美原区	81
	市全体	903
	平均	129

順位	事業所数 H21.7.1(経済センサス)	
1	堺 区	9,361
2	西 区	5,329
3	北 区	5,149
4	中 区	4,466
5	南 区	3,282
6	東 区	2,487
7	美原区	1,879
	市全体	31,953
	平均	4,565

順位	従業者数(人) H21.7.1(経済センサス)	
1	堺 区	103,594
2	西 区	60,508
3	北 区	51,667
4	中 区	43,511
5	南 区	36,974
6	美原区	22,308
7	東 区	17,533
	市全体	336,095
	平均	48,014

順位	税金(現年課税調定額) (百万円) H21	
1	堺 区	33,376
2	西 区	26,061
3	南 区	19,361
4	北 区	19,238
5	中 区	14,204
6	東 区	9,654
7	美原区	6,120
	市全体	128,015
	平均	18,288

※端数調整の関係で合計は合わない

(2) 基礎自治体の権限

(2)基礎自治体の権限(政令指定都市と一般市等との比較、行政区の権限の範囲)

※網掛け部分・・・東京都特別区の主な事務

政令指定都市の処理する主な事務

- ・民生行政（児童相談所の設置）
- ・土木行政（市内の指定区間外の国道の管理、市内の府道の管理）
- ・文教行政（県費負担教職員の任免、給与の決定）

中核市の処理する主な事務

- ・民生行政(障がい者手帳の交付、母子・寡婦福祉資金の貸付、養護老人ホームの設置認可・監督)
- ・保健所の設置(飲食店営業等の許可、一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の許可、浄化槽設置等の届出、温泉の供用許可)
- ・都市計画等に関する事務(屋外広告物の条例による制限)
- ・環境保全行政(ばい煙発生施設・一般粉じん発生施設の設置の届出)
- ・文教行政(県負担教職員の研修)

特例市の処理する主な事務

- ・都市計画等に関する事務(開発行為の許可、市街地開発事業の区域内における建築の許可、土地区画整理組合の設立許可 等)
- ・環境保全(騒音・振動を規制する地域、規制基準の指定 等)
- ・その他(計量法に基づく勧告、定期検査)

一般市・町村の処理する主な事務

- ・住民の日常生活に直接関係する事務
道路整備・管理、公園管理、上下水道の整備など都市基盤の整備
小中学校
図書館、公民館の設置など文化・スポーツの振興
ごみ処理業務、火葬場の設置
消防・防災・危機管理

窓口サービス（戸籍・住基等）、国民健康保険事務、介護保険事務、保育、母子、高齢者、障がい者福祉や生活保護に関する事務

行政区の主な事務

等

※うち、町村は、福祉事務所の設置を除く事務

◆参考:各政令指定都市における区役所の権限

- 区役所は、窓口サービスが中心だが、他政令市においては、事務権限の範囲を広げている傾向（大阪市の行政区も、福祉事務所、保健所機能を加えてきた）
- 他政令市では、道路の維持整備などの土木機能も加え、かなり広範な権限を有する行政区もある

	窓口サービス中心としたもの	福祉事務所・保健所機能を加えたもの	さらに土木部門の機能を加えたもの	現在の区役所機能				
				福祉事務所	保健所、保健センター	土木部門	建築部門	税務部門
横浜市 (S31)	◇ →		◎	○	○	○		○
名古屋市 (S31)	◇ →	◎		○	○			
京都市 (S31)	◇ →	◎		○	○			○
大阪市 (S31)	◇ →	◎		○	○			
神戸市 (S31)	◇ →	◎		○	○			
北九州市 (S38)	◇ →		◎	○	○	○		
札幌市 (S47)			◎	○	○	○		
川崎市 (S47)	◇ →		◎	○	○	○		○
福岡市 (S47)			◎	○	○	○		○
広島市 (S55)			◎	○	○	○	○	○
仙台市 (H元)			◎	○	○	○	○	○
千葉市 (H4)	◇ →	◎		○	○			○
さいたま市 (H15)		◎		○	○			○
静岡市 (H17)	◇ →	◎		○				○
堺市 (H18)		◇◎		○	○			

※ 本資料は、広島県企画総務局「区役所機能のあり方について」の報告書資料(平成19年1月)を平成22年4月時点で修正して作成。

◇は、政令都市移行時の区役所機能、◎は、現在の区役所機能を表している。

◆ 基礎自治体の権限 ～事務分掌の比較～

行政区の事務分掌と中核市等の事務分掌

項目	大阪市の行政区	堺市の行政区	中核市等	
			高槻市	豊中市
事務分掌 (行政区と市の共通事務)	<p>【主な区の事務】</p> <p>A. 総務関連事務 (区の広報、区庁舎の維持管理など)、区災害対策本部</p> <p>B. 地域振興関連事務 (地域の振興、区内の市民公益活動の推進、地域防犯、地域防災・災害援助、人権啓発、人権情報の収集・発信、区民参画のまちづくりの企画立案・支援、市民の各種相談その他広聴)</p> <p>C. 住民情報関連事務 (戸籍関係事務、住民登録、外国人登録など)</p> <p>D. 保険年金関連事務 (国民健康保険の資格・給付など)</p> <p>E. 後期高齢者医療保険の資格・給付・収納、国民年金の資格・給付</p> <p>F. 保健福祉センター業務 (感染症その他疾病の予防、健康増進関係業務、生活環境関連業務、母子保健業務、保健福祉に係る総合相談、障害者自立支援、高齢者福祉、子育て支援事業、児童援護関係業務、子ども手当、医療助成、介護保険制度の認定審査・給付、野宿者対策業務、生活保護関連業務、民生委員及び児童委員、生活福祉資金貸付業務 など)</p>	<p>【主な区の事務】</p> <p>A. 企画総務関連事務 (区庁舎の維持管理、広報・広聴、区災害対策本部、区域まちづくり会議、人権啓発等)</p> <p>B. 自治推進関連事務 (地域活動振興、防災啓発等)</p> <p>C. 住民情報関連事務 (戸籍関係事務、住民登録、外国人登録など)</p> <p>D. 保険年金関連事務 (国民健康保険の資格・賦課・給付など)</p> <p>E. 後期高齢者医療保険の資格・給付・収納、国民年金の資格・給付</p> <p>F. 保健福祉総合センター業務 (生活保護関連業務、地域保健福祉サービスの相談・情報提供、母子保健業務、障害者支援、高齢者福祉、児童援護関係業務、子ども手当、女性相談、介護保険制度の認定審査・給付 など)</p>	<p>【区と同様の事務】</p> <p>A. 総務関連事務 (市の広報、市庁舎の維持管理、防災・防犯対策)</p> <p>B. 人権施策等、生涯学習の推進、コミュニティ活動の推進</p> <p>C. 住民情報関連事務 (戸籍関係事務、住民登録、国民年金の資格・給付など)</p> <p>D. 保険年金関連事務 (国民健康保険の資格・賦課給付など)</p> <p>E・F. 保健福祉関連事務 (高齢者福祉、障害者支援、生活保護関連業務、保健衛生・予防業務、医療費助成、後期高齢者医療の資格・給付・収納 など)</p> <p>F. 子ども関連事務 (子育て支援、児童手当、保育所関連業務、子ども保健関連業務など)</p>	<p>【区と同様の事務】</p> <p>A. 総務関連事務 (市の広報、市庁舎の維持管理) 人権政策関連業務</p> <p>B. 市民参画関連事務 (各種市民相談、コミュニティ活動の推進)</p> <p>C. 住民情報関連事務 (戸籍関係事務、住民登録、国民年金の資格・給付など)</p> <p>D. 保険年金関連事務 (国民健康保険の資格・賦課給付など)</p> <p>E・F. 保健福祉関連事務 (高齢者福祉、障害者支援、生活保護関連業務、健康支援、医療費の助成、後期高齢者医療の資格・給付・収納 など)</p> <p>F. 子ども関連事務 (子ども手当での給付、母子福祉関連業務、子育て相談、保育所関連業務)</p>

項目	大阪市の行政区	堺市の行政区	中核市等	
			高槻市	豊中市
事務分掌 (行政区にない事務)			<p>【行政区で行っていない事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の公開・提供、個人情報の保護 ・財務関連事務 (財政管理、入札・契約、市の税務事務) ・芸術文化・スポーツの振興 ・建設関連事務 (道路・水路・公園等の管理関連業務、交通安全・整備関連業務、公共賃貸住宅、下水関連業務) ・都市産業関連事務 (都市計画関連業務、建築・開発関連業務、農・林・水産業関連業務、企業振興、商工・観光関連業務、労働福祉関連業務、消費生活の啓発、相談) ・環境関連事務 (環境政策・保全関連業務、ごみ処理関連業務) ・教育委員会に関すること ・水道事業 ・消防 ・バス事業 	<p>【行政区で行っていない事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開・個人情報の保護、入札・契約 ・政策企画関連事務 (市政の総合企画、都市活力に係わる施策の総合企画・調整) ・財務関連事務(市の税務、債権管理)、資産関連事務(施設等活用関連業務、施設整備) ・消費生活の啓発・相談、地域商業等の振興・支援、雇用・労働関連業務 ・文化・芸術の総合企画・調整、文化振興) ・都市関連事務 (まちづくりの企画立案・支援等市街地整備関連業務、交通政策関連業務、道路・水路関連業務) ・環境関連事務 (環境政策、市の美化推進、ごみ処理関連業務、市の緑化推進) ・教育委員会に関すること ・上下水道の事業に関すること ・消防 ・病院事業
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">※網掛けは、行政区にはない事務</div>	

行政区の事務分掌と特別区の事務分掌

項目	大阪市の行政区	堺市の行政区	特別区	
			新宿区	杉並区
事務分掌 (行政区と特別区の 共通事務)	<p>【主な区の事務】</p> <p>A. 総務関連事務 (区の広報、区庁舎の維持管理など)、 区災害対策本部</p> <p>B. 地域振興関連事務 (地域の振興、区内の市民公益活動 の推進、地域防犯、地域防災・災害援 助、人権啓発、人権情報の収集・発信、 区民参画のまちづくりの企画立案・支 援、市民の各種相談その他広聴)</p> <p>C. 住民情報関連事務 (戸籍関係事務、住民登録、外国人登 録など)</p> <p>D. 保険年金関連事務 (国民健康保険の資格・給付など)</p> <p>E. 後期高齢者医療保険の資格・給付・ 収納、国民年金の資格・給付</p> <p>F. 保健福祉センター業務 (感染症その他疾病の予防、健康増進 関係業務、生活環境関連業務、母子 保健業務、保健福祉に係る総合相談、 障害者自立支援、高齢者福祉、子育 て支援事業、児童援護関係業務、子ど も手当、医療助成、介護保険制度の 認定審査・給付、野宿者対策業務、生 活保護関連業務、民生委員及び児童 委員、生活福祉資金貸付業務など)</p>	<p>【主な区の事務】</p> <p>A. 企画総務関連事務 (区庁舎の維持管理、広 報・広聴、区災害対策本部、 区域まちづくり会議、人権 啓発等)</p> <p>B. 自治推進関連事務 (地域活動振興、防災啓発 等)</p> <p>C. 住民情報関連事務 (戸籍関係事務、住民登録、 外国人登録など)</p> <p>D. 保険年金関連事務 (国民健康保険の資格・賦 課、給付など)</p> <p>E. 後期高齢者医療保険の 資格・給付・収納、国民年 金の資格・給付</p> <p>F. 保健福祉総合センター業務 (生活保護関連業務、地域 保健福祉サービスの相談・ 情報提供、母子保健業務、 障害者支援、高齢者福祉、 児童援護関係業務、子ども 手当、女性相談、介護保険 制度の認定審査・給付など)</p>	<p>【行政区と同様の事務】</p> <p>A. 総務関連事務 (区の広報、区庁舎の維持 管理)</p> <p>B. 地域文化関連事務 (地域行事・調整関連業務、 コミュニティ活動の推進)</p> <p>C. 住民情報関連事務 (戸籍関係事務、住民登録、 外国人登録など)</p> <p>D. 保険年金関連事務 (年金・国民健康保険の資 格・賦課、給付など)</p> <p>E・F. 健康保険関連事務 (地域保健関連業務、衛生 関連業務、後期高齢者医 療の資格・給付・収納)</p> <p>F. 福祉関連事務 (高齢者支援、障害者支援、 生活保護関連業務、介護 保険制度の認定審査・給 付、子育て支援)</p>	<p>【行政区と同様の事務】</p> <p>A. 政策総務関連事務 (区の広報、区庁舎の維持 管理、防災・防犯対策関連 業務)</p> <p>B. 地域行政関連業務</p> <p>C. 住民情報関連事務 (戸籍関係事務、住民登録、 外国人登録など)</p> <p>D. 保険年金関連事務 (年金・国民健康保険の資 格・賦課、給付など)</p> <p>E・F. 保健福祉関連事務 (高齢者福祉、障害者支援、 生活保護関連業務、健康支 援、後期高齢者医療の資 格・給付・収納、介護保険関 連業務、子育て支援、子ど も手当 など)</p>

項目	大阪市の行政区	堺市の行政区	特別区	
			新宿区	杉並区
事務分掌 (行政区にない事務)			<p>【行政区で行っていない事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務関連事務 (契約管財関連業務、税務関連業務) ・消費者支援 ・青少年健全育成事業 ・都市関連事務 (都市計画・地域整備関連業務、建築管理業務、土木管理業務、道路・公園管理業務、交通対策関連業務) ・環境関連事務 (環境・公害・資源対策関連業務、ごみ処理関連業務、区の美化推進、リサイクル関連業務) ・教育委員会に関すること 	<p>【行政区で行っていない事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理関連事務 ・区民生活関連事務 (税務関連業務、産業・文化振興関連業務、消費生活の啓発・相談) ・都市整備関連事務 (都市計画・整備関連業務、建築管理、土木管理、道路・公園管理、交通対策関連業務) ・環境清掃関連事務 (ごみ処理関連業務、区の美化推進、環境・公害・資源対策関連業務、リサイクル関連業務) ・教育委員会に関すること

※網掛けは、行政区にはない事務

(3) 行政サービス

① 教育

◆教育(公立学校の管理運営)

- 大阪市が受け持つ学校の種類は多い
- 学校数・児童生徒数は、大阪府や東京都より多く、教育委員一人当たりで見ると、中核市や一般市の5倍～1.3倍

教育委員会の規模

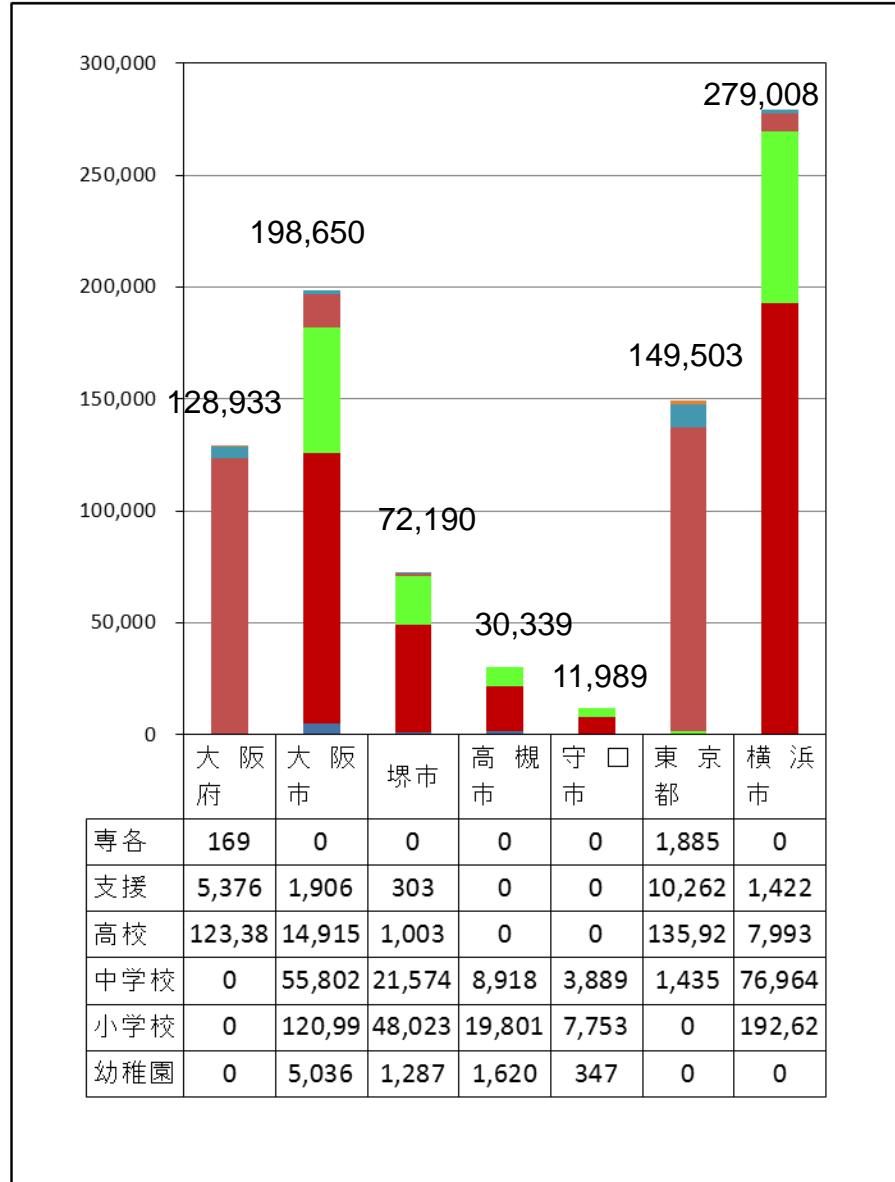
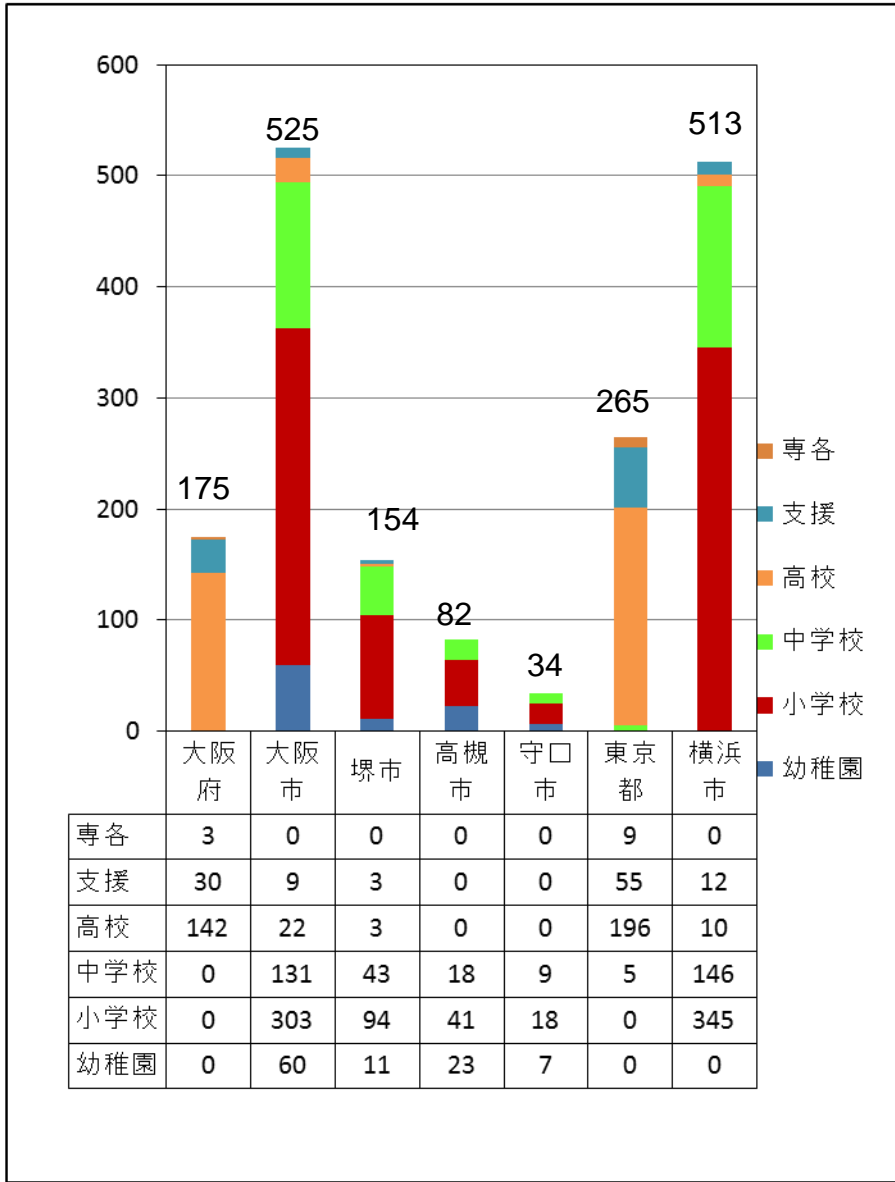
	教育委員数	学校種	学校数	児童生徒数	委員当たり学校数	委員当たり児童生徒数
大阪府	6人	3(高・支・専)	175校	128,933人	29.2校	21,489人
大阪市	6人	5(幼・小・中・高・支)	525校	198,650人	87.5校	33,108人
堺市	6人	5(幼・小・中・高・支)	154校	72,190人	25.7校	12,032人
高槻市(中核市)	5人	3(幼・小・中)	82校	30,339人	16.4校	6,068人
守口市(一般市)	5人	3(幼・小・中)	34校	11,989人	6.8校	2,398人
東京都	6人	4(中・高・支・専)	265校	149,503人	44.2校	24,917人
横浜市	6人	4(小・中・高・支)	513校	279,008人	85.5校	46,501人

平成22年度学校基本調査(平成22年5月1日現在)より

◆参考:学校数・児童生徒数の比較①

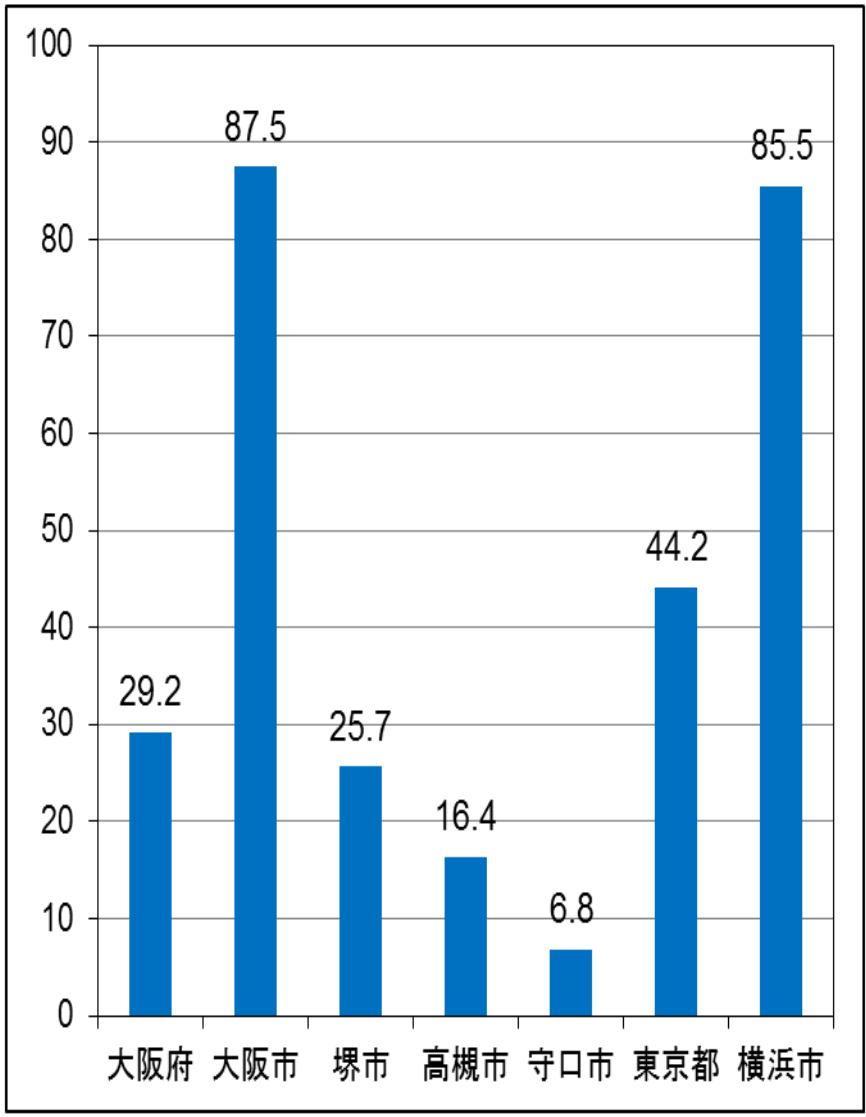
学 校 数 (H22.5.1)

児 童 生 徒 数 (H22.5.1)

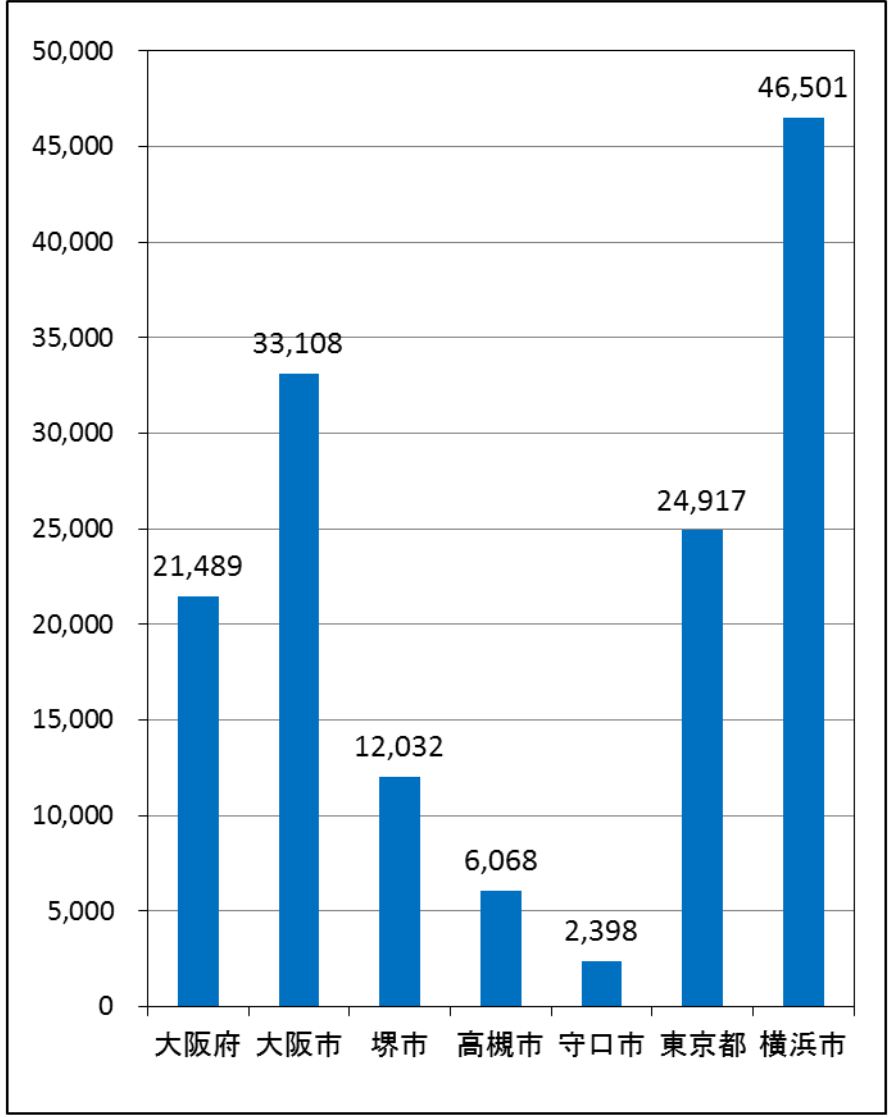


◆参考:学校数・児童生徒数の比較②

教育委員一人当たり学校数



教育委員一人当たり児童生徒数



(3) 行政サービス

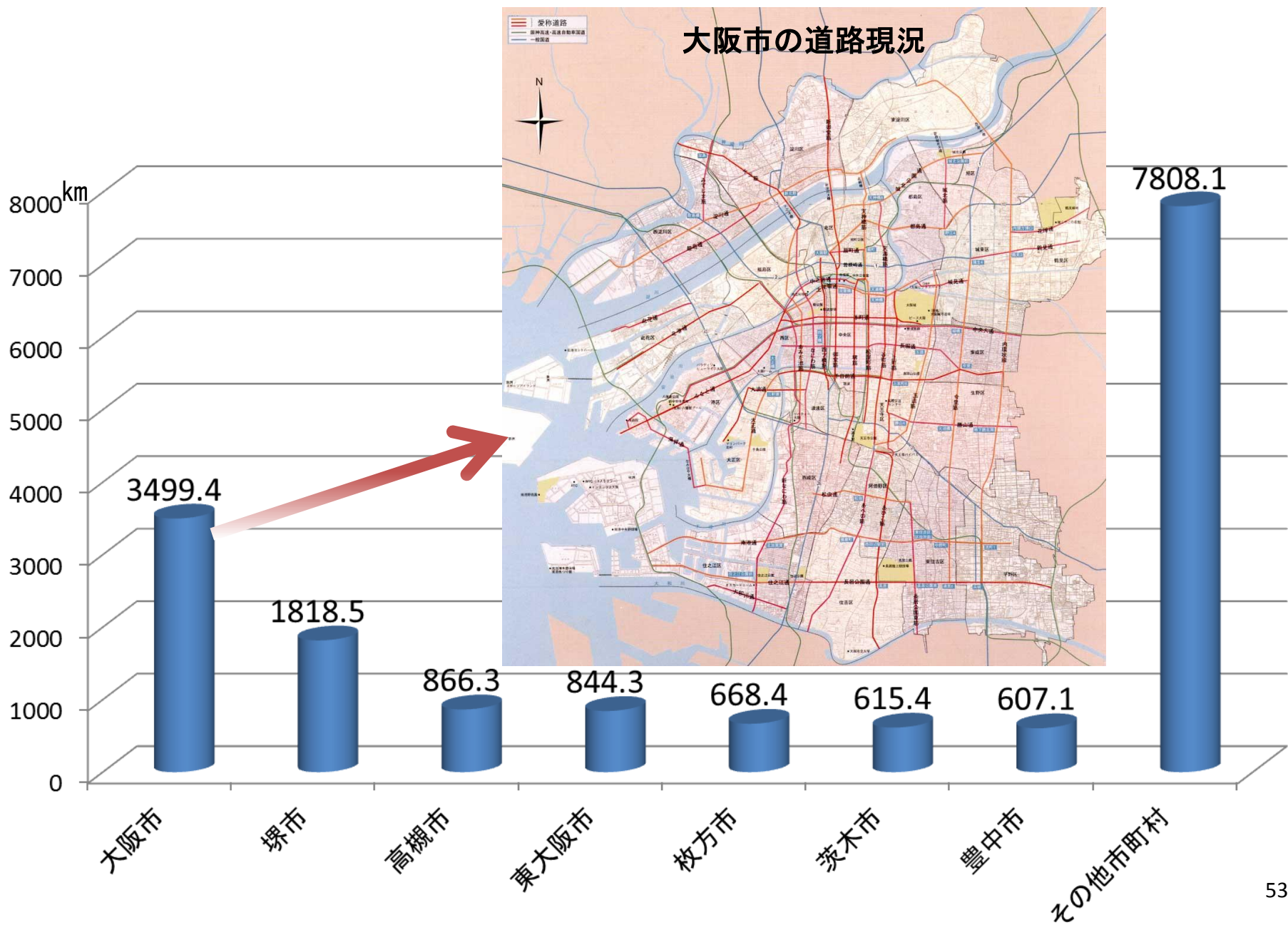
② 道路管理

◆道路管理(管理する道路延長について)

- 大阪市が受け持つ道路の種類は多く、管理延長は長い
 - ⇒市域内の幹線道路や生活道路について総合的なネットワークの形成が図られるのではない
 - ⇒生活道路（基礎機能）と幹線道路（広域機能）とのバランス調整が難しくなるのではない

種別	運営主体・道路管理者		路線数	延長 〔km〕	シェア	管理体制
	道路の区分					
一般道路	府		198	1,535	8%	7 土木事務所
	一般国道（指定区間外）		15	328		
	主要府道		46	663		
	一般府道		137	544		
	大阪市		11,865	3,849	20%	7 工営所
	一般国道（指定区間外）		6	63		
	主要府道		14	115		
	一般府道		14	68		
	主要市道		14	95		
	一般市道		11,817	3,508		
	堺市			2,038	11%	3 地域整備事務所
	一般国道（指定区間外）		2	14		
	府道（主・一の内訳不明）		35	192		
	市道（主要市道なし）		9,817	1,832	10%	
市町村（政令市を除く）			11,409	59%	41 市町村	

◆参考:市町村道の道路実延長(2009)



(3) 行政サービス

③ 福祉（高齢者福祉）

◆福祉(高齢者福祉施策)

- 一人当たりの老人福祉費の決算額を比べると、大阪市の高齢者福祉施策の水準は、4大都市の中でもほぼ同水準
- 大阪市総体として、一定レベルの施策レベルを確保していると言える

	老人福祉費 決算額(千円) A	65歳以上人口 (人) B	一人当たり 決算額(円) A/B
大阪市	72,640,351	529,692	137,137
特別区計	210,478,002	1,568,617	134,181
横浜市	79,439,500	603,839	131,557
名古屋市	48,494,294	408,558	118,696

老人福祉費決算額:H21決算統計
65歳以上人口:H17国勢調査

- 大阪市総体としては一定レベルのサービスを確保しているが、高齢化の状況は各区でまちまちであり、各区ごとにきめ細かい行政の観点から課題がないか

【きめ細かな施策での比較】

- 東京都特別区では、各区によって施策が異なる（特色がある）
- 大阪市では、市域一律の施策（各区に権限・責任がない）

東京都特別区と大阪市行政区の高齢化施策の実施状況

	東京都特別区																	大阪市の行政区																																						
	千代田区	港区	中央区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	北区	都島区	福島区	此花区	中央区	西区	港区	大正区	天王寺区	浪速区	西淀川区	淀川区	東淀川区	東成区	生野区	旭区	城東区	鶴見区	阿倍野区	住之江区	住吉区	東住吉区	平野区	西成区									
高齢者見守りネットワーク構築支援		●		●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
ボランティア活動等へのポイント付与				●			●		●			●			●	●		●			●																																			
緊急医療情報キットの配付	●	●						●	●									●		●	●	●																																		
裁判員制度参加にかかる介護サービス費用の支援	●				●	●		●		●	●						●					●																																		
コミュニティレストラン									●																																															
商店街にふれあいの場設置										●												●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
介護保険ライブラリー（懐メロ等を無料で提供）																●																																								
電動アシスト自転車購入補助																					●																																			
日常生活用具購入への助成・給付			●	●	●	●		●									●		●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

◆参考:東京都特別区と大阪市行政区の高齢化の状況

- 65歳以上人口比率、高齢者単身世帯率は、東京23区・大阪市24区ともに、区ごとに大きく異なっている
- 65歳以上人口比率が高くても高齢者単身世帯率が低い区もあるなど状況はまちまちである

東京 23区	65歳以上 人口比率(%)	順位	高齢者単身 世帯率(%)	順位	大阪市	65歳以上 人口比率(%)	順位	高齢者単身 世帯率(%)	順位
千代田区	19.6	17	10.4	4	北区	18.7	21	9.8	19
港区	17.6	22	10.2	5	都島区	20.4	16	10.2	17
中央区	16.5	23	8.2	21	福島区	19.2	20	9.6	21
新宿区	20.7	10	10.1	7	此花区	23.6	10	12.1	9
文京区	19.7	14	9.1	15	中央区	17.2	23	10.8	13
台東区	24.2	2	12.7	1	西区	15.5	24	9.7	20
墨田区	21.9	6	9.9	9	港区	23.6	9	11.3	12
江東区	19.7	15	8.2	22	大正区	25.1	5	11.6	10
品川区	19.9	12	8.8	16	天王寺区	18.7	22	10.0	18
目黒区	19.0	19	9.2	14	浪速区	20.1	18	13.7	3
大田区	20.7	9	8.8	17	西淀川区	21.0	14	10.5	15
世田谷区	18.6	20	8.3	20	淀川区	20.2	17	9.2	23
渋谷区	19.1	18	9.7	10	東淀川区	20.7	15	9.2	22
中野区	20.2	11	8.6	19	東成区	23.3	11	12.1	8
杉並区	19.7	13	9.3	13	生野区	27.8	2	14.2	2
豊島区	20.8	8	12.1	2	旭区	26.2	3	12.8	7
北区	24.7	1	11.1	3	城東区	22.0	13	10.4	16
荒川区	22.7	3	10.0	8	鶴見区	19.3	19	8.8	24
板橋区	20.8	7	9.7	11	阿倍野区	24.2	6	13.6	4
練馬区	19.7	16	10.2	6	住之江区	22.8	12	10.8	14
足立区	22.4	4	9.4	12	住吉区	23.9	8	12.8	6
葛飾区	22.3	5	8.8	18	東住吉区	25.6	4	13.3	5
江戸川区	18.4	21	6.5	23	平野区	23.9	7	11.5	11
					西成区	34.6	1	26.7	1

(3) 行政サービス

④ 福祉（保育・子育て関係）

◆福祉(保育・子育て施策) ～保育所の設置状況と待機児童数

- 待機児童数を上回る定員割れを起こしている団体もある。(下表では、3団体ある)

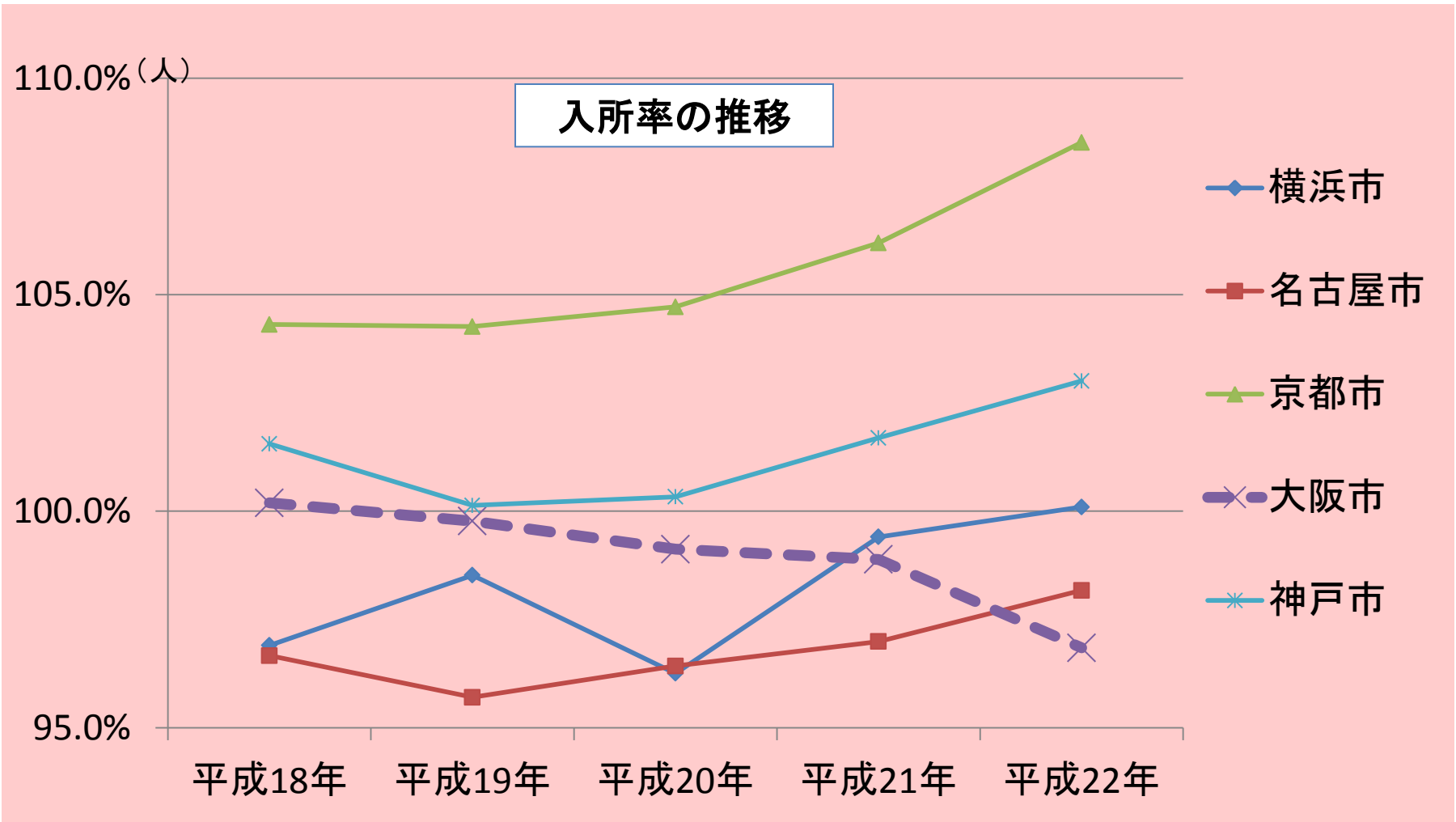
		施設数	定員 (A)	入所 児童数 (B)	差引 (B)-(A)	待機 児童数	入所率 (B)/(A)	(参考)	
								公立	私立
都市圏政令市	横浜市	436	38,295	38,331	36	1,552	100.1%	99.1%	99.5%
	名古屋市	286	33,128	32,522	△606	598	98.2%	93.1%	99.2%
	京都市	255	24,525	26,613	2,088	236	108.5%	88.0%	108.4%
	大阪市	382	44,020	42,630	△1,390	205	96.8%	90.2%	103.4%
	神戸市	194	19,328	19,909	581	423	103.0%	94.4%	106.0%
	堺市	98	11,967	13,400	1,433	290	112.0%	100.9%	111.4%
中核規模市	高槻市	39	4,220	4,701	481	166	111.4%	109.4%	109.5%
	東大阪市	59	6,297	6,920	623	220	109.9%	100.3%	113.7%
	豊中市	49	4,445	4,574	129	8	102.9%	97.0%	109.0%
	枚方市	55	5,673	6,311	638	19	111.2%	109.0%	112.1%
	吹田市	42	4,722	4,829	107	63	102.3%	99.1%	104.8%
特別区	品川区	50	4,621	4,969	348	123	107.5%	108.5%	103.1%
	新宿区	37	3,616	3,404	△212	70	94.1%	95.1%	92.2%
	杉並区	55	5,184	5,262	78	137	101.5%	101.1%	102.7%

※平成22年4月1日現在(ただし、特別区と政令市及び中核市の公立、私立別は平成21年4月1日現在)

※出典「福祉行政報告例(概況)」、「保育所入所待機児童数調査」、「東京都福祉・衛生統計年報」

- 一方で、保育所の入所率は、都市圏の各政令市においては、公立保育所を中心に入所率が相対的に低調
- 大阪市の保育所は、定員に達しておらず、入所率も低調なままで推移。都市圏の政令市の中でも唯一の低下傾向

都市圏政令市の保育所入所状況の推移



※平成22年4月1日現在
 ※出典「福祉行政報告例(概況)」

- 各行政区単位でも、入所率が124%と超過密な区から、76.3%と過疎な区まで様々。
- 多様な地域の保育ニーズを踏まえ、住民参画のもとで保育所整備・運営を検討できるようにすべきではないか。

行政区ごとの保育所入所状況と待機児童数(入所率順)

	行政区	定員	入所児童数	差引	入所率	待機児童数		行政区	定員	入所児童数	差引	入所率	待機児童数
1	鶴見	1,740	2,157	417	124.0%	17	13	住吉	2,070	2,069	△ 1	100.0%	65
2	西淀川	1,550	1,879	329	121.2%	5	14	淀川	2,490	2,478	△ 12	99.5%	9
3	福島	1,120	1,316	196	117.5%	0	15	此花	1,424	1,390	△ 34	97.6%	0
4	阿倍野	1,178	1,371	193	116.4%	10	16	西	858	836	△ 22	97.4%	15
5	東成	1,319	1,530	211	116.0%	12	17	東住吉	2,321	2,254	△ 67	97.1%	0
6	住之江	2,111	2,387	276	113.1%	2	18	城東	3,140	3,018	△ 122	96.1%	8
7	北	1,034	1,117	83	108.0%	8	19	東淀川	3,168	3,034	△ 134	95.8%	32
8	平野	5,143	5,457	314	106.1%	0	20	生野	2,607	2,479	△ 128	95.1%	0
9	港	1,686	1,777	91	105.4%	0	21	大正	1,396	1,324	△ 72	94.8%	3
10	都島	1,677	1,702	25	101.5%	0	22	旭	1,405	1,273	△ 132	90.6%	13
11	中央	501	506	5	101.0%	0	23	西成	2,268	1,808	△ 460	79.7%	2
12	天王寺	791	796	5	100.6%	4	24	浪速	1,003	765	△ 238	76.3%	0

※出典 定員、入所児童数:「大阪市統計書(平成22年5月1日現在)」、
待機児童数:「報道発表資料(平成22年4月1日現在)」

(3) 行政サービス

⑤ 防災・危機管理

◆防災・危機管理(安心・安全)

■ 住民の生命・財産は誰が守るべきか ~大阪における危機管理上の問題点~



【問題意識】

- 行政区における危機管理体制の更なる充実が必要ではないか
- 大規模・広域的危機管理事象は、ワン・ボイスの指揮命令の下、現場主義を徹底し、機動的な対応をしていく必要があるのではないか

一般的な危機管理事象

- 住民に身近な基礎自治体の責務
 - 避難誘導等直接住民に関わる対応

大規模・広域的な危機管理事象

- 過去の例から、
 - JR福知山脱線事故
 - 高病原性鳥インフルエンザ
 - 新潟県中越地震などは
都道府県も一定対応(参考:平成19年度報告書 地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会(総務省消防庁))

問題点 その1

- 政令市における行政区長の限界
 - 住民に最も近い区長に十分な権限がないのではないか

問題点 その2

- 広域行政の指揮官が二人いるため指揮系統が混乱する
 - 津波対策、節電による対応、新型インフルエンザ対策のケースで検証

参考

- 東日本大地震
 - 関西広域連合の指揮の下、カウンターパート方式を採用することで、被災地を支援

➤ 危機管理体制のあり方について

□ ジュリアーニ前市長のコメント

- (指揮危機管理で大切なのは)指揮と制御。
- 指揮で大事なものはワン・ボイス、ワン・セントラル・ボイスにすること。
- 2005年のハリケーン・カトリーナへの対処は失敗の典型例。連邦、州、市が対立し、バラバラのことを言った。

※平成23年4月27日 日経新聞

⇒カトリーナ対処時に、FEAMと州、地方政府の責任の相互転嫁により、避難住民への対応や支援が遅れ、批判された。(ハリケーン・カトリーナにおける事後の非常事態対応に関する調査報告書 CLAIR)

□ ICS (Incident Command System)

- 指揮命令の確立と移譲、指揮命令系統の一本化、指揮命令の統一 など

※ICSとは、米国において、作成したシステム。現在では災害対策の基本システムとして事実上の世界標準となっている。ICSは組織に限定されるものではなく、基本理念等も含むものである。(参考:第10回地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会(総務省消防庁))

□ 平成20年度報告書 地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会(総務省消防庁)

- 責任者をはっきりさせることで、収集した情報を一元的に集約し、トップダウンの意思決定が可能となる。

□ 災害対策基本法上の役割分担

	都道府県	市町村
事前措置及び避難(災対法)	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防機関等への出動命令(58条) ● 避難の指示等(60条)
応急措置(災対法)	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時に関係機関の連絡調整を図ること(14条) ● 都道府県の所掌事務に係る応急措置、市町村が実施する応急措置の支援(70条) ● 市町村長への指示(72条) ● 市町村が実施する応急措置の代行(73条) ● 自衛隊の災害派遣要請(自衛隊法83条) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(62条) ● 立ち入り禁止など警戒区域設定権(63条) ● 自衛隊の災害派遣要請の要求(68条の2)

行政区と一般市町村との権限の比較

- 大阪市総体としては、優れた消防設備をもつなど、防災・危機管理の体制は国内でもトップレベルの水準。
- しかし、住民に近い区役所では役割が限定的であり、いざというときに住民もっとも近い最前線として期待される役割が十分はたせないのではないか。

大阪市役所・行政区と一般市町村との権限の違い

	大阪市役所本庁	大阪市の行政区	一般市町村(特別区も同じ)
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ● 大阪市防災会議の運営 ● 地域防災計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 啓発、訓練 ● 備蓄物資等の管理等 (地域防災の総合企画は行わない) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村防災会議の運営 ● 地域防災計画の策定 ● 啓発、訓練 ● 備蓄物資等の管理等
発災時	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部(本部長:市長) ● 災害情報の収集、通信確保、広報 ● 避難勧告・指示、避難誘導 (・避難所の設置・運営) ● 警戒区域の設定 ● 自衛隊の派遣要請の知事への要求 ● 医療・救護、防疫・保健衛生 ● ライフライン復旧 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 区災害対策本部(本部長:区長) ● 本庁が決めた事務を行い、本庁に報告するのが主な業務 ● 被害情報の調査収集、本庁との連絡・避難所の開設・運営、避難誘導 など ● 危険切迫時に市本部長に代わり避難勧告・指示(直ちに市本部長へ報告) <p>⇒ これらの基本マニュアルは、本庁が一律に作成。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部(本部長:市区町村長) ● 災害情報の収集、通信確保、広報 ● 避難勧告・指示、避難誘導 (・避難所の設置・運営) ● 警戒区域の設定 ● 自衛隊の派遣要請の知事への要求 ● 医療・救護、防疫・保健衛生 ● ライフライン復旧 <p style="text-align: right;">など</p>
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 大阪市全域の 防災の責任・総合企画 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 限られた権限と責任 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 地域における 防災の責任・総合企画 </div>

※上表中の網掛けは行政区が権限をもたないもの(本庁権限)を表す

平時からの課題

- ㊦ 地域防災計画や災害時のマニュアルは、本庁(危機管理室)が各局、防災関係機関と調整し、一律で作成。
- ㊦ 区役所の防災・危機管理のマニュアルについても、ひな形を本庁が一律で作成。
- ㊦ 区役所の地域防災体制が十分か疑問
 - ⇒ ◆各区役所の防災関係の専任の職員は3名(係長1名と現業2名)のみ
 - ◆限られた「初動参集職員」(例えば、住吉区の場合、19名。うち、区内在住2名など)

発災時に際立つ課題

- ㊦ 災害時には、本庁(中之島)が防災関係機関(消防・警察等)と直接連携して災害対策業務を推進。
災害対策の基本方針等は本庁で完結。
区役所は、本庁から指揮・命令を受け、情報収集や避難所を設置・管理する出先機関としての役割のみ。

■ 阪神・淡路大震災の教訓と自治体との関係(参考)

資料出典 阪神・淡路大震災教訓情報資料集(内閣府)より

区分	教訓情報
初動体制 自治体の非常参集・災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部における意思決定機構の明確化や、現場との情報連絡・共有が不十分だったための混乱も生じた。一方で、各対策における現場判断優先や、<u>現場への権限委譲も必要</u>とされた。神戸市の区役所では、当初は本庁の指示・連絡なしに動いたが、<u>本庁からの指示</u>が行き届くようになって、<u>現場の動きが鈍くなった</u>という意見があった。
避難所の開設	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の7割が当日に開設されたが、被害の大きかった地域では、市・区職員や教職員の到着が間に合わず、避難者が鍵を壊して入り込んだところもあった。
避難所の物資調達と配給	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所では配布方法の工夫、避難者等による食糧調達の工夫も行われた。神戸市長田区の真野地区では、地域組織である「まちづくり協議会」が中心となり、震災当日から町内7ヶ所で炊き出しを開始した。区役所から食料を受け取ることができないと知って、独自に米を調達しての炊き出しだったとされる。
避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の管理運営は、多くの場合、各施設の管理者等(学校の場合は教職員等)がその役割を果たした。大規模な避難所には18日以降も職員を常駐して対応する必要性が認められたために、区員をチーフに他部局応援職員等を含む2~7名でチームをつくり、女子職員を含む体制で2月の下旬まで続けられた。

資料出典 地方分権(重森暁 著)より

区分	教訓情報
仮設住宅の建設	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市や町には直接選挙で選ばれて一定の権限をもつ市長や町長がおり、また議会が存在する。...しかし、区にはそのような制度も機構も存在しない。とくに、神戸市の場合には<u>区への権限委譲は遅れていた</u>。...区は神戸市の決定したまちづくりの方針の「推進」をはかるという役割しかなく、住民の意見を聴いて<u>まちづくりの方針をねりあげるとい「企画」の役割は担えていなかった</u>のである。 ◆ 避難所から仮設住宅への移行の時期を見ると、北淡町では4月、芦屋市では6月には完了している。しかし、神戸市では1000人近い人々がテントで年を越した。 ◆ 神戸市の<u>画一的・官僚的対応をするしかない基礎的自治体の規模の問題が根本</u>にある。

広域的な危機管理事象への対応～津波対策～

- 東日本大震災での津波被害を踏まえ、東南海・南海地震による津波からの避難等の対策を見直す。

大阪府

津波高など被害想定の見直し

- 府独自に、津波高を従来想定の2倍と仮定して浸水エリアを設定。
- 当該エリアで、津波避難ビル、鉄道駅舎、高架道路等の避難場所確保の作業中。
- 国のGPS波浪計データを活用した情報提供システム構築も検討。

大阪市

「避難」など対策検討を重視

- 平成23年7月6日付で大阪府が発表した津波被害の浸水想定について、対策とセットにしておこなうべき旨を平松市長がコメント。
- 津波高想定等については国の動き(H24夏)を待つ。
- 当面、湾岸6区+隣接4区で津波避難ビル確保の作業中。

VS

府、市で被害想定の見直しに違いはあるが、
役割分担の下、共同で検討作業中

○対策の検討内容

- ① 津波避難ビル、② 高架鉄道駅舎、③ 高架道路の確保、④ 地下街からの避難対策
- ②、④については、大阪市も参画して関西広域連合として検討。

広域的な危機管理事象への対応～節電による対応～

- 関西電力から、広域的な停電回避のための節電要請があり、危機管理として節電を呼びかける。

大阪府

緊急時



家庭用エアコンの緊急停止

平常時



5～10%節電
(産業は支障のない範囲)
関西広域連合提示

VS

大阪市

緊急時



家庭用エアコンの緊急停止

なお、大阪府が働きかけていた緊急時の家庭用エアコンの緊急停止について平成23年7月5日付で大阪市から確認があった

平常時



15%節電
関西電力提示

平成23年7月7日 毎日新聞より

都構想から節電、津波対策まで

大阪の両首長 深まる溝

橋下知事「危機管理の考え方違う」

平松市長「府は不安をあおるだけ」

市は家庭エアコンだけで停電を回避しようとする、3台に1台以上を止める必要があるとの関電のデータを基に、府の対応に疑問を投げ掛けていた。また、橋下知事は同日、東南海・南海地震の際の津波想定を従来の2倍の高さにしたシミュレーション結果を正式発表。平松市長が府の発表を「不安をあおるだけで大いに疑問」と非難したことについて「平松市長とは危機管理の考え方が正反対だ」と反論した。「(府民の)命にかかわることはできる限り大きな網をかけて対策をするのが僕の危機管理の考え方」と主張した。

■ 広域的な危機管理事象への対応～新型インフルエンザ(学校一斉休業)～

国の「行動計画」「ガイドライン」及び各自治体の行動計画等に基づき、府及び保健所設置市が感染拡大防止対策等を講じる。

《目的》 健康被害を最小限にとどめること
社会・経済機能を破たんに至らせないこと

《対策の判断》

対策の効果(拡大防止) ≧ 社会的影響

大阪府

大阪市

(府域の状況)

府北部の高校での感染拡大に加え、
中河内地域の小学校でも感染確認

⇒早期封じ込めが必要との判断

(対応)

府内全域の中学校、高校、及び患者が
確認された市の小学校、幼稚園 に対して
臨時休業を要請(5/18(月)未明)



(市内の状況)

感染が府北部に集中し、市内在住感染者が
少なかった

⇒当初、社会的影響も踏まえ、一斉休校の
実施は必要ない、との判断

(対応)

府の一斉休業の要請等を踏まえ、府と同期
間の臨時休業を実施(5/18日(月)早朝)

- 学校等の一斉休業により府内の患者発生数は急速に減少し、6月初めには海外渡航歴のない患者の発生が見られなくなった。
- 5月に兵庫県や大阪府で発生したウイルスと、その後各地で集団感染を引き起こしたウイルスは、系統が異なるものであり、消失した可能性が高く、一斉休業の効果が認められた。
- 府民の経済圏、通学圏等を考えると広域的に統一した基準による対策が必要である。

平成21年5月19日 産経新聞より

大阪府 休校めぐり認識ズレ 大阪市

橋下知事「乗ってくれない」

平松市長「正式な要請ない」

橋下知事は、厚生労働省が府全域の中学と高校の休校を大阪市に要請したのに「大阪市が乗ってくれない」と、平松市長の政治決断を批判。一方で平松市長は「国からの要請がきちんと伝わってこなかった」と不満を漏らす。府域全域で対応すべき非常時の情報伝達と意思決定のあり方に改めて課題が浮き彫りとなった。橋下知事は「大阪全体のコントロール役がいけないという行政組織上の欠陥が出てしまった」と指摘。平松市長も「病気の蔓延というようなケースに関しては、情報と指揮命令系統の一元化という方向が必要だ」と話した。

- 3つのケースを見ると、少なからず府民、市民に混乱を招いたのではないか。
- 府内人口の1/3を占める政令市と大阪府が異なる行動をとれば対策の効果が発揮できない状態となっている。

● 危機管理の基本は

- 基礎自治体は住民の生命、財産を守るのが責務。広域自治体は、基礎自治体の活動支援や総合調整に徹するのが基本。
- 大規模・広域的な危機管理事象が起これば、広域自治体に指揮権を一本化させ、その方針のもとで基礎自治体はそれぞれの現場で機動的な対応することが重要。

- こうした観点から住民に身近な存在である行政区の危機管理機能をさらに充実させるべきではないか。
- あわせて広域的危機管理事象における大阪府と大阪市、堺市との役割を明確化すべきではないか。

- 現行の府と政令市の下での連携、協調で解決可能か、または新しい仕組みの下で役割を整理すべきか。

(4) 行政区と住民との距離

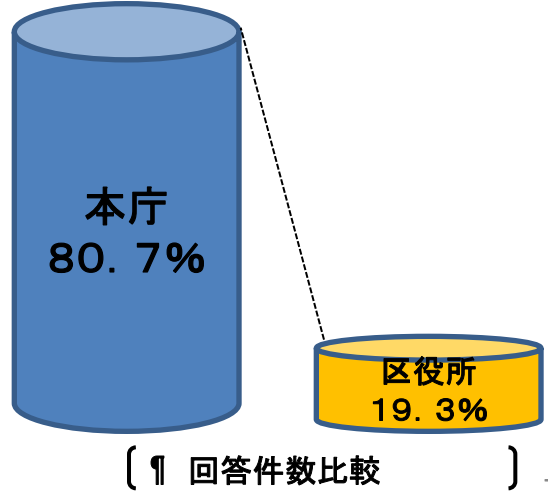
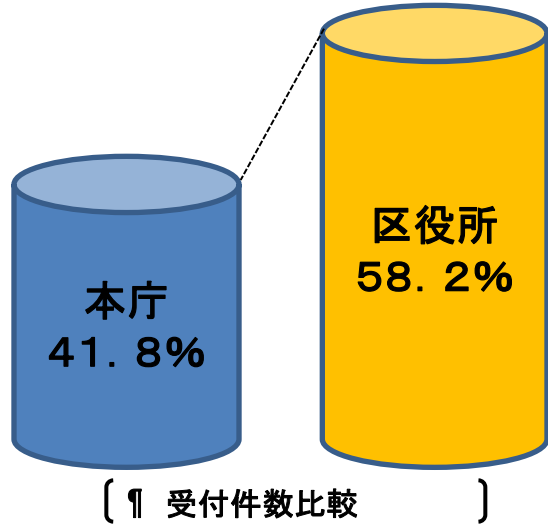
◆広聴(市民の声への対応)

- 身近な区役所がワンストップで住民の声を受付けるとともに、大阪市としての一体性・総合性を確保した上で回答を本庁からする形になっている

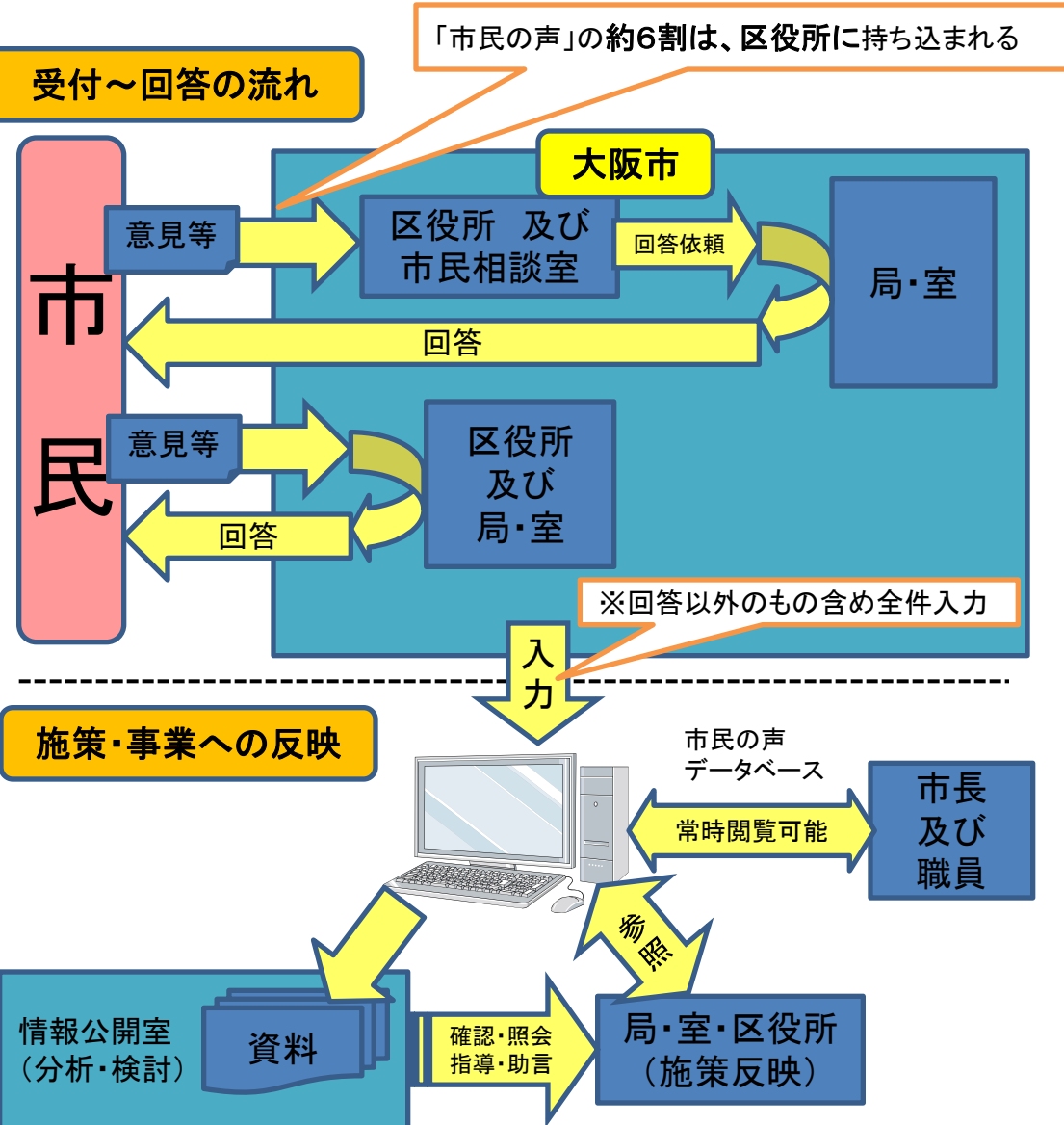
《区役所》
受付6割
回答2割

大阪市
「市民の
声」受付・
回答状況

		受付部署別件数		回答部署別件数	
		件数	比率	件数	比率
本庁	情報公開室	3,650	32.6%	341	3.0%
	その他本庁	1,041	9.3%	8,711	77.7%
	本庁計	4,691	41.8%	9,052	80.7%
区役所	北区	429	3.8%	52	0.5%
	都島区	204	1.8%	64	0.6%
	福島区	120	1.1%	34	0.3%
	此花区	116	1.0%	55	0.5%
	中央区	372	3.3%	73	0.7%
	西区	438	3.9%	72	0.6%
	港区	373	3.3%	92	0.8%
	大正区	92	0.8%	49	0.4%
	天王寺区	252	2.2%	121	1.1%
	浪速区	155	1.4%	56	0.5%
	西淀川区	170	1.5%	66	0.6%
	淀川区	1,246	11.1%	159	1.4%
	東淀川区	345	3.1%	120	1.1%
	東成区	144	1.3%	76	0.7%
	生野区	198	1.8%	312	2.8%
	旭区	158	1.4%	56	0.5%
	城東区	181	1.6%	76	0.7%
	鶴見区	146	1.3%	49	0.4%
	阿倍野区	197	1.8%	84	0.7%
	住之江区	273	2.4%	86	0.8%
	住吉区	339	3.0%	131	1.2%
	東住吉区	125	1.1%	36	0.3%
	平野区	312	2.8%	153	1.4%
	西成区	137	1.2%	89	0.8%
	区役所計	6,522	58.2%	2,161	19.3%
	1区あたり	272		90	0.8%
	合計	11,213	100.0%	11,213	100.0%



◆参考1:大阪市の広聴「市民の声」の流れ



※ 大阪市HP上資料より抜粋

◆参考2:東京都新宿区の例

- ① 住民からの広聴案件(「投書」)の受付先、回答元を広聴担当課で一元化。
 - ① 回答に際しては、権限と責任ある担当課が回答案を作成し、区長が最終決定。広聴担当課から住民あてに回答。(住民から見ると、受付先と回答元一致。)
 - ① 区長が、有権者である住民の「目」を意識しつつ、直接住民の意見と回答を吟味。
- ※年間約1000件の広聴事案の全てを区長が読み、回答案を吟味。

◆直接請求(必要な連署数①)

●行政区には、直接請求制度がないため、市域全体での膨大な数の署名収集が必要になる
 (例) 都島区：有権者数 83,378人 ⇒議会解散請求の必要連署数 421,151人
 池田市：有権者数 83,394人 ⇒議会解散請求の必要連署数 27,965人

	選挙人名簿登録者数(人)			条例制定	事務の監査	議会解散	議員・首長解職	主要公務員の解職
	男性	女性	計	有権者の1/50以上	有権者の1/3以上(ただし、40万を超える部分は1/6)			
大阪市(全域)	1,030,688	1,096,214	2,126,902	42,539		421,151		
北区	42,238	46,327	88,565	1,772		29,522		
都島区	39,792	43,586	83,378	1,668		27,793		
此花区	26,797	28,120	54,917	1,099		18,306		
中央区	31,172	34,861	66,033	1,321		22,011		
西区	31,459	35,508	66,967	1,340		22,323		
港区	34,309	35,278	69,587	1,392		23,196		
大正区	28,701	29,503	58,204	1,165		19,402		
天王寺区	23,949	28,660	52,609	1,053		17,537		
浪速区	24,628	22,461	47,089	942		15,697		
西淀川区	38,802	39,323	78,125	1,563		26,042		
淀川区	69,341	70,978	140,319	2,807		46,773		
東淀川区	69,334	71,146	140,480	2,810		46,827		
東成区	29,666	32,486	62,152	1,244		20,718		
生野区	42,084	44,957	87,041	1,741		29,014		
旭区	36,773	40,403	77,176	1,544		25,726		
城東区	64,129	70,363	134,492	2,690		44,831		
鶴見区	41,097	45,275	86,372	1,728		28,791		
阿倍野区	38,631	46,599	85,230	1,705		28,410		
住之江区	50,203	54,491	104,694	2,094		34,898		
住吉区	58,735	67,113	125,848	2,517		41,950		
東住吉区	51,121	56,975	108,096	2,162		36,032		
平野区	75,153	83,718	158,871	3,178		52,957		
西成区	56,561	39,030	95,591	1,912		31,864		

◆直接請求(必要な連署数②)

	選挙人名簿登録者数(人)			条例制定	事務の監査	議会解散	議員・首長解職	主要公務員の解職
	男性	女性	計	有権者の1/50以上		有権者の1/3以上(ただし、40万を超える部分は1/6)		
堺市(全域)	324,662	356,405	681,067	13,621		180,178		
堺区	58,313	61,423	119,736	2,395		39,912		
中区	47,760	50,906	98,666	1,973		32,889		
東区	33,817	37,481	71,298	1,426		23,766		
西区	52,073	56,398	108,471	2,169		36,157		
南区	58,765	67,832	126,597	2,532		42,199		
北区	58,724	65,937	124,661	2,493		41,554		
美原区	15,210	16,428	31,638	633		10,546		

	選挙人名簿登録者数(人)			条例制定	事務の監査	議会解散	議員・首長解職	主要公務員の解職
	男性	女性	計	有権者の1/50以上		有権者の1/3以上(ただし、40万を超える部分は1/6)		
高槻市	139,079	152,706	291,785	5,836		97,262		
豊中市	150,283	168,569	318,852	6,377		106,284		
池田市	40,172	43,722	83,894	1,678		27,965		

◆市町村における議会の解散及び議員・長・主要公務員・委員の解職請求の状況

- 議会の解散請求の件数をみると、有権者数が1万人～5万人規模の市町村が最も多い。
- 議員・長・主要公務員・委員の解職請求の件数を見ると、有権者数が5千人以下の市町村が最も多い。
- 昨年末の名古屋市議会解散請求以前の事例において、請求のあった市町村の中で最も有権者数の多い市の有権者数は、約12万7千人(人口約15万6千人)であった。

《全国の請求状況》 ※H15.4.1～H19.3.31

有権者数	法定署名数	議会の解散	議員・長・ 主要公務員 ・委員の解職
5千人以下	～ 1,667	7	18
5千人超 1万人以下	1,667 ～ 3,334	10	9
1万人超 5万人以下	3,334 ～ 16,667	23	1
5万人超 10万人以下	16,667 ～ 33,334	6	—
10万人超 20万人以下	33,334 ～ 66,667	1	—
20万人超 30万人以下	66,667 ～ 100,000	—	—
30万人超 40万人以下	100,001 ～ 133,334	—	—
40万人超 50万人以下	133,334 ～ 150,000	—	—
50万人超 100万人以下	150,001 ～ 233,334	—	—
100万人超	233,334 ～	—	—

山口県周南市
(H16.4.3請求受理)

有権者数	127,132	
署名総数	70,915	
有効署名数	65,026	
法定署名数	42,378	
H16.4住基人口	156,354	
投票の結果	投票率	46.55%
	賛成数	52,120
	反対数	5,504
	成否	成立

《直接請求について》

請求の内容	連署数	請求先	その他
条例制定	有権者の50分の1以上	知事 市町村長	知事・市町村長は20日以内に意見を付けて、議会に付議 ※地方税の賦課徴収・分担金、使用料、手数料の徴収に関するものはできない。
事務の監査	有権者の50分の1以上	監査委員	
議会解散	有権者の3分の1(40万を超える場合、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万の3分の1の数を合算した数)以上	選挙管理委員会	解散(解職)投票を実施、有効投票の過半数の同意があれば、解散(解職)決定
議員・首長解職	有権者の3分の1(40万を超える場合、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万の3分の1の数を合算した数)以上	知事 市町村長	知事・市町村長は議会に付議し、議員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意で失職が決定

《最近の事例》

■名古屋市議会解散の直接請求
(H22.12.17請求受理)

- ・有権者数: 1,796,743
- ・有効署名数: 369,008
- ・法定署名数: 365,795
- ・投票の結果
→賛成数: 696,146
反対数: 252,921
成否 ⇒ 成立

(5) 体制・人員

◆①組織の現状 ～行政区、中核市等、特別区～

行政区と中核市等

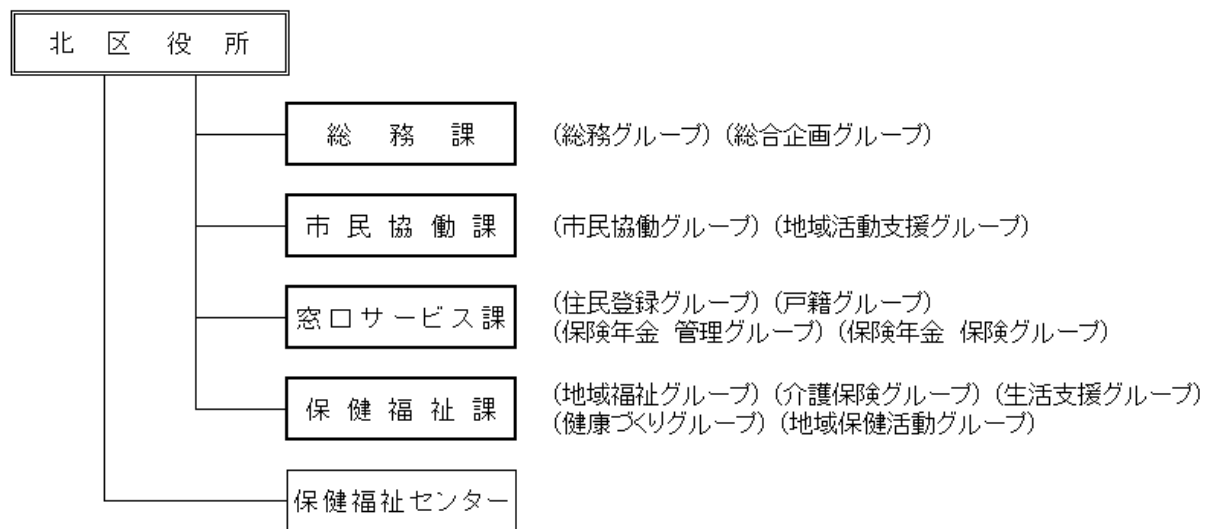
項目	大阪市の行政区(24区)	堺市の行政区(7区)	中核市等	
			高槻市	豊中市
組織	<ul style="list-style-type: none"> ◆総務課(総務、総合企画) ◆市民協働課 (市民協働、地域活動支援) ◆窓口サービス課 (住民登録、戸籍、保険年金) ◆保健福祉課 (地域福祉、介護保険、生活支援、健康づくり、地域保健活動) ◆保健福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民課 ◆保険年金課 ◆生活援護課 (第一課、第二課) ◆地域福祉課 ◆保健福祉総合センター 	<ul style="list-style-type: none"> ◆総務部(総務、法務) ◆財務部 (財務管理、契約検査、税務) ◆市民参画部 (市民課、人権活動、生涯学習、コミュニティ推進) ◆保健福祉部 (保健福祉政策、法人指導、福祉事務、保健医療) ◆保健所 ◆子ども部 (子どもの育成、子育て支援、子どもの保健活動) ◆建設部 (建築、土木、下水道) ◆都市産業部 (都市政策、開発指導、農林商工観光) ◆環境部 (環境政策、環境事業) ◆教育委員会 ◆水道部 ◆消防本部 ◆交通部 ◆行政委員会 ◆市議会 	<ul style="list-style-type: none"> ◆総務部 (総務、法務、人材育成、契約検査) ◆資産活用部 (土地活用、施設整備) ◆人権文化部 (人権政策、文化芸術活動) ◆政策企画部 (企画調整、都市活力創造) ◆環境部(環境政策) ◆財務部 (財政、税務、債権管理) ◆市民協働部 (市民窓口、コミュニティ政策) ◆健康福祉部 (地域福祉、高齢者支援、健康支援、保険窓口) ◆こども未来部(こども政策) ◆都市計画推進部 (都市計画、市街地整備、土地利用調整) ◆都市基盤部 (土木、道路整備、水路管理・維持) ◆教育委員会 ◆上下水道局 ◆消防本部 ◆豊中病院 ◆行政委員会 ◆市議会
			※網掛けは、行政区にはない組織	

行政区と特別区

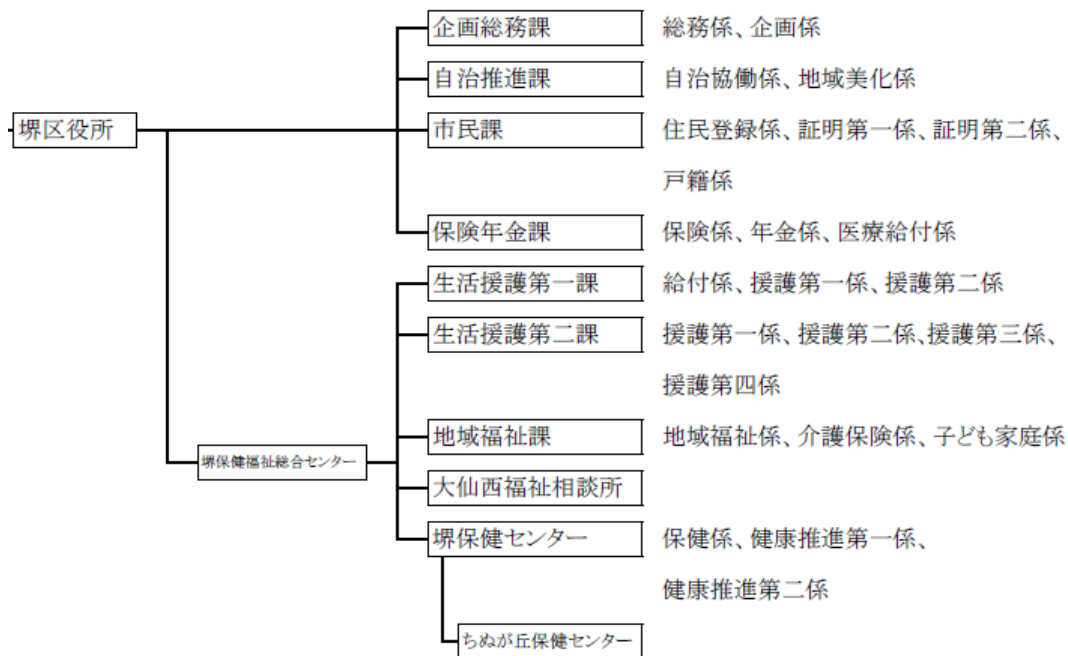
項目	大阪市の行政区	堺市の行政区	特別区	
			新宿区	杉並区
組織	<ul style="list-style-type: none"> ◆総務課(総務、総合企画) ◆市民協働課 (市民協働、地域活動支援) ◆窓口サービス課 (住民登録、戸籍、保険年金) ◆保健福祉課 (地域福祉、介護保険、生活支援、健康づくり、地域保健活動) ◆保健福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民課 ◆保険年金課 ◆生活援護課 (第一課、第二課) ◆地域福祉課 ◆保健福祉総合センター 	<ul style="list-style-type: none"> ◆総合政策部 (行政管理、財政、情報政策) ◆総務部 (総務、人材育成、契約管財、施設保全、税務) ◆地域文化部 (地域行事・調整、コミュニティ活動、市民窓口、消費者支援) ◆福祉部 (地域福祉、高齢者支援、生活支援、介護保険) ◆子ども家庭部 (子どもの育成、子育て支援) ◆健康部 (地域保健活動、医療保険・年金、衛生活動) ◆保健所 ◆みどり土木部 (土木管理、道路・公園管理、交通対策) ◆環境清掃部 (環境対策、公害対策、リサイクル、ごみ処理) ◆都市計画部 (都市計画、地域整備、建築調整・指導) ◆教育委員会 ◆行政委員会 ◆区議会 	<ul style="list-style-type: none"> ◆政策経営部 (総務、法務、財政・情報管理、危機管理) ◆区民生活部 (区民窓口、地域行政、税務、産業振興、文化振興) ◆保健福祉部 (国保・年金、地域保健活動、障害者・高齢者施策、介護保険、子育て支援) ◆保健所 ◆都市整備部 (都市計画、都市整備、建築管理、土木管理、交通対策、道路・公園整備) ◆環境清掃部 (環境対策、公害対策、資源対策、清掃事業推進) ◆教育委員会 ◆行政委員会 ◆区議会

※網掛けは、行政区にはない組織

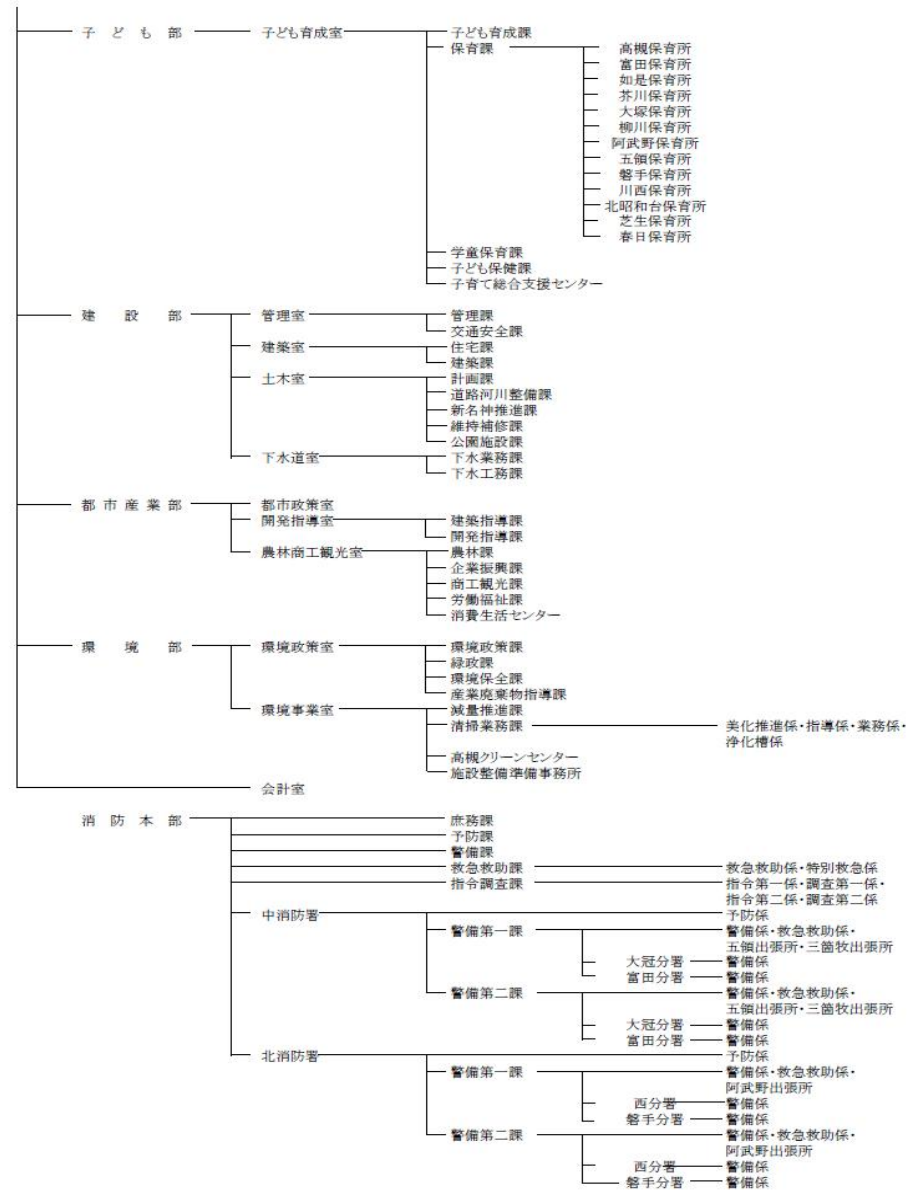
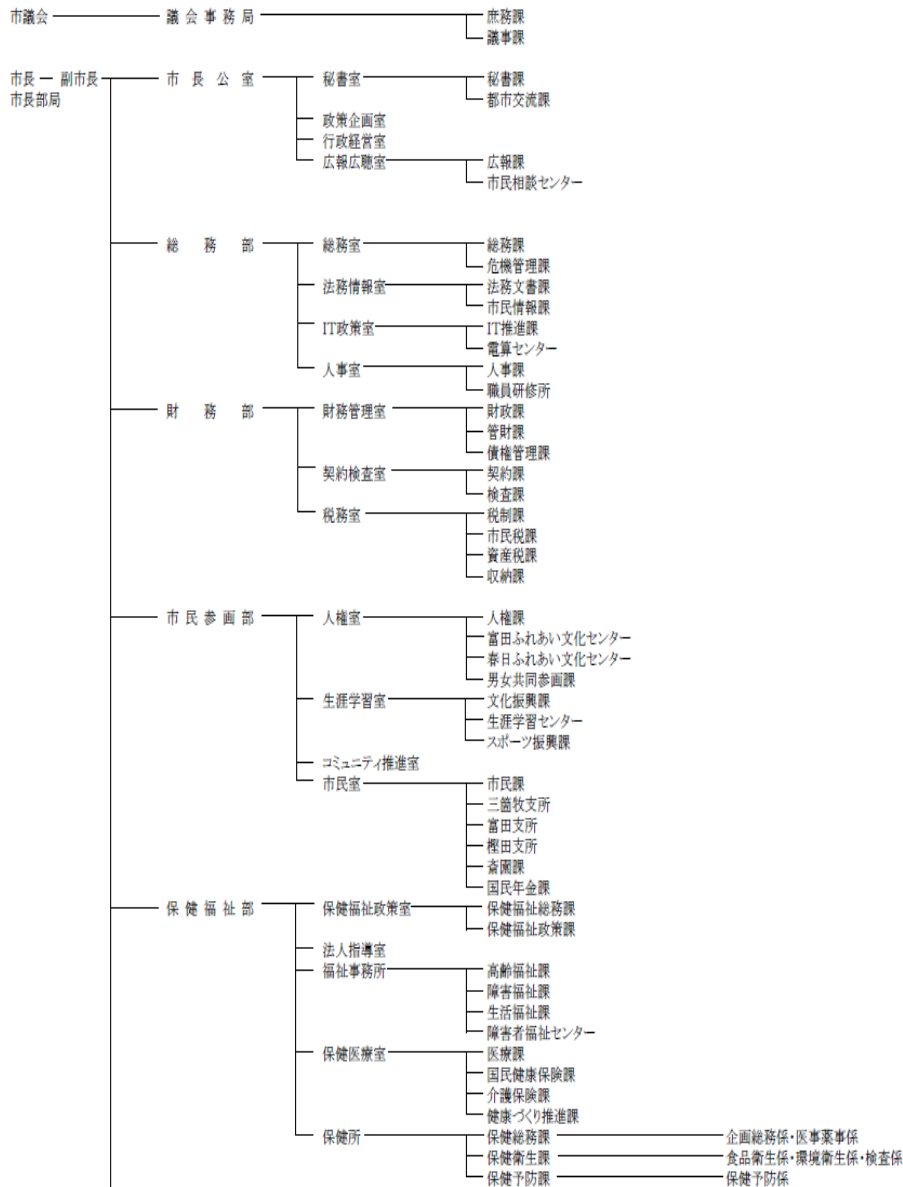
大阪市の行政区の組織機構図(北区の例)

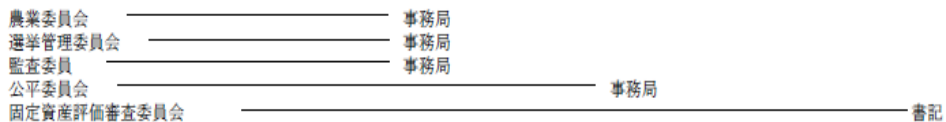
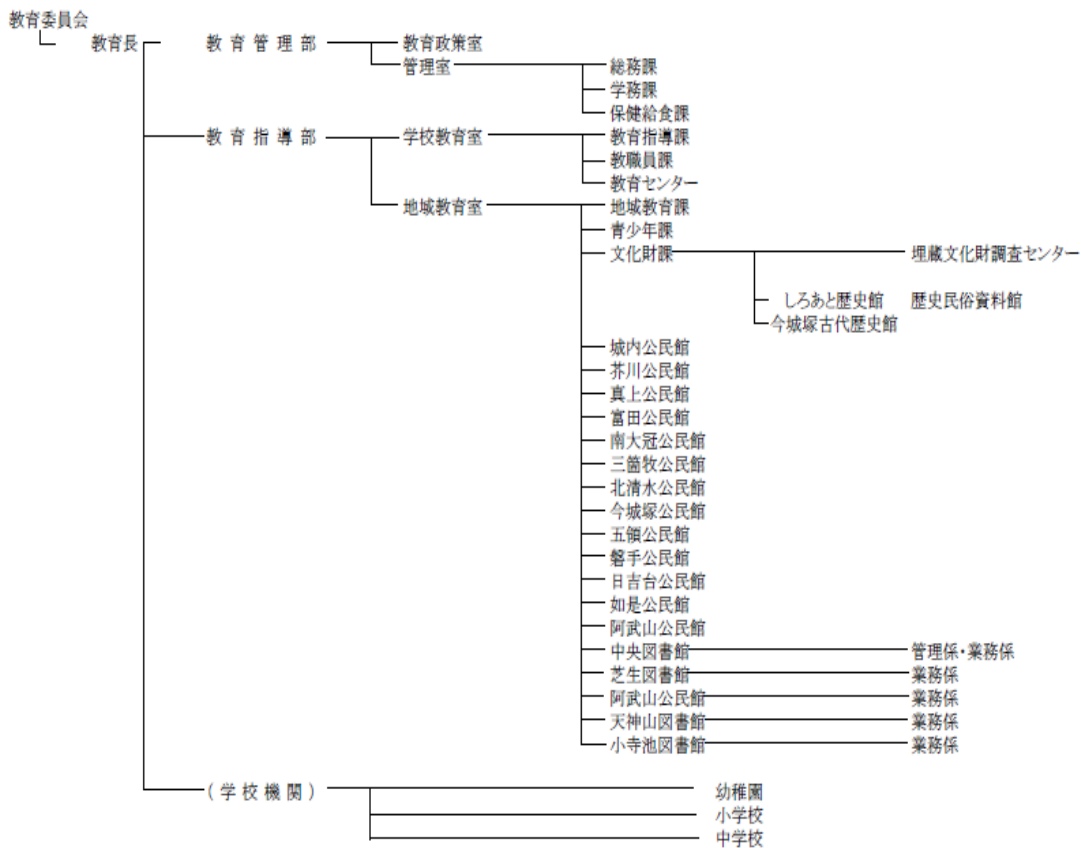
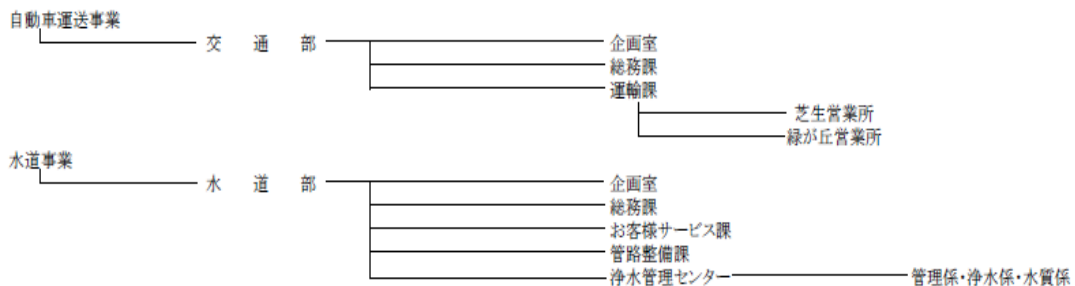


堺市の行政区の組織機構図(堺区の例)

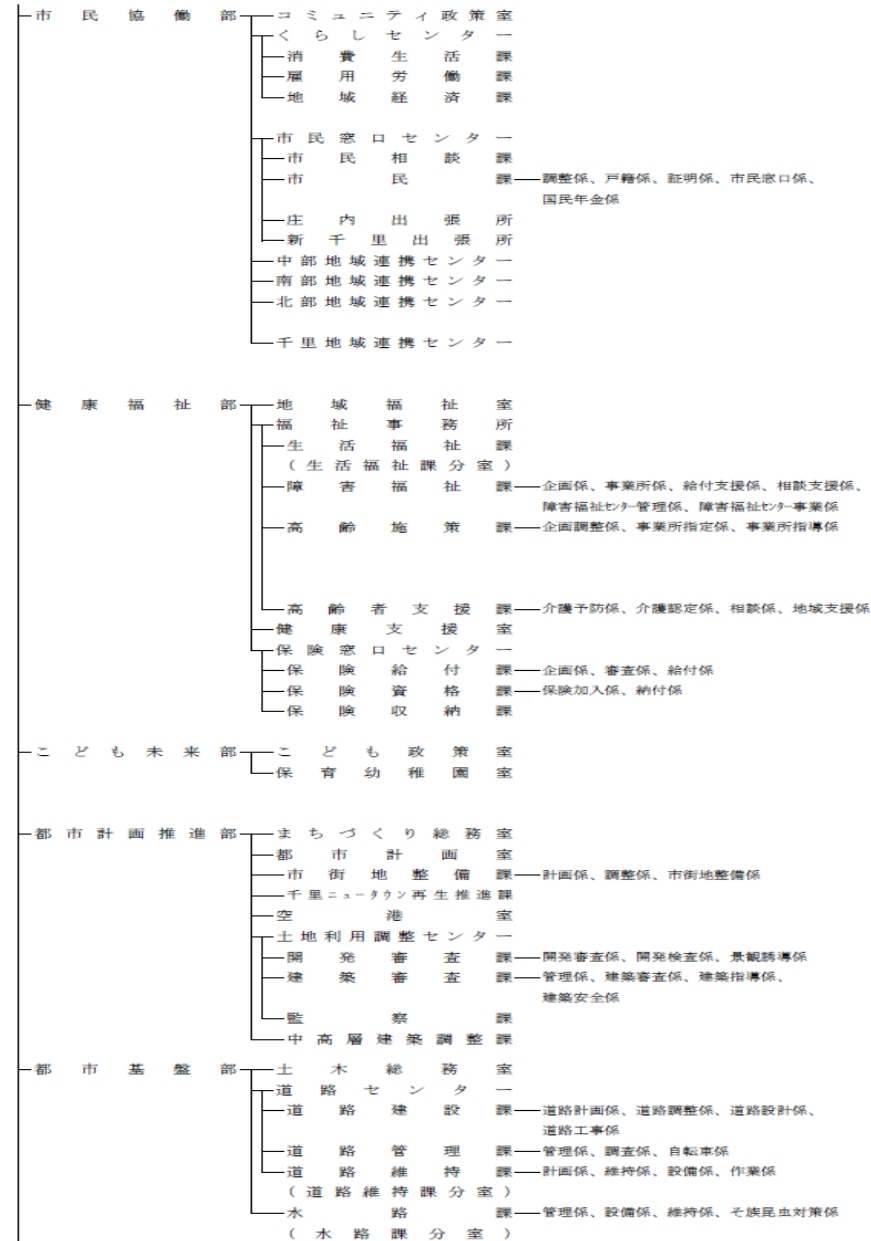
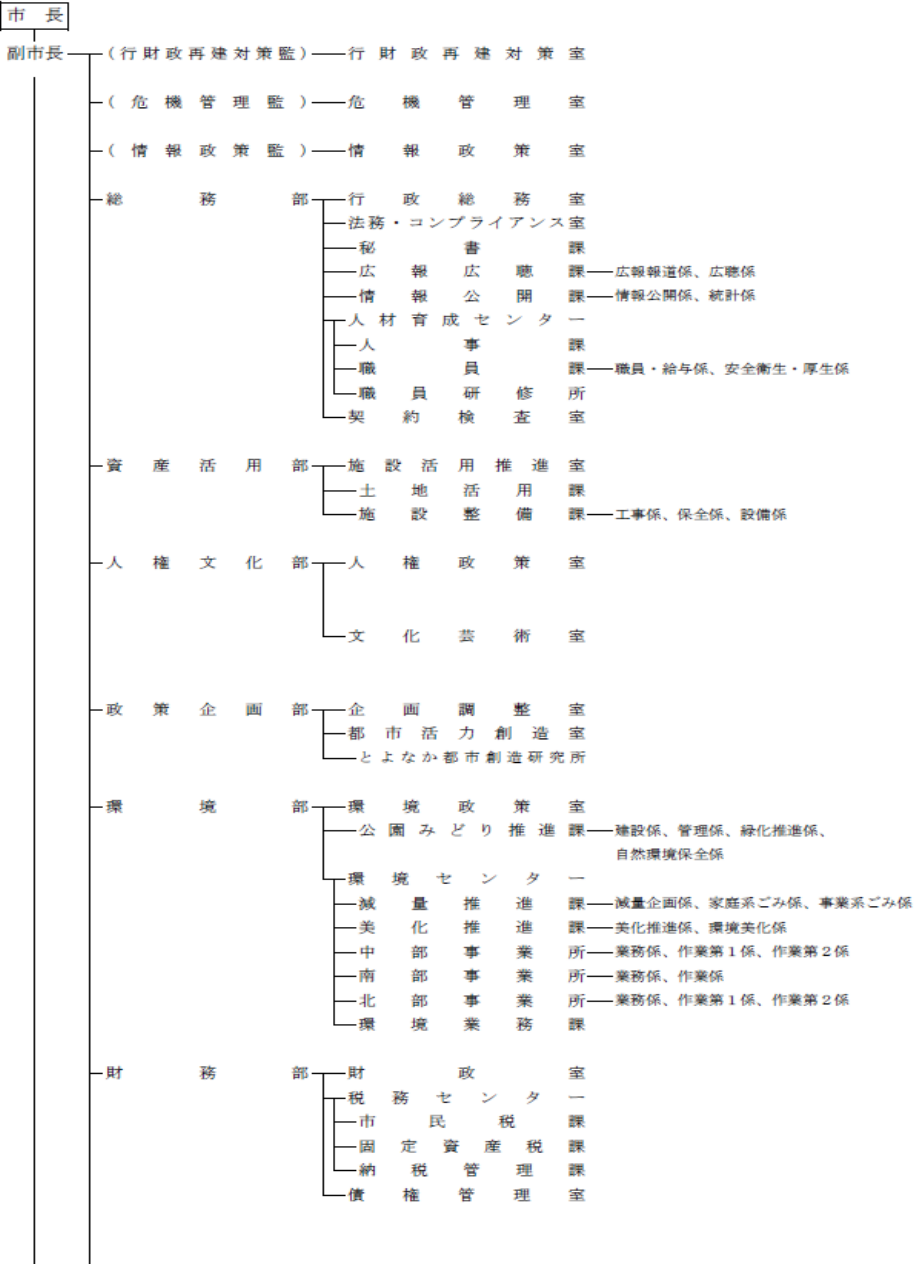


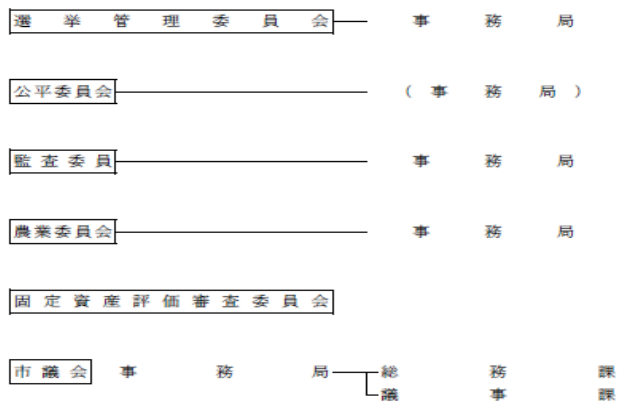
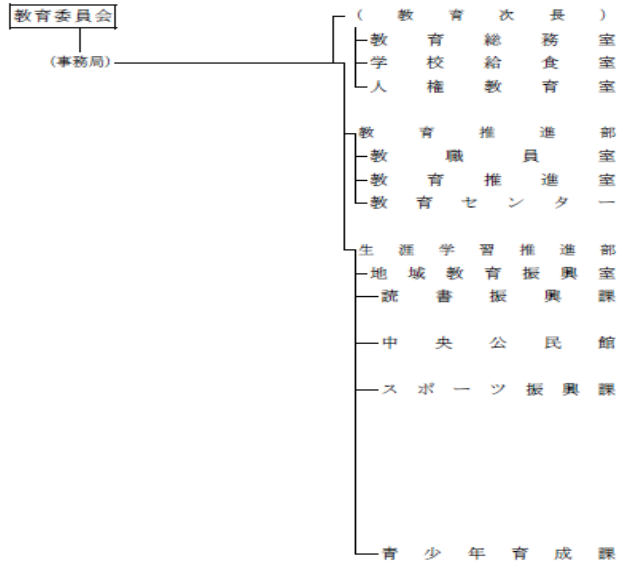
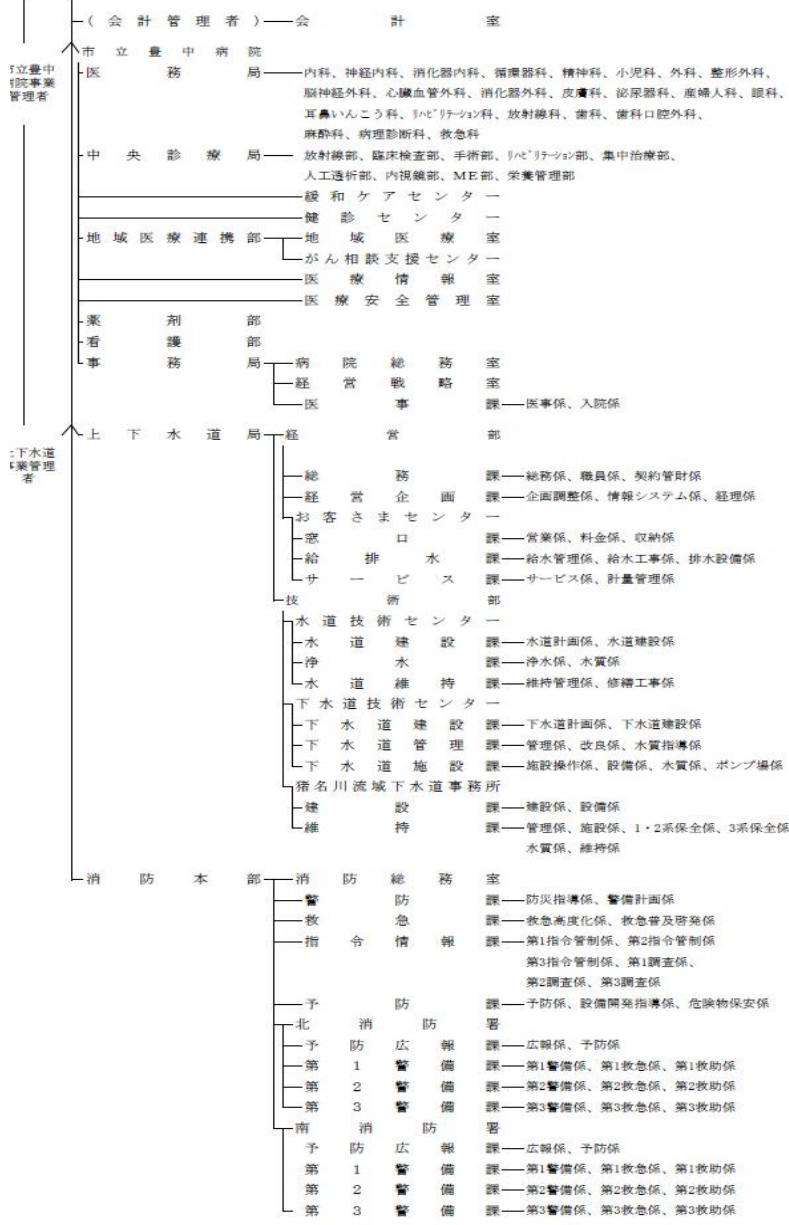
高槻市の組織機構図



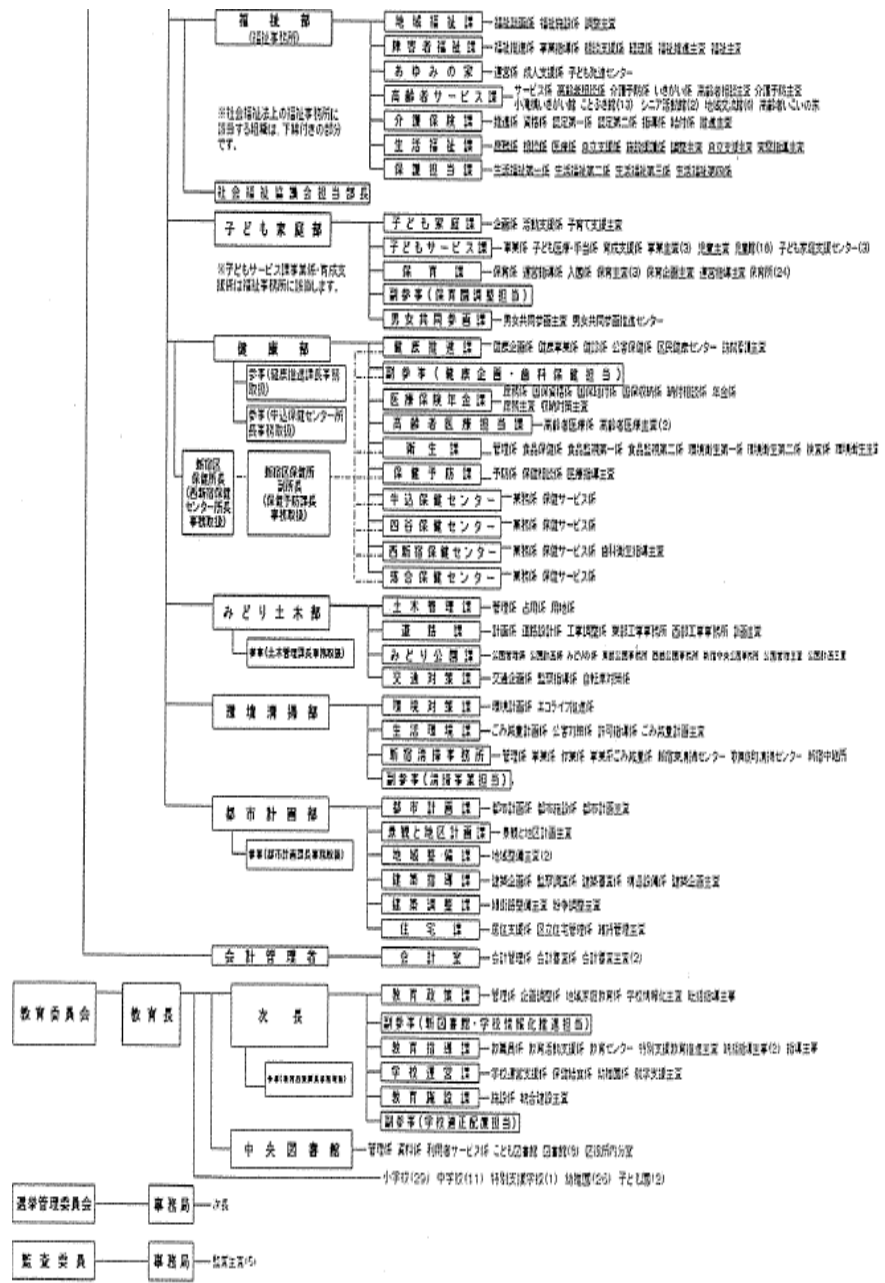
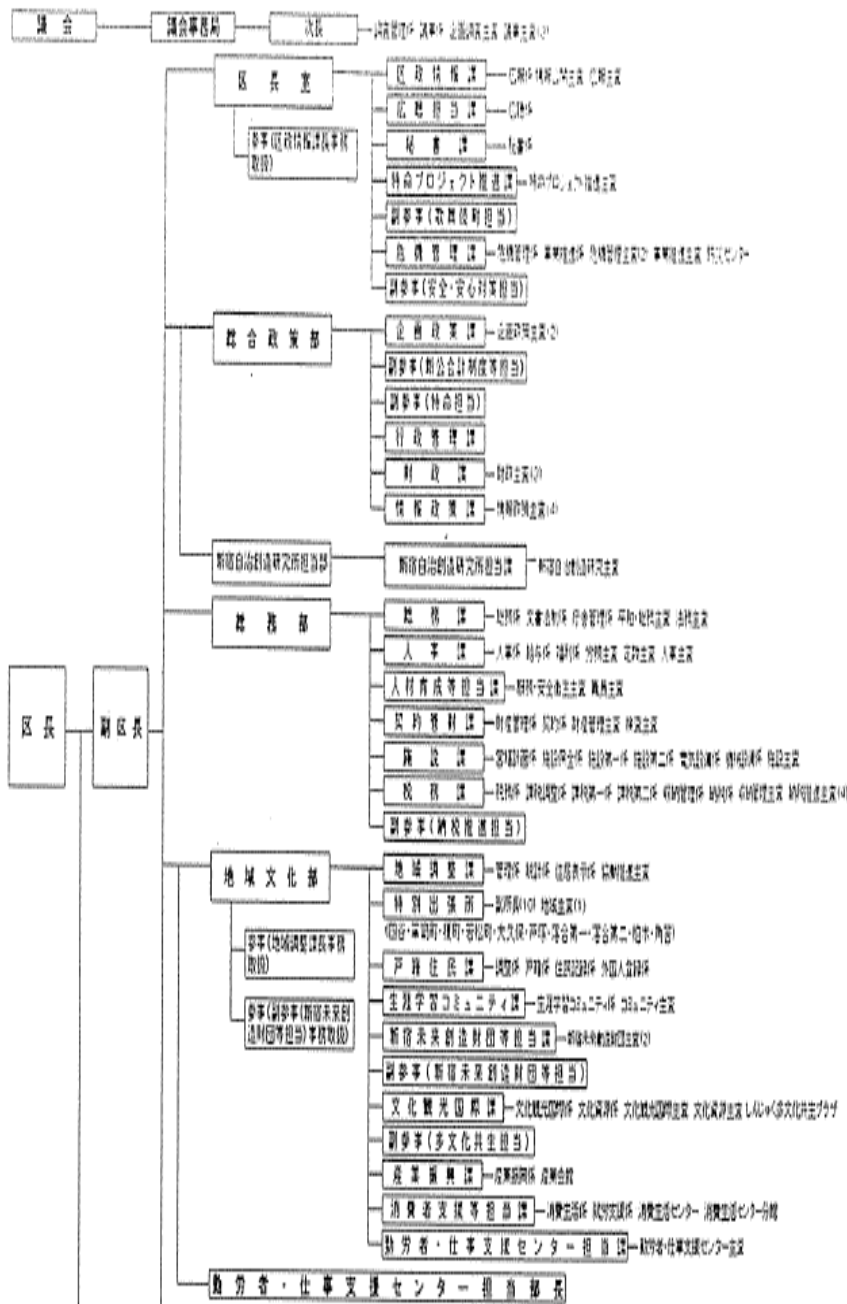


豊中市の組織機構図

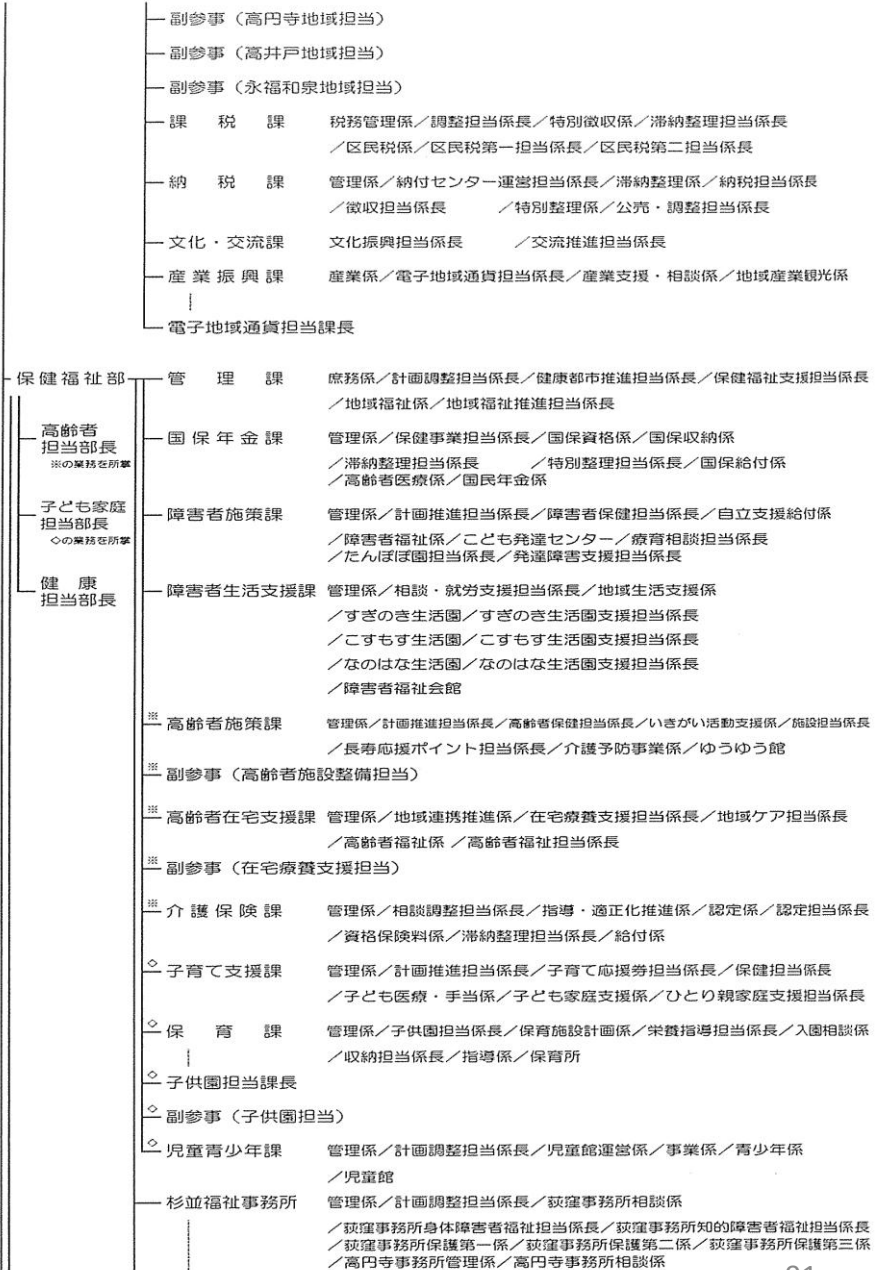
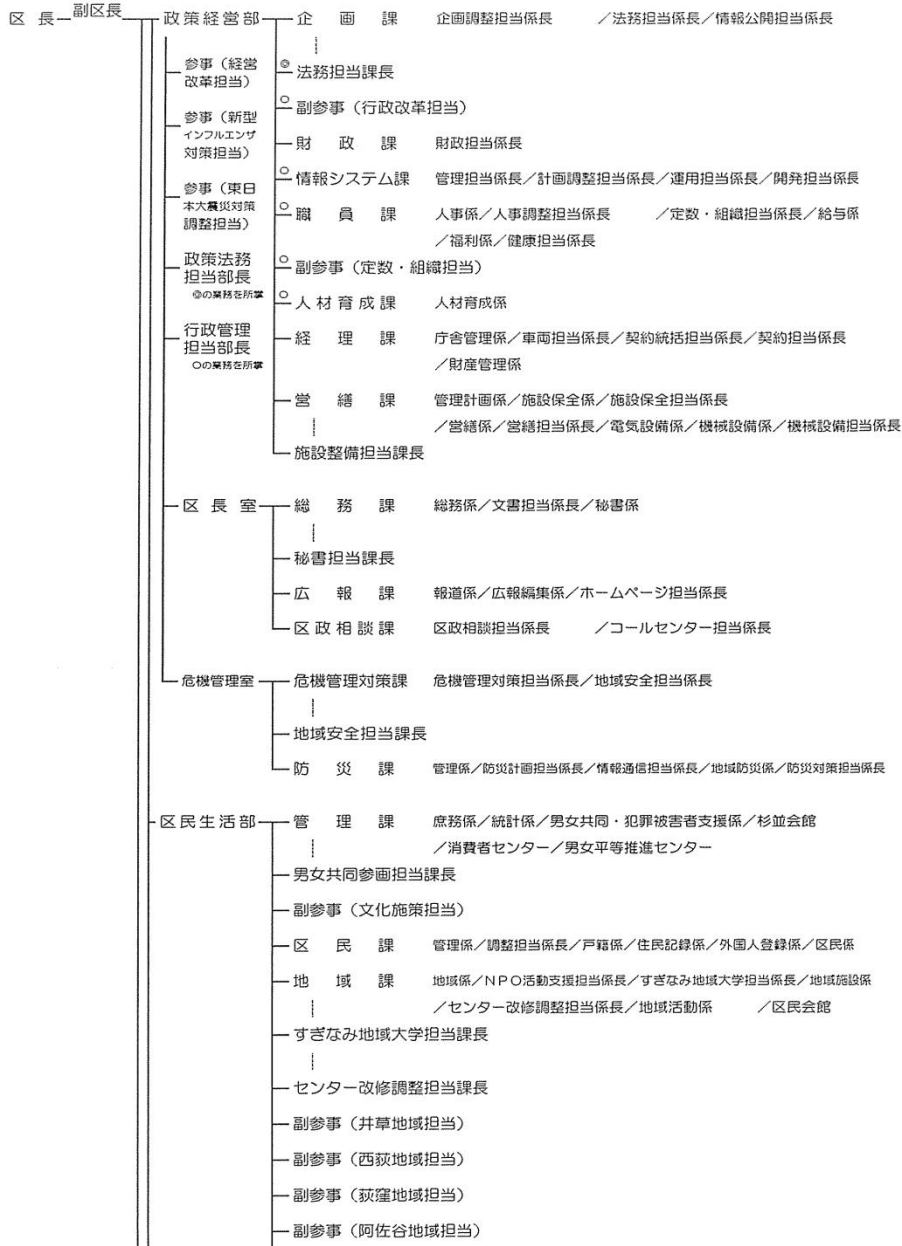




新宿区の組織機構図



杉並区の組織機構図



／高円寺事務所身体障害者福祉担当係長／高円寺事務所知的障害者福祉担当係長
 ／高円寺事務所保護第一係／高円寺事務所保護第二係／高円寺事務所保護第三係
 ／高円寺事務所保護第四係
 ／高井戸事務所管理係／高井戸事務所相談係
 ／高井戸事務所身体障害者福祉担当係長／高井戸事務所知的障害者福祉担当係長
 ／高井戸事務所保護第一係／高井戸事務所保護第二係

- 高円寺事務所担当課長
- 高井戸事務所担当課長
- ◇ 下高井戸子供園
 - 副園長
- ◇ 堀ノ内子供園
 - 副園長
- ◇ 高円寺北子供園
 - 副園長
- ◇ 成田西子供園
 - 副園長

- 杉並保健所
 - 地域保健課 管理係／計画推進担当係長／地域医療係／医療安全担当係長
 - 健康推進課 健康推進係／健診担当係長／母子保健担当係長／保健指導担当係長
／栄養指導担当係長／歯科衛生担当係長
 - 生活衛生課 管理係／保健衛生担当係長／食品衛生担当係長
／衛生試験所／理化学検査担当係長／微生物検査担当係長
 - 保健予防課 保健予防係／保健指導担当係長／感染症係
 - 荻窪保健センター 業務係／健康増進担当係長／保健指導担当係長
 - 高井戸保健センター 業務係／健康増進担当係長／保健指導担当係長
 - 高円寺保健センター 業務係／健康増進担当係長／保健指導担当係長
 - 上井草保健センター 業務係／保健指導担当係長
 - 和泉保健センター 業務係／保健指導担当係長

- 都市整備部
 - 都市計画課 庶務係／都市計画担当係長／企画調査係／土地利用担当係長
／都市施設担当係長／鉄道立体担当係長／建築調整係
 - まちづくり担当部長 ▽の業務を所掌
 - 調整担当課長
 - 都市再生担当部長 ▲の業務を所掌
 - 鉄道立体担当課長
 - 住宅課 住宅係／住宅運営担当係長／住宅技術担当係長／高齢者住宅係
 - まちづくり推進課 管理係／景観係／まちづくり調整係／地区整備係／都市再生担当係長
／団地再生係／地区計画係
 - 地区整備担当課長
 - 都市再生担当課長
 - 建築課 事務係／建築企画係／監察係／建築防災係／設備担当係長／耐震改修担当係長
／構造担当係長／特定構造担当係長／審査係／審査担当係長

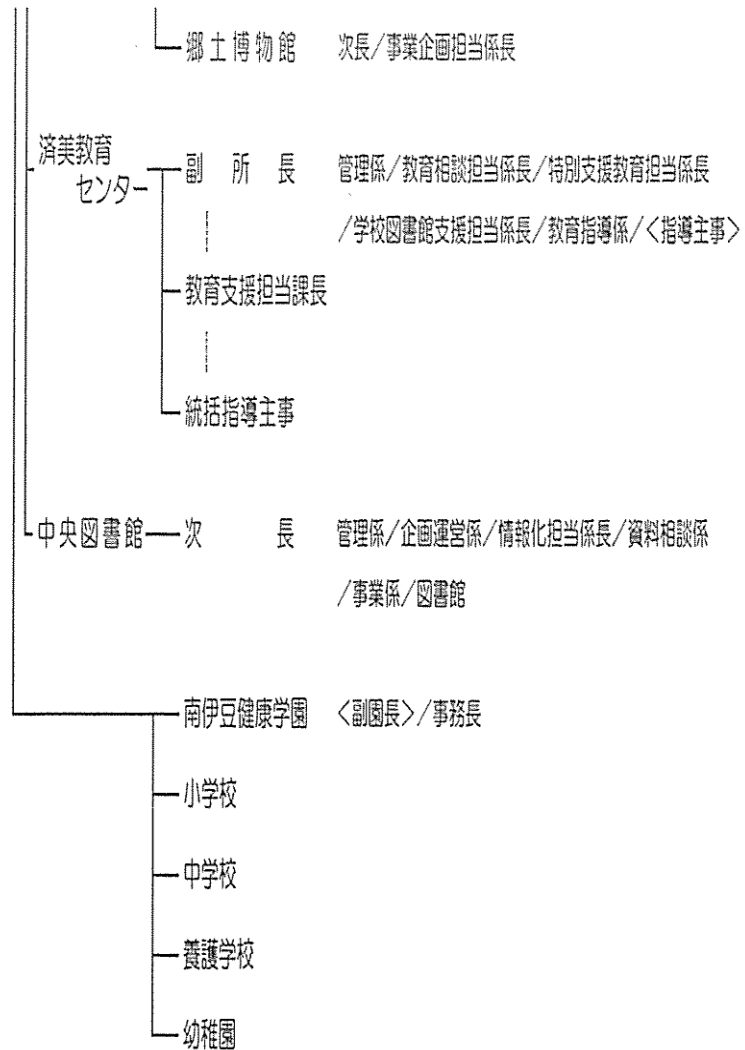
- * 土木管理課 占用係／道路調整担当係長／道路認定係／台帳整備係／監査指導係
／狭あい道路係／判定係／整備係／開発指導係／区域調査係
- * 道路区域整備担当課長
- * 建設課 計画調整係／道路企画担当係長／用地担当係長／街路整備係
／施設整備係
- * 交通対策課 自転車対策係／自転車駐車場整備担当係長／交通対策係
- * みどり公園課 管理係／みどりの計画係／みどりの事業係／公園整備係／公園利用係
／南公園緑地事務所／北公園緑地事務所
- * 杉並土木事務所 工務係／私道整備担当係長／設計係／交通安全施設係／街路灯担当係長
／南土木維持係／北土木維持係
- 環境清掃部
 - 環境課 庶務係／生活環境担当係長／公害対策係
 - 環境都市推進課 計画調整係／環境都市推進担当係長／すぎなみ環境情報館
 - 清掃管理課 管理係／清掃施設調整担当係長／指導係／清掃事業推進係
／資源対策担当係長
 - 杉並清掃事務所 管理係／作業係／方南担当管理係／方南担当作業係
／杉並清掃事業所
 - 方南支所担当課長

— 会計管理室 (会計管理者)

- 会計課 出納係／資金管理担当係長／審査担当係長／会計制度改革担当係長

- 選挙管理委員会
 - 事務局 次長／選挙法規担当係長
- 監査委員
 - 事務局 次長 監査担当係長
- 農業委員会
 - 事務局 次長

- 教育委員会
 - 教育長 次長
 - 庶務課 庶務係／法規担当係長／計画担当係長／経理係／学校ICT推進担当係長
／教職員係
 - 教育人事企画課 教育人事係／人事企画担当係長／<指導主事>
 - 統括指導主事
 - 教育改革推進課 #の業務を所掌 学校支援係／小中一貫教育担当係長／学校適正配置担当係長
／教育施設計画係／教育施設整備担当係長
 - 学校適正配置担当課長
 - 学務課 学事係／就学奨励係／児童健康支援担当係長／保健給食係／(教職員研修所)
 - 副参事 (特命事項担当)
 - 副参事 (特命事項担当)
 - 社会教育スポーツ課 管理係／社会教育主事／学校開放担当係長
／体育施設改築準備担当係長／文化財係／社会体育係
／社会教育センター／社会教育センター事業推進担当係長
 - 科学館 次長



区議会——事務局——次長 庶務係/議会広報担当係長/調査担当係長/議会法務担当係長/議事係

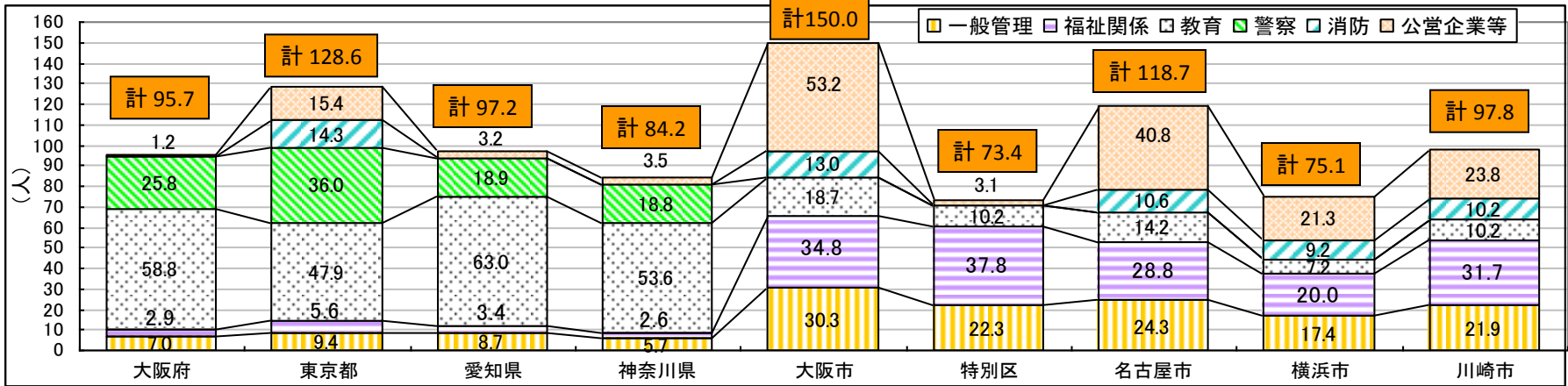
◆②組織人員分析 ～政令指定都市等との職員数比較①～

平成21年度部門別職員数比較(人口一万人当たり)

・大阪市の人口一万人当たり職員数が多く、とりわけ公営企業等の職員数が他区市に比べて多い。
 ・土木、衛生(清掃)についても、大阪市の人口一万人当たり職員数は他区市に比べ多い。

団体名	部門																普通会計	公営企業等計	総合計			
	議会	総務	税務	保育所	社会福祉施設	その他	民生	保健所	清掃	その他	衛生	労働	農林	商工	土木	一般行政計				教育部門	警察	消防
大阪府	0.1	1.5	1.2	0.0	0.7	0.4	1.1	0.8	0.0	1.0	1.8	0.4	0.5	0.6	2.7	9.9	58.8	25.8	0.0	94.5	1.2	95.7
東京都	0.1	2.1	2.4	0.0	1.9	0.6	2.5	0.4	0.1	2.6	3.1	0.5	0.5	0.4	3.4	15.0	47.9	36.0	14.3	113.2	15.4	128.6
愛知県	0.1	2.0	1.2	0.0	1.3	0.3	1.6	0.7	0.0	1.1	1.8	0.3	2.2	0.6	2.3	12.1	63.0	18.9	0.0	94.0	3.2	97.2
神奈川県	0.1	1.6	0.9	0.0	0.9	0.3	1.2	0.5	0.0	0.9	1.4	0.4	0.9	0.4	1.4	8.3	53.6	18.8	0.0	80.7	3.5	84.2
大阪市	0.2	11.9	4.3	6.5	2.0	8.0	16.5	3.2	12.3	2.8	18.3	0.0	0.0	0.8	13.1	65.1	18.7	0.0	13.0	96.8	53.2	150.0
特別区	0.4	11.6	2.3	16.2	4.3	7.3	27.8	2.7	5.2	2.1	10.0	0.1	0.0	0.6	7.3	60.1	10.2	0.0	0.0	70.3	3.1	73.4
名古屋市	0.2	8.1	5.1	7.2	3.7	4.8	15.7	3.2	7.1	2.8	13.1	0.0	0.5	1.2	9.2	53.1	14.2	0.0	10.6	77.9	40.8	118.7
横浜市	0.1	7.5	3.0	3.5	1.6	5.3	10.4	2.5	5.6	1.5	9.6	0.1	0.3	0.6	5.8	37.4	7.2	0.0	9.2	53.8	21.3	75.1
川崎市	0.2	9.2	3.4	9.2	2.2	5.6	17.0	2.6	9.0	3.1	14.7	0.1	0.3	0.6	8.1	53.6	10.2	0.0	10.2	74.0	23.8	97.8

出典：総務省HPより(平成21年4月1日現在データ)



◆②組織人員分析 ～政令指定都市等との職員数比較②～

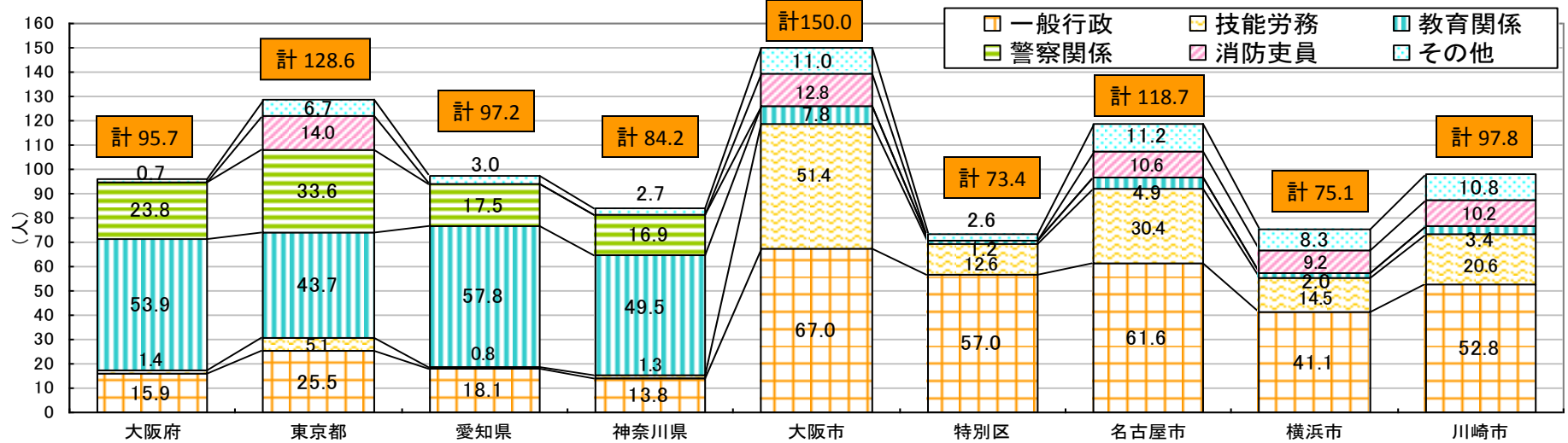
平成21年度職種別職員数比較(人口一万人当たり)

・大阪市の人口一万人当たり職員数が多く、とりわけ技能労務の職員数が他区市に比べ多い。
 ・また、区市と都府県の一般行政及び技能労務を比べると、区市の方が人口一万人当たり職員数が多い。

単位:(人)

団体名	職 種			運輸・電気 ボイラー・ 調理・清掃	その他 技能労務	技能労務	教育関係	警察関係	消防吏員	その他	合 計
	一般技術	一般事務	一般行政								
大阪府	4.6	11.3	15.9	0.3	1.1	1.4	53.9	23.8	0.0	0.7	95.7
東京都	8.9	16.6	25.5	2.4	2.7	5.1	43.7	33.6	14.0	6.7	128.6
愛知県	6.6	11.5	18.1	0.2	0.6	0.8	57.8	17.5	0.0	3.0	97.2
神奈川県	3.4	10.4	13.8	0.5	0.8	1.3	49.5	16.9	0.0	2.7	84.2
大阪市	20.5	46.5	67.0	30.4	21.0	51.4	7.8	0.0	12.8	11.0	150.0
特別区	20.7	36.3	57.0	7.5	5.1	12.6	1.2	0.0	0.0	2.6	73.4
名古屋市	26.9	34.7	61.6	21.1	9.3	30.4	4.9	0.0	10.6	11.2	118.7
横浜市	13.8	27.3	41.1	9.1	5.4	14.5	2.0	0.0	9.2	8.3	75.1
川崎市	19.7	33.1	52.8	14.5	6.1	20.6	3.4	0.0	10.2	10.8	97.8

出典:総務省HPより(平成21年4月1日現在データ)



◆③組織人員分析 ～専任組織の状況～

◆府内市町村人口規模別の専任組織設置率

(単位:%)

人口区分	企画		行政改革		危機管理		女性政策		環境政策		産業政策	
30万以上 (政令市含む)	①	100.0	①	100.0	①	100.0	①	100.0	①	100.0	①	100.0
30万未満	②	75.0	②	50.0	②	50.0	②	25.0	②	75.0	②	50.0
20万未満	③	45.5	③	45.5	③	81.8	③	27.3	③	45.5	③	27.3
10万未満	④	18.2	④	18.2	④	54.5	④	9.1	④	18.2		0
5万未満	⑤	10.0	⑤	10.0	⑤	10.0		0		0		0

※平成22年7月末現在

◆府内市町村の人口区分ごとの専任組織の設置率を比較

⇒・人口規模が大きい団体ほど専任の組織を設置している。専門性が高くなる。
 ・人口規模の小さい団体ほど専任の組織が設定できておらず、1つの課(部署)で複数の業務を担わなければならない組織となっている。

大阪府ホームページより作成

◆③組織人員分析 ～専門職の状況～

◆府内市町村の人口規模別の専門職員配置状況

(単位:人)

人口区分	ケースワーカー		査察指導員		建築技師	
政令市 (大阪市) (堺市)	①	10.9 (10.8) (11.0)	①	4.6 (5.1) (3.0)	①	20.4 (21.1) (17.1)
30万以上	②	6.0	③	2.5	②	16.3
30万未満	④	5.2	②	2.7	③	14.1
20万未満	③	5.3	④	2.2	④	13.1
10万未満	⑤	2.6	⑤	1.4	⑥	10.1
5万未満	⑥	0.5	⑥	0.5	⑤	12.1

- 【ケースワーカー】
 - 児童福祉、母子及び寡婦福祉、知的障害者福祉、老人福祉、身体障害者福祉に関する相談・指導・援助等に従事
- 【査察指導員】
 - ケースワーカーに対し、指導監督として専門的助言、指導訓練、業務の進行管理・職員管理などを行う
- 【建築技師】
 - 建築に関する事務に従事する技術職員

※定員管理調査(平成22年4月1日現在)における職種別配置状況及び平成22年3月31日現在住民基本台帳人口をもとに作成

◆主な専門職員の人口10万人当たりの職員数を人口区分ごとに算出
 ⇒専門職員の配置状況については、人口規模の大きい団体ほど比較的配置人数が多い。
 特に、政令市においては、専門スタッフが突出して充実している。

◆④組織人員分析 ～大阪市・行政区と一般市、中核市との比較～①

- 大阪市は、政令指定都市として府県の事務も含め他都市より多くの権能を有しており、職員の総数は多い。
- 従って、大阪市を中核市や一般市の職員数（人口1万人あたりの職員数）を比較するに際しては、単純に人口割をして比較するのではなく、事務範囲を踏まえ、比較対象・条件を揃えて比較するべき。

- そこで、大阪市における区役所事務とそれに関連する事務、本庁機能及び出先機能に従事する職員（施設等に関する職員は除外）と、中核市・一般市において同様の事務に従事する職員（この場合、関連事務に従事する府の職員を人口按分した職員数を加える）とを比較することとした。

《比較対象とする事務》

- 以下の事務に従事する職員（人口1万人あたり）を比較することとした。
 - ◆ 大阪市・・・①区役所事務、②本庁における関連事務、③本庁機能事務、④出先機能事務（区役所を除く）
（※除外したもの：施設管理関係（学校・幼稚園、保育所、保健所、公園事務所、港湾など）、消防関係、水道関係、病院、交通局）
 - ◆ 比較対象市・・・①本庁機能事務、②出先機能事務、③大阪府の関連事務（府職員が行っている関連事務）
（※除外したもの：施設管理関係（同上）、消防関係、水道関係、病院、交通局（該当市））

※「本庁における関連事務」
⇒大阪市HP掲載の本庁の事務概要を参考として、行政区関連事務に従事する職員を抜き出し、区内人口で按分（事務局において算定）

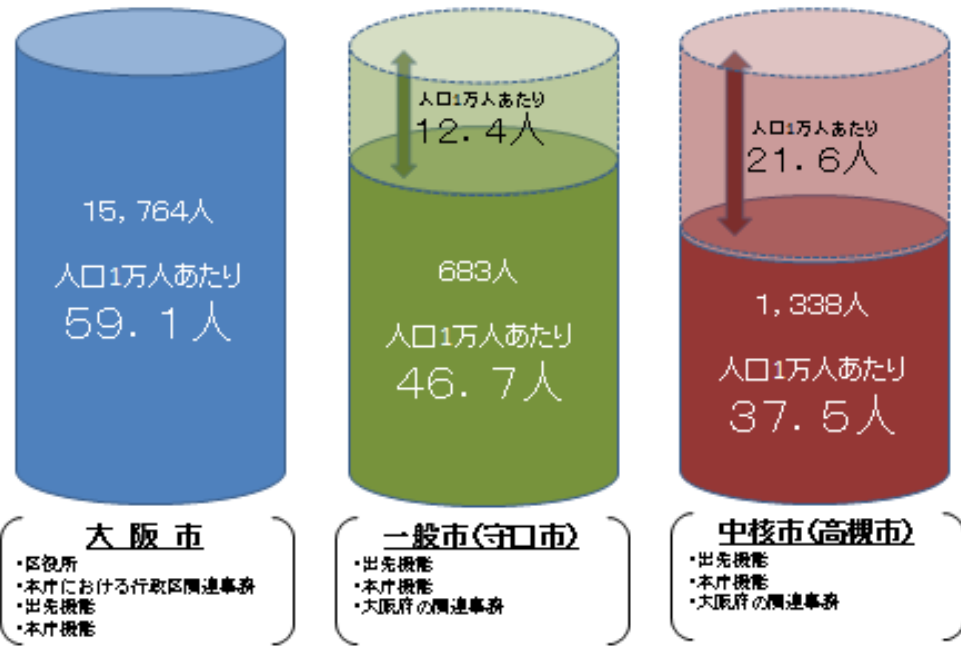
※「大阪府における関連事務」
⇒大阪市の本庁-行政区間と同様に、各市の該当事務に関連する事務に従事する府職員を抜き出し、政令市・中核市を除く39市町村人口で按分（事務局で算定）

- あわせて、大阪市が抱える昼間人口の著しい増加を踏まえ、関連する事務について、大阪市や比較対象市の人口割の見直しを行い、比較することとした。

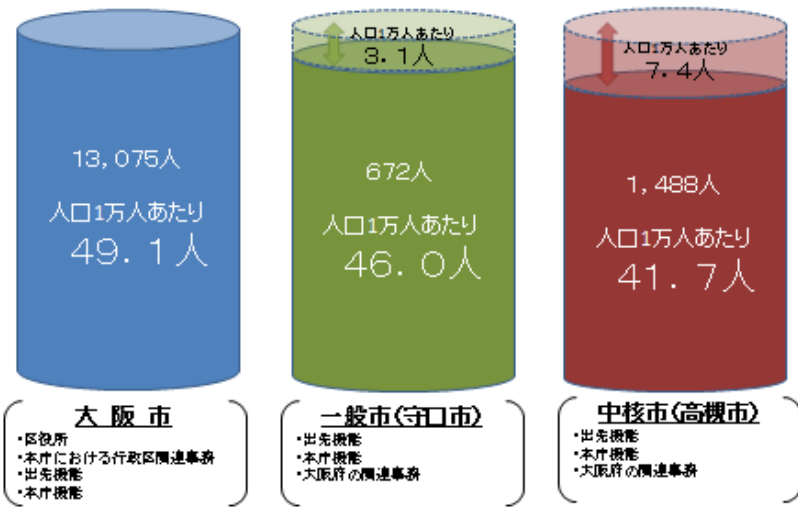
◆④組織人員分析 ～大阪市・行政区と一般市、中核市との比較～②

- 大阪市の人口1万人あたりの職員数よりも、一般市（守口市）や中核市（高槻市）の人口1万人あたりの職員数のほうが、少ないことがわかる。
- また、昼間人口ベースで、人口1万人あたりの関連職員数を比較すると、差は大きく縮まるものの、一般市や中核市のほうが少ないことがわかる。

大阪市・一般市(守口市)・中核市(高槻市)の職員数の比較
 ≪同一事務ベースでの比較≫



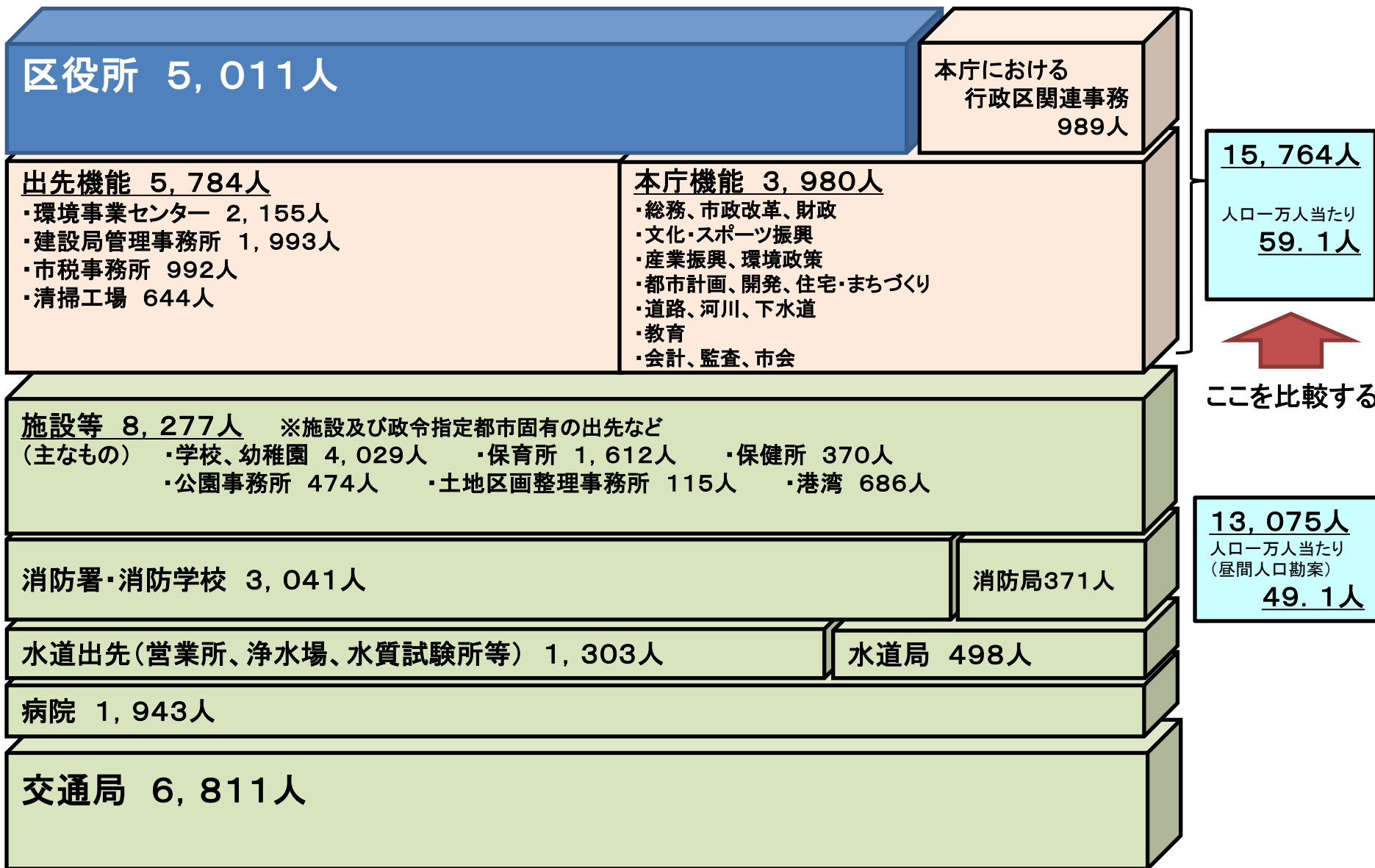
大阪市・一般市(守口市)・中核市(高槻市)の職員数の比較
 ≪昼間人口ベースで割り戻しバージョン≫



※「本庁における関連事務」
 ⇒大阪市HP掲載の本庁の事務概要を参考として、行政区関連事務に従事する職員を抜き出し、区内人口で按分(事務局において算定)

※「大阪府における関連事務」
 ⇒大阪市の本庁-行政区間と同様に、各市の該当事務に関連する事務に従事する府職員を抜き出し、政令市・中核市を除く39市町村人口で按分(事務局で算定)

大阪市の職員数の状況 (総職員38,008人の内訳)



※区役所と学校以外はH23. 4. 1現在、区役所はH23. 5. 1現在。

※学校職員数は、H22年度の教育部門職員数4,734人からH23. 4. 1現在の学校以外の教委職員数を除いた数値とした。

一般市(守口市)の職員数の状況 (総職員1,239人の内訳)

行政区なし

本庁における
行政区関連事務
なし

出先機能 91人

- ・クリーンセンター 88人
- ・道路管理事務所 3人

本庁機能 551人

- ・総務、財政
- ・税関連事務
- ・住民情報関連事務(住民登録、戸籍)
- ・保健年金関連事務、福祉関連事務(くすのき広域連合守口市人口按分7人含む)
- ・産業振興、環境政策
- ・都市計画、開発、住宅・まちづくり
- ・道路、河川、下水道
- ・教育
- ・会計、監査、市議会

大阪府の
関連事務
(健康福祉・
土木)

41人

683人

人口一万人当たり
46.7人

ここを比較する

672人

人口一万人当たり
(昼間人口勘案)
46.0人

施設等 349人

- (主なもの)
- ・学校、幼稚園 75人
 - ・保育所 202人

守口市門真市消防組合(守口市人口按分) 183人

水道局 65人

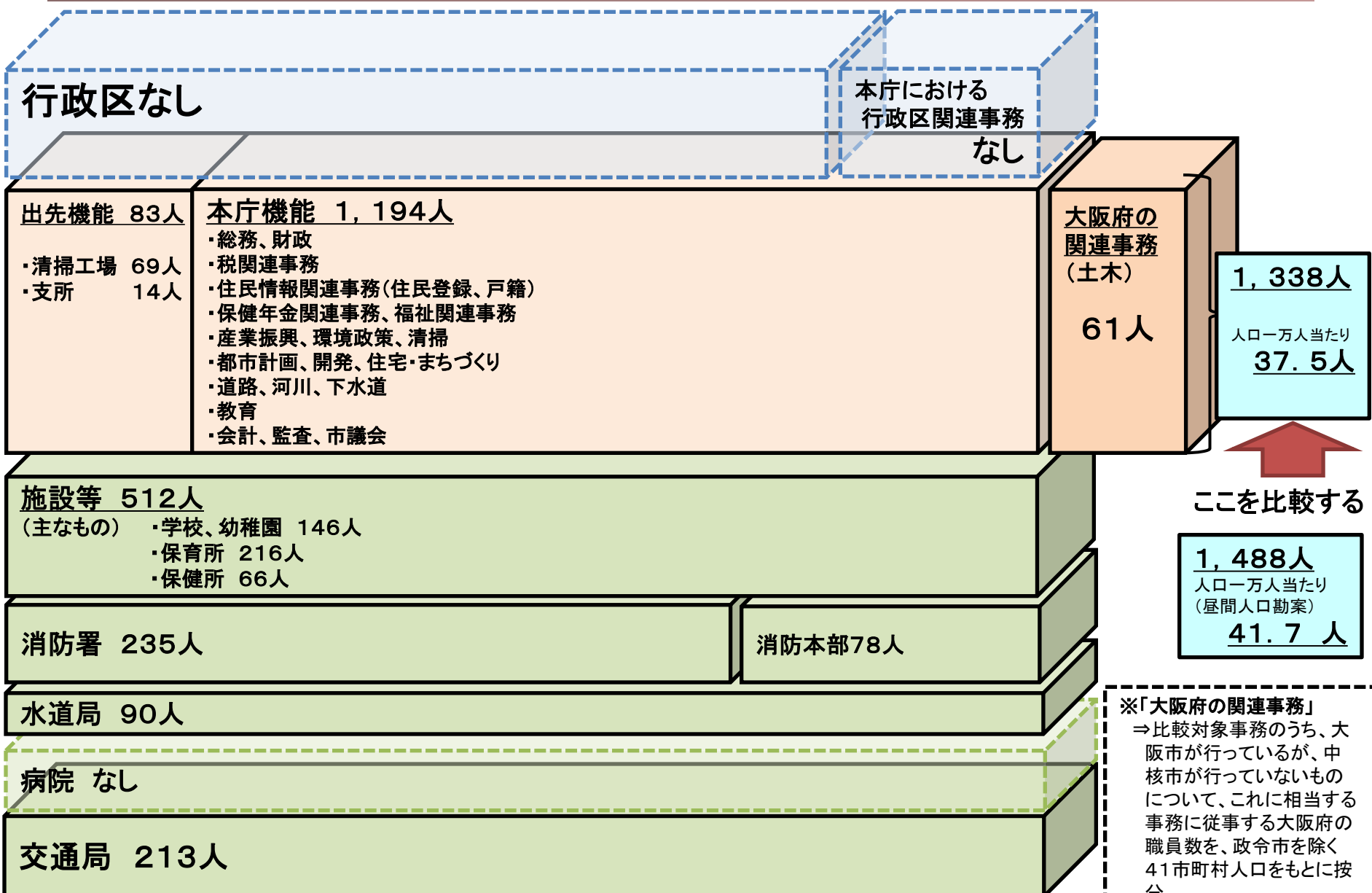
病院 なし

交通局 なし

※「大阪府の関連事務」
⇒比較対象事務のうち、大阪府が行っているが、一般市が行っていないものについて、これに相当する事務に従事する大阪府の職員数を、政令市・中核市を除く39市町村(土木関連は、政令市を除く41市町村)人口をもとに按分(事務局において算定)

※すべて、H23. 4. 1現在の人数である、

中核市(高槻市)の職員数の状況(総職員2,405人の内訳)



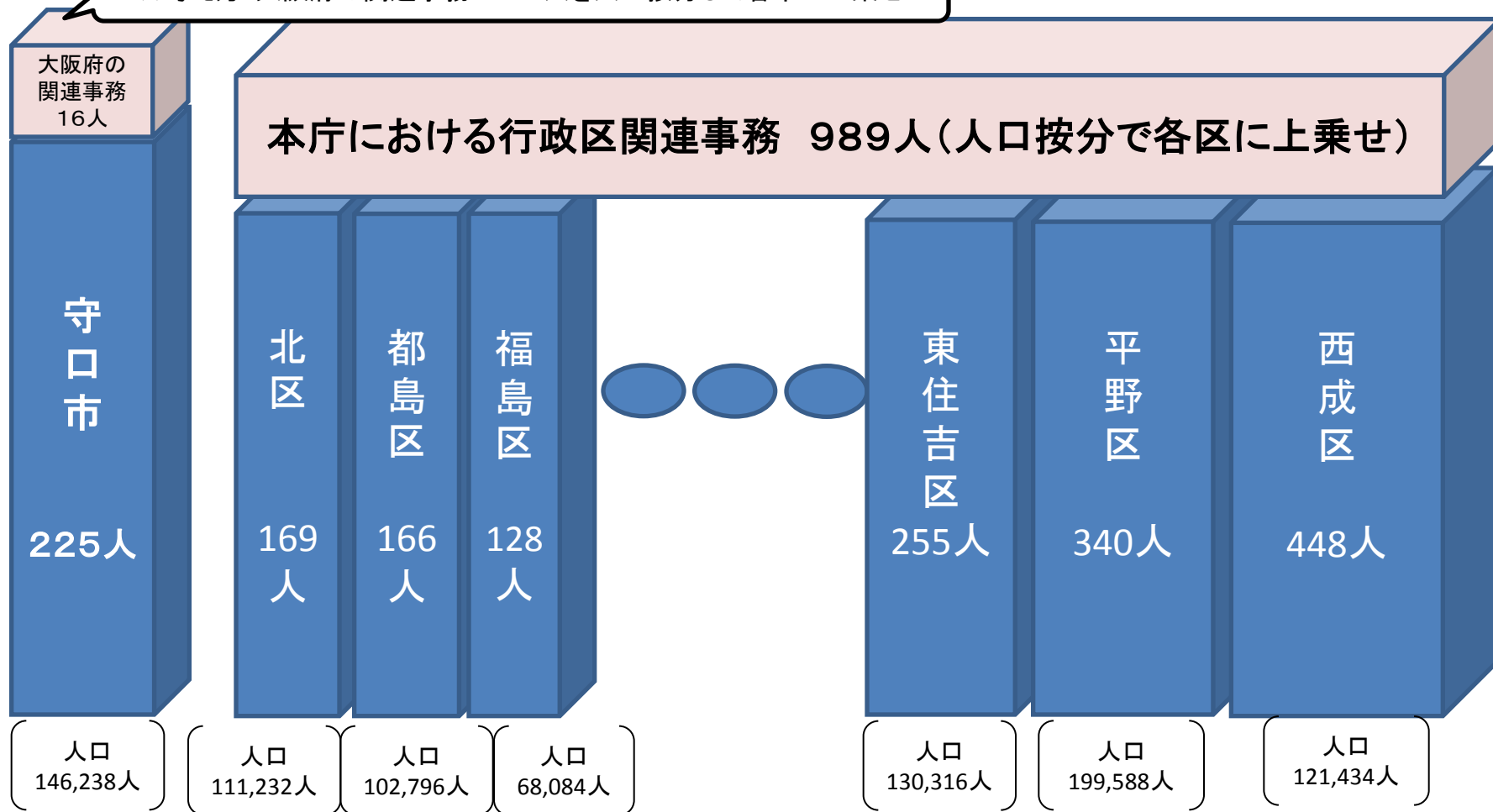
※すべて、H23. 4. 1現在の人数である、

※「大阪府の関連事務」
 ⇒比較対象事務のうち、大阪府が行っているが、中核市が行っていないものについて、これに相当する事務に従事する大阪府の職員数を、政令市を除く41市町村人口をもとに按分
 (事務局において算定)

大阪市の区役所事務に従事する職員数について

☆ 大阪市の行政区が行う4種類の事務（①総務企画（住民協働含む）、②窓口サービス、③保健福祉、④生活保護）に従事している職員について、ほぼ同数の人口規模を有する近隣市等と比較すると、ほぼ同程度か、行政区の方が多くなっている。

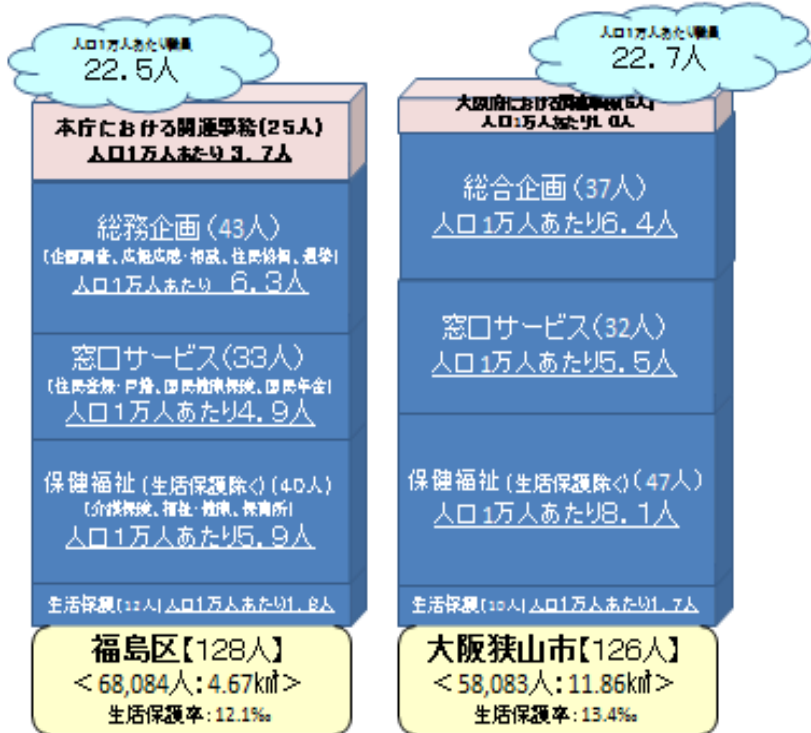
☆考え方:大阪府の関連事務 491人を人口按分して各市に上乘せ



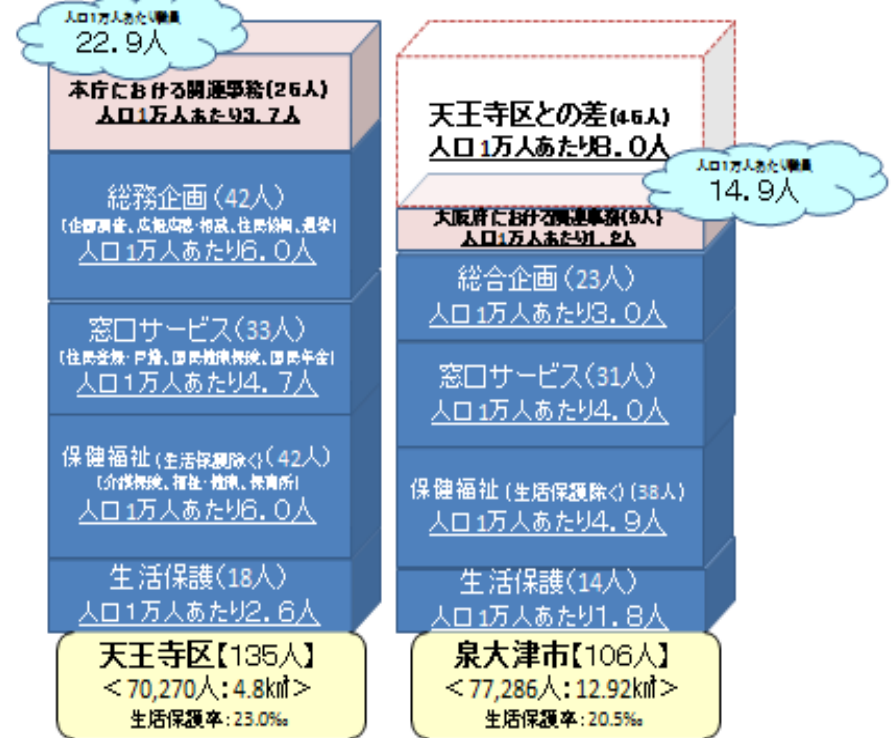
区職員数と市職員数(人口1万人あたり)の比較(1)

☆比較対象の選定にあたっては、隣接市や、人口規模・生活保護率等の類似性などを参考として、行政ニーズに大きな違いがないと思われるところを選ぶこととした。

福島区と大阪狭山市の比較



天王寺区と泉大津市の比較



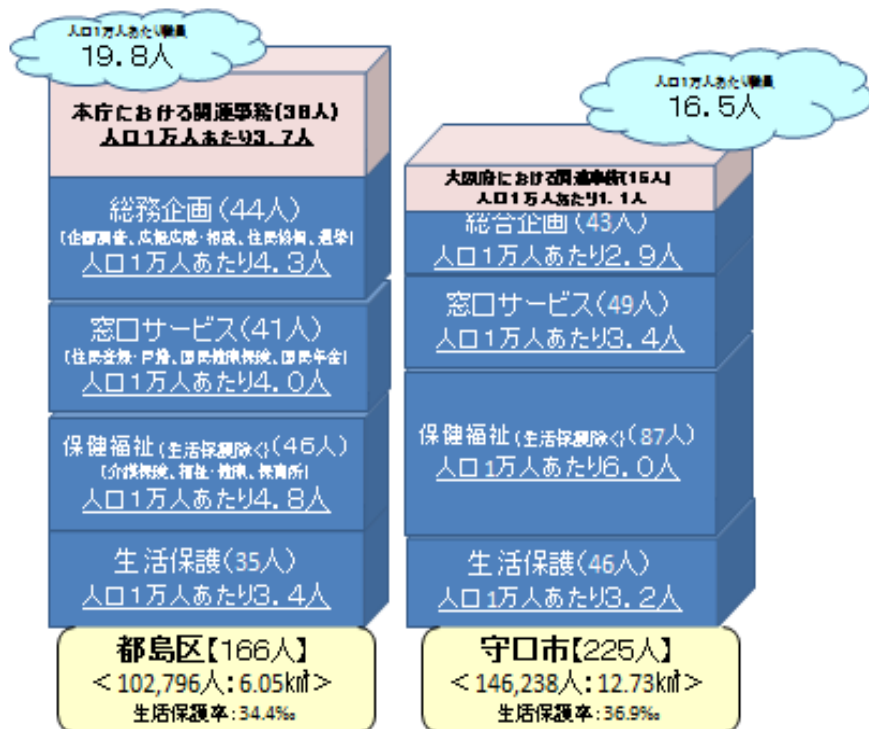
※「本庁における関連事務」
 ⇒大阪市HP掲載の本庁の事務概要を参考として、行政区関連事務に従事する職員を抜き出し、区内人口で按分(事務局において算定)

※「大阪府における関連事務」
 ⇒大阪市の本庁・行政区間と同様に、各市の該当事務に関連する事務に従事する府職員を抜き出し、政令市・中核市を除く39市町村人口で按分(事務局において算定)

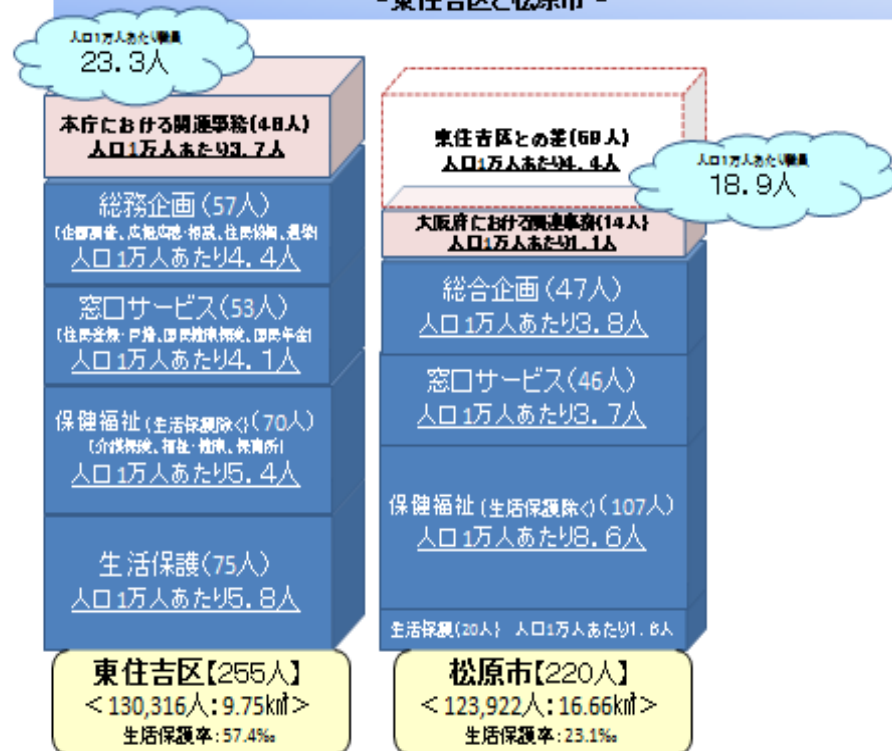
区職員数と市職員数(人口1万人あたり)の比較(2)

☆比較対象の選定にあたっては、隣接市や、人口規模・生活保護率等の類似性などを参考として、行政ニーズに大きな違いがないと思われるところを選ぶこととした。

区役所事務に従事する区職員数と市職員数(人口1万人あたり)の比較③ ～都島区と守口市～



区役所事務に従事する区職員数と市職員数(人口1万人あたり)の比較④ ～東住吉区と松原市～



※「本庁における関連事務」
⇒大阪市HP掲載の本庁の事務概要を参考として、行政区間事務に従事する職員を抜き出し、区内人口で按分(事務局において算定)

※「大阪府における関連事務」
⇒大阪市の本庁-行政区間と同様に、各市の該当事務に関連する事務に従事する府職員を抜き出し、政令市・中核市を除く39市町村人口で按分(事務局において算定)

(6) 行政コスト

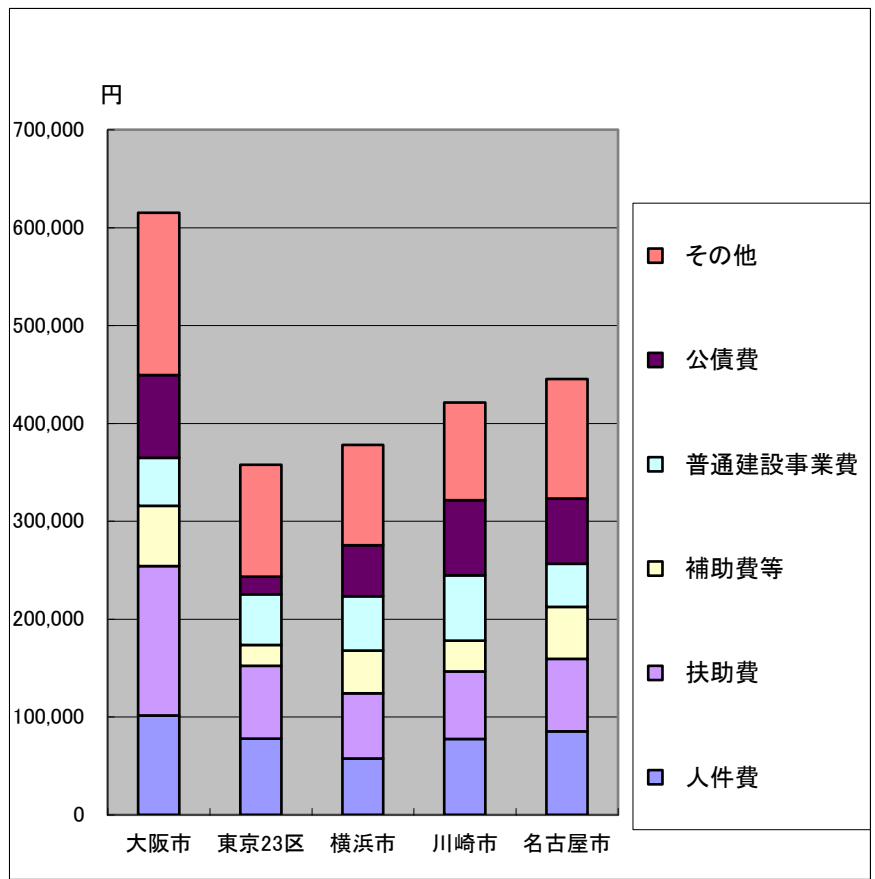
大阪市は高い行財政能力、規模の経済を活かして、高次の行政サービスを実施しているが、一方で、厳しい市民生活の改善など、今後、住民に身近なよりきめ細かな行政展開が課題となるなか、行政サービスの最適化の観点から、そのコストパフォーマンスについて財政面から他都市、さらには府内市町村との比較分析を実施

行政サービスの最適化 自治制度研究会「最終とりまとめ」の記述

- 大阪市と他の大都市との行政サービス（医療費助成、保育、介護保険、国民健康保険、病院、教育、市営住宅）の比較を行ったところ、それぞれの都市に応じた特色は見られるものの、総じて言えばその水準は同等のレベルにあると見受けられる。厳しい財政状況のなか、大阪市が住民サービスの維持に努めてきたとも言えるが、今後とも持続的にサービスを提供していくことができるかは不透明である。
- こうしたサービスに対するコストパフォーマンスを見ると、さまざまな要因を考慮する必要があるが、大阪市の行政コストは他の大都市と比べて高い状況にあると言える。
- 人口一人あたりの歳出額を他の大都市と比較すると、大阪市は61万円、横浜市が38万円、名古屋市が45万円で大阪市が最も高い。内訳は先に記載したとおり、生活保護費が突出していること、住宅費、公債費が高いことが要因だと考えられる。
- 普通会計ベースでの人口一人あたりの職員数を他の大都市と比較すると、大阪市97人、名古屋市78人、横浜市54人となっており、コスト高の要因の一つになっていると考えられる。

平成20年度政令市別性質別歳出額比較(人口一人当たり)

○歳出総額で見ると、大阪市が最も大きく、続いて名古屋市、川崎市、横浜市、東京23区の順。大阪市は横浜市の約1.6倍。
 ○内訳で見ると、大阪市は他都市と比べて人件費、扶助費、補助費等、公債費が突出して大きい。特に扶助費は他都市の2倍以上の規模となっている。
 ○扶助費は生活保護費の増加(扶助費の約6割を占める)等が要因と考えられる。
 ○人件費は人口1人あたりの職員数の多さ等が要因と考えられる。



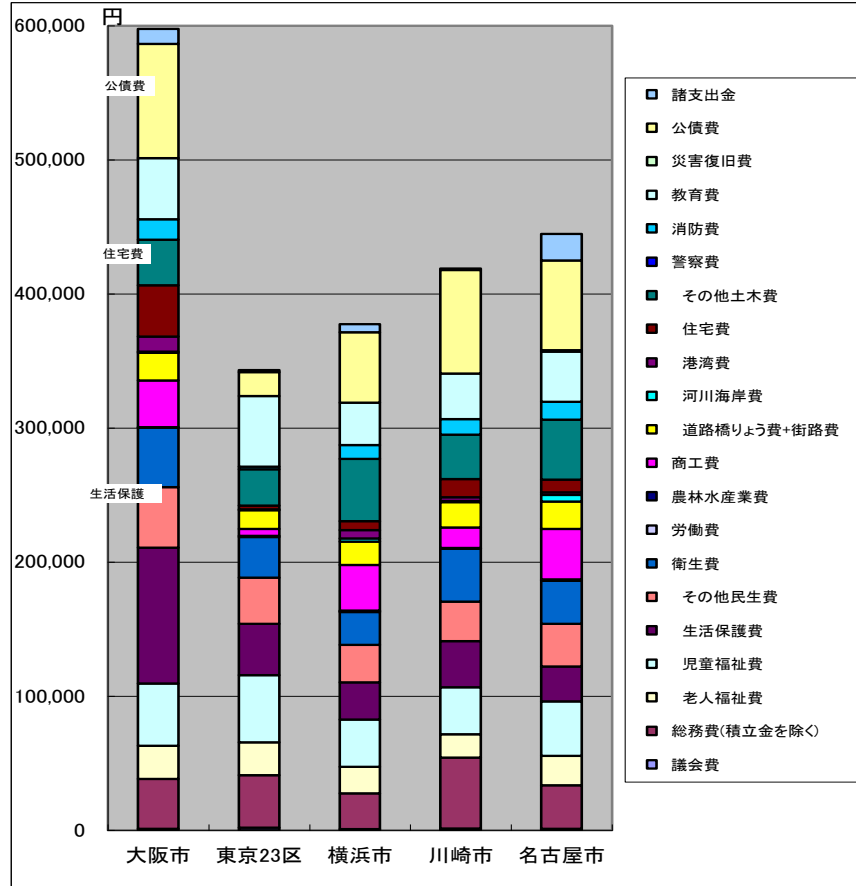
(単位:円)

	大阪市	東京23区	横浜市	川崎市	名古屋市
人件費	101,586	77,833	57,354	77,506	85,306
扶助費	152,411	74,296	66,690	68,834	74,158
補助費等	61,528	21,265	43,675	31,656	52,969
普通建設事業費	49,187	51,947	55,530	66,546	43,854
公債費	84,669	17,795	52,206	76,852	66,808
その他	165,575	114,628	102,514	99,873	122,275
歳出総額	614,956	357,764	377,969	421,267	445,370

◆財政1:政令指定都市間歳出比較②

平成20年度政令市別目的別歳出額比較(人口一人当たり)

○歳出総額で見ると、大阪市が最も大きく、続いて名古屋市、川崎市、横浜市の順。大阪市は東京23区の約1.7倍の規模となっている。
 ○内訳をみると、大阪市では生活保護費が歳出総額の16.5%を占め、他都市の3~4倍となっている。生活保護人口の増が大きな要因と考えられる。
 ○また、住宅費、公債費も他都市と比べ高い状況。



※グラフは小計(積立金を除く)の比較

	(単位:円)				
	大阪市	東京23区	横浜市	川崎市	名古屋市
議会費	1,138	2,012	826	1,293	1,126
総務費	54,594	53,496	27,170	55,164	33,028
(うち積立金除く)	(37,209)	(39,033)	(26,649)	(52,911)	(32,456)
老人福祉費	24,747	24,465	19,760	17,413	21,878
児童福祉費	46,429	50,252	35,452	34,988	40,684
生活保護費	101,271	38,263	27,586	34,527	25,911
その他民生費	45,121	34,298	28,004	29,316	31,829
衛生費	44,536	30,373	24,592	39,468	32,428
労働費	40	770	433	357	68
農林水産業費	58	111	636	350	805
商工費	35,028	5,187	33,910	15,282	37,652
道路橋りょう費+街路費	20,456	13,859	17,371	18,894	20,432
河川海岸費	899	720	2,336	712	4,754
港湾費	11,233	0	6,327	2,831	2,024
住宅費	38,273	2,848	6,594	13,578	9,479
その他土木費	33,907	27,145	46,477	33,095	44,752
警察費	0	0	0	0	0
消防費	15,360	1,759	10,415	11,622	13,237
教育費	45,683	52,732	31,648	33,977	37,570
災害復旧費	0	1	0	0	900
公債費	85,173	17,843	52,461	77,137	67,026
諸支出金	11,011	1,629	5,970	1,262	19,786
小計	614,957	357,763	377,970	421,267	445,370
(うち積立金除く)	(597,572)	(343,300)	(377,448)	(419,014)	(444,798)
その他	0	0	0	0	0
歳出総額	614,957	357,763	377,970	421,267	445,370
(うち積立金除く)	(597,572)	(343,300)	(377,448)	(419,014)	(444,798)

人口一人当たり地方税収額	265,645	118,189	202,293	216,163	237,497
--------------	---------	---------	---------	---------	---------

※東京都では本来、市町村税である「固定資産税、市町村民税(法人分)、特別土地保有税」を特別区ではなく都が徴収。

◆財政2:府内都市間歳出比較①

平成21年度普通会計決算歳出額(一般財源)比較(人口一人当たり)

●権能差を一定考慮しても、大阪市の行政コストは府内他都市より大きい(1.3倍~1.6倍)

(比較方法)

- ・政令指定都市は、府県の事務も含め他都市より多くの権能を有しているため、歳出額も多くなる
- ・このため、大阪市が仮に中核市、特例市、一般市の権能であった場合の額を試算(地方交付税算定における権能差による割増率から逆算※)して比較

政令市	
大阪市	346,535円
堺市	239,321円

中核市	
大阪市(試算)	326,492円
東大阪市	235,917円
高槻市	199,513円

特例市	
大阪市(試算)	316,851円
豊中市	213,541円

一般市	
大阪市(試算)	316,704円
泉大津市	241,479円
守口市	224,901円
大阪狭山市	213,205円
松原市	206,694円

※算出方法					
H21年度基準財政需要額(臨財債振替前)		対政令市需要額に対する比率(A)	(B)×(A)	一人当たり(円)	
大阪市の歳出額(一般財源)(B)=878,180,581円		・住基人口=2,534,176人			
同上	中核市需要額(試算)	537,843,055	94.2 %	827,387,943	326,492
同上	特例市需要額(試算)	521,961,752	91.4 %	802,957,027	316,851
同上	一般市需要額(試算)	521,718,586	91.4 %	802,582,954	316,704

◆財政2:府内都市間歳出比較②

平成21年度普通会計決算歳出額(一般財源)比較(人口一人当たり)

●大阪府歳出を一定加味しても、大阪市の行政コストは府内他都市より大きい

(比較方法)

- ・政令指定都市は、府県の権能も含め他都市より多くの権能を有しているため、歳出額も多くなる
- ・このため、府内各市の歳出に大阪府の当該市域に係る歳出額
(大阪府平成23年度当初予算における各市域への行政投資予定額をもとに按分して算出※)を加えて比較

	大阪市 (政令市)	堺市 (政令市)	東大阪市 (中核市)	高槻市 (中核市)	豊中市 (特例市)
各市一人当たり歳出額	346,535円	239,321円	235,917円	199,513円	213,541円
府歳出額上乘せ	527,739円	393,305円	448,990円	412,586円	426,614円
府歳出特定費目のみ上乘せ	381,054円	271,672円	296,982円	260,578円	274,606円
	泉大津市 (一般市)	守口市 (一般市)	大阪狭山市 (一般市)	松原市 (一般市)	
各市一人当たり歳出額	241,479円	224,901円	213,205円	206,694円	
府歳出額上乘せ	454,552円	437,974円	426,278円	419,767円	
府歳出特定費目のみ上乘せ	302,544円	285,966円	274,270円	267,759円	

※ (総決算額)

	大阪府	大阪市(26.7%)	堺市(7.5%)	府内(65.8%)
大阪府決算額	1,719,860,497	459,202,753	128,989,537	1,131,668,207
一人当たり決算額	198,071	181,204	153,984	213,073

(特定費目)

費目	大阪府	大阪市(6.0%)	堺市(2.5%)	府内(91.5%)
土木費	83,065,697	4,983,942	2,076,642	76,005,113
民生費	315,519,522	74,147,088	22,401,886	218,970,548
衛生費	40,320,754	8,346,396	2,620,849	29,353,509
合計	438,905,973	87,477,426	27,099,377	324,329,170
特定費目にかかる一人当たり決算額		34,519	32,351	61,065

・府から各市域への補助金等は重複控除していない
 ・土木費からは住宅費と空港費は除いている

◆財政3: 決算と交付税算定額との比較① 《生活保護費》

～交付税という全国共通の尺度から見て～

- 大阪市、東大阪市、名古屋市の3団体で、決算額が交付税算定額を上回っている
- 「それ以外」(給与費等)が、交付税算定額を上回っているのは大阪市のみ

(単位:千円)

	決算統計 (一般財源) A	普通交付税 算定額 B	過不足額 B-A	決算統計 (一般財源)		普通交付税算定		過不足		保護率 ※ %	
				扶助費(補+単) D	それ以外 D'	扶助費 E	それ以外 E'	扶助費 E-D	それ以外 E'-D'		
府内 政令市	大阪市	80,936,789	61,857,816	▲ 19,078,973	66,690,990	14,245,799	50,110,211	11,747,605	▲ 16,580,779	▲ 2,498,194	56.3
	堺市	11,052,297	11,108,737	56,440	9,636,784	1,415,513	8,697,780	2,410,957	▲ 939,004	995,444	29.6
府内 中核市	高槻市	2,096,282	2,520,889	424,607	1,792,032	304,250	1,852,866	668,023	60,834	363,773	14.8
	東大阪市	8,535,733	7,868,189	▲ 667,544	7,494,828	1,040,905	6,060,314	1,807,875	▲ 1,434,514	766,970	39.8
府内 都市	泉大津市	614,294	636,661	22,367	509,957	104,337	460,568	176,093	▲ 49,389	71,756	20.5
	守口市	2,289,122	2,297,200	8,078	1,937,977	351,145	1,771,929	525,271	▲ 166,048	174,126	36.9
	松原市	1,210,166	1,247,282	37,116	1,004,065	206,101	928,786	318,496	▲ 75,279	112,395	23.1
	大阪狭山市	300,404	367,166	66,762	234,409	65,995	255,279	111,887	20,870	45,892	13.4
他府県 政令市	横浜市	30,050,217	33,058,759	3,008,542	25,245,881	4,804,336	25,553,675	7,505,084	307,794	2,700,748	15.5
	名古屋市	18,696,440	17,291,657	▲ 1,404,783	16,697,203	1,999,237	12,879,122	4,412,535	▲ 3,818,081	2,413,298	16.0

数値は平成21年度のもの

保護率 府内市: H23.3被保護実人員/H23.3推計人口、横浜市・名古屋市: H21被保護実員(月平均)/H22国調人口(速報)。

(「それ以外」の交付税単位費用の内訳)

単位費用 1,870円 内訳 医療費・調剤費支払事務委託費 15円 社会福祉事務所費 1,855円

なお、社会福祉事務所費のうち、給与費は1,807円で、97.4%。

◆財政3: 決算と交付税算定額との比較② 《戸籍住民基本台帳費》

～交付税という全国共通の尺度から見て～

- 大阪市、堺市、守口市、大阪狭山市、名古屋市の5団体で、決算額が交付税算定額を上回っている
- これらの団体は、いずれも給与費が交付税算定額を上回っている

(単位: 千円)

		決算統計 (一般財源) A	普通交付税 算定 B	過不足額 B-A	決算統計 (一般財源)		普通交付税算定額		過不足	
					給与費 D	給与費以外 D'	給与費 E	給与費以外 E'	給与費 E-D	給与費以外 E'-D'
府内 政令市	大阪市	6,710,976	4,040,430	▲ 2,670,546	6,499,859	211,117	3,336,791	703,639	▲ 3,163,068	492,522
	堺市	1,127,247	1,090,575	▲ 36,672	954,726	172,521	902,438	188,137	▲ 52,288	15,616
府内 中核市	高槻市	378,316	465,886	87,570	345,974	32,342	386,472	79,414	40,498	47,072
	東大阪市	476,836	709,187	232,351	348,628	128,208	587,574	121,613	238,946	▲ 6,595
府内 都市	泉大津市	81,626	123,518	41,892	65,742	15,884	102,127	21,391	36,385	5,507
	守口市	281,687	241,447	▲ 40,240	271,698	9,989	199,674	41,773	▲ 72,024	31,784
	松原市	137,062	179,093	42,031	107,002	30,060	148,262	30,831	41,260	771
	大阪狭山市	120,296	89,137	▲ 31,159	92,272	28,024	74,128	15,009	▲ 18,144	▲ 13,015
他府県 政令市	横浜市	3,551,930	4,402,545	850,615	2,903,942	647,988	3,648,697	753,848	744,755	105,860
	名古屋市	3,777,899	2,968,935	▲ 808,964	3,311,786	466,113	2,457,304	511,631	▲ 854,482	45,518

数値は、平成21年度のもの

決算統計(一般財源)の給与費・給与費以外の振り分けは、歳出総額での人件費とそれ以外の比率で按分。

普通交付税算定の人件費・人件費以外の振り分けは、標準団体行政経費の給与費・報酬とその他の比率で按分。

(交付税の単位費用の内訳)

- (戸籍数を測定単位とするもの) 単位費用 1,582円 内訳 給与費1,237円 その他346円 (給与費の比率: 78.2%)
- (世帯数を測定単位とするもの) 単位費用 2,423円 内訳 給与費2,069円 その他354円 (給与費の比率: 85.4%)

◆財政3: 決算と交付税算定額との比較③ 《徴税费》

～交付税という全国共通の尺度から見て～

- 大阪市、堺市、松原市、横浜市、名古屋市の5団体で、決算額が交付税算定額を上回っている
- これらの団体は、いずれも給与費が交付税算定額を上回っている

(単位:千円)

		決算統計 (一般財源) A	普通交付税 算定額 B	過不足額 B-A	決算統計 (一般財源)		普通交付税算定		過不足	
					給与費	給与費以外	給与費	給与費以外	給与費	給与費以外
府内	大阪市	10,327,530	5,675,263	▲ 4,652,267	7,802,663	2,524,867	3,778,706	1,896,557	▲ 4,023,957	▲ 628,310
政令市	堺市	3,094,482	1,521,803	▲ 1,572,679	1,604,724	1,489,758	1,013,248	508,555	▲ 591,476	▲ 981,203
府内	高槻市	447,054	681,401	234,347	364,630	82,424	453,691	227,710	89,061	145,286
中核市	東大阪市	701,550	1,000,674	299,124	484,361	217,189	666,269	334,405	181,908	117,216
府内 都市	泉大津市	97,083	194,077	96,994	73,649	23,434	129,220	64,857	55,571	41,423
	守口市	286,152	357,403	71,251	253,855	32,297	237,966	119,437	▲ 15,889	87,140
	松原市	295,038	286,095	▲ 8,943	232,258	62,780	190,488	95,607	▲ 41,770	32,827
	大阪狭山市	130,929	147,902	16,973	93,774	37,155	98,476	49,426	4,702	12,271
他県	横浜市	11,270,396	6,683,156	▲ 4,587,240	6,596,028	4,674,368	4,449,782	2,233,374	▲ 2,146,246	▲ 2,440,994
政令市	名古屋市	9,492,163	4,363,042	▲ 5,129,121	6,711,061	2,781,102	2,905,003	1,458,039	▲ 3,806,058	▲ 1,323,063

数値は平成21年度のもの。
 決算統計(一般財源)の給与費・給与費以外の振り分けは、歳出総額の人件費とそれ以外の比率で按分。
 普通交付税算定の人件費・人件費以外の振り分けは、標準団体行政経費の給与費・報酬とその他の比率で按分。
 (交付税の単位費用の内訳)
 単位費用 6,160円 内訳 給与費4,104円 その他2,060円 (給与費の比率:66.6%)